

第三期 唐津市 子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
唐津市

第三期

唐津市 子ども・子育て支援事業計画

（令和7年度～令和11年度）

は じ め に



唐津市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い「唐津市次世代育成支援後期行動計画」に掲げた施策を含む一体的な計画として、「唐津市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)を策定しました。

第二期計画(令和2年度～令和6年度)では、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念とし、本市におけるこども・子育て支援の量・質の充実および安心してこどもを生み育てる環境や、全てのこどもがすこやかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

今回策定した「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの計画の理念を引き継ぐとともに、こどもの貧困対策推進のための計画である「からつつ子未来応援プラン」を含んでいます。

令和6年2月に実施した各種調査の結果をもとに、こどもの保護者、子育て支援事業従事者等を委員とした唐津市子ども・子育て会議における計画内容の審議を経て、「こどもみんながすこやかに 幸せに育つまち 唐津」を基本理念としています。

本市としましても、こどもを取り巻く環境が変化するなか、地域全体での支え合いや様々な子育て支援により、こどもと子育て家庭が唐津に生まれてよかった、住んでいてよかったと感じられるように、市民の皆様や関連機関と相互に連携し、協力しながら「子育てによりそう唐津」の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました唐津市子ども・子育て会議委員の皆様、また、パブリックコメント等を通じてご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

唐津市長 峰 達郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	4
3 こども・子育て支援に関わる制度等の改正.....	5
4 計画の位置付け.....	7
5 計画の期間.....	8
6 計画の策定体制.....	9
第2章 唐津市のこども・子育てを取り巻く環境	10
1 人口・世帯.....	10
2 結婚・出生・女性の就労.....	13
3 こどもを取り巻く様々な状況.....	15
4 保育所・認定こども園・幼稚園等の設置状況.....	18
5 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	20
6 市民等アンケートの結果概要.....	21
7 こどもの意見聴取(唐津市こども・若者ヒアリング～からっつ子 VOICE～).....	56
8 こどもの将来人口推計.....	60
9 唐津市における課題.....	62
第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方	64
1 基本理念.....	64
2 基本方針.....	65
3 施策の体系.....	67
第4章 こども・子育て支援に関する施策	68
1 教育・保育の提供区域.....	68
2 「量の見込み」と「確保方策」について.....	68
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	69
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	72
5 その他の基本的な取り組み.....	91
第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策	92
1 地域における子育ての支援.....	92
2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進.....	97
3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備.....	103
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	107

5 職業生活と家庭生活との両立の推進	109
6 こども等の安全の確保.....	110
7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進	112
第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策	118
1 こども大綱に示されるこどもの貧困対策.....	118
2 本計画による取り組み	118
第7章 計画の推進体制と進行管理.....	122
1 計画の推進体制.....	122
2 こどもの意見聴取	122
3 計画の進行管理.....	122
資料編.....	124
計画策定の経過	124
唐津市子ども・子育て会議条例	125
唐津市子ども・子育て会議 委員名簿	127

「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法では「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、そのすこやかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

「障がい」の表記について

法令や新制度の指針等では「障害」と記載されていますが、唐津市では広報やホームページにおいて「障がい」という表記を使っています。本計画書では法令等の引用を行う場合以外は「障がい」を使っています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

（１）深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。令和6年6月5日の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率¹は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

（２）少子化の進行に伴う国の対策

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」²が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

直近では、令和6年6月5日に少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、このほか親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

（３）「子ども・子育て支援新制度」と「唐津市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法³」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進していく「子ど

1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産むこどもの人数。15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもの。

2 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

3 子ども・子育て関連3法：待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育および地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法。

も・子育て支援新制度」が平成27年から施行されました。

唐津市においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「唐津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度からはその第二期計画となる「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」といいます。）により、一人ひとりのこどもがすこやかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

（４）こどもを取り巻くその他の動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこどもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「こどもの貧困対策法」といいます。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。こどもの貧困対策法は、令和元年9月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児¹支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

1 医療的ケア児：生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするこども。

新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

(5) こども施策の新たな推進

こども家庭庁とこども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター¹）の設置に努めることとされました。

令和6年度以降の放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取り組み推進をしていくとされています。

1 こども家庭センター：令和4年6月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置することとされた。

2 計画策定の趣旨

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）は、前計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題および基本指針¹の改正を踏まえ策定するものです。

少子化の進行、児童虐待やこどもの貧困問題、障がいのあるこどもへの対応の必要性が高まるなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している今、社会全体でこどもと子育てを支援していくことは、より重要性を増しています。

このような状況を踏まえ、本計画は、引き続き教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努めるとともに、唐津市のこどもや保護者が幸せに住み続けることができるよう、地域の協力のもと、こどもに関わる取り組みを一元的・総合的に推進するための計画として策定します。

そのため、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」²の性格も一部に併せ持つものとします。

本計画により、唐津市において、こども・子育て支援の量と質の充実および安心してこどもを生み育てる環境や、全てのこどもがその権利を守られながらすこやかに成長できる社会の実現を目指します。

1 基本方針：令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定。それを推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが示された。

2 市町村こども計画：こども計画は、こども施策を総合的に推進することを目的とするもの。こども基本法において、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定することが努力義務となった。

3 こども・子育て支援に関わる制度等の改正

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に一部を改正する法律が施行されました¹。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

「加速化プラン」において実施する具体的な施策
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 ● 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。 ● 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ● 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。 ● 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。 ● 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。 ● 教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。 ● 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。 ● 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ● ヤングケアラー²を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。 ● 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。 (3) 共働き・共育での推進 ● 両親ともに育児休業³を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。 ● 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

1 事業により施行日の異なるものがある。

2 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、成長や発達に必要な(勉強や遊び等の)時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって負担が重い状態になっていると認められるこども・若者。

3 育児休業：労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をとることができる制度。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針¹（以下「基本指針」といいます。）は、教育・保育の提供体制の確保および地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるもので、令和7年4月1日から適用されます。

基本指針改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置付け等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌基準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
○その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

¹ 基本指針：正式な名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。改正は令和6年9月30日に公布。

4 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、こどもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

【参考】子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 一体的に推進する取り組み

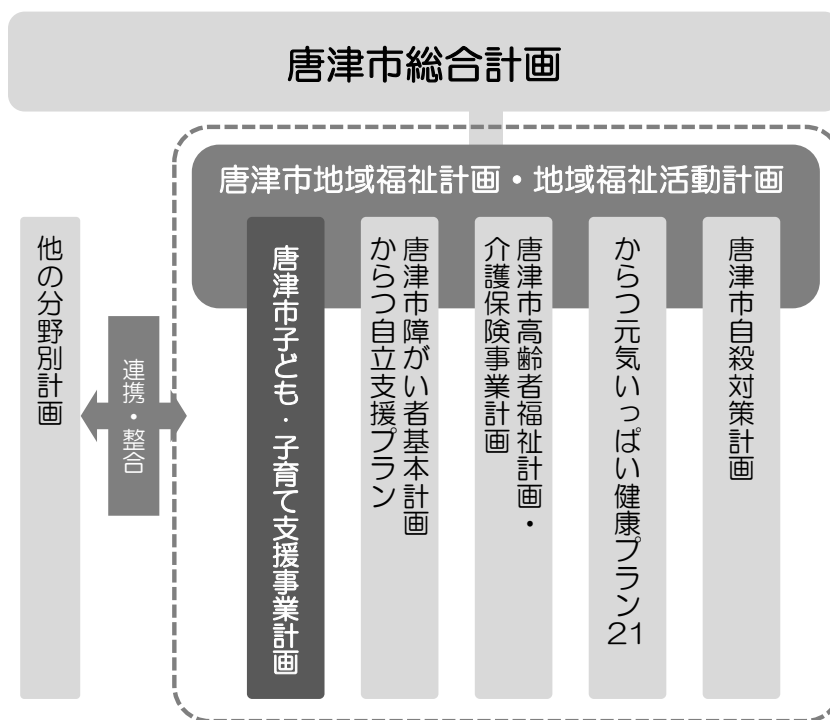
本計画は、子ども・子育て支援事業分野の計画であるとともに、唐津市のこどもと子育て家庭に関する様々な状況や課題に対応するため、唐津市における以下の計画・取り組みを一体的に推進するものとします。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- ヤングケアラーへの支援

(3) 計画体系による位置付け

唐津市の最上位計画である「唐津市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、国・佐賀県による関連計画や、唐津市の福祉分野の上位計画となる「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」ほか各種分野別計画等との調和が保たれた計画として策定しています。

▼ 各計画との連携・整合



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを参考に見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

また、期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとしします。

▼ 計画の期間

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) 第二期 子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)			(本計画) 第三期 子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				
		▲ 見直し			▲ 見直し		▲ 見直し

6 計画の策定体制

(1) 唐津市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、市長が適当と認める者により構成される「唐津市子ども・子育て会議」で計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) 市民等アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見、こども自身の意見等を把握するため「子ども・子育て支援に関するアンケート」「こどもの生活アンケート」を実施しました。また、学校で日常的にこどもたちと接している小学5年生・中学2年生の担任・副担任教諭および養護教諭に、ヤングケアラーの可能性のあるこどもの存在や対応状況についてなどのアンケートを実施しました。

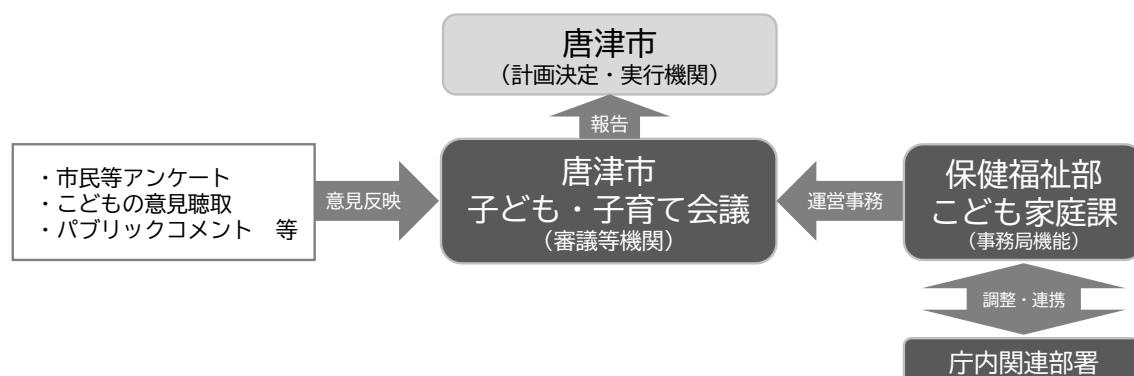
(3) こどもの意見聴取

こども自身の声を計画に反映するため、市内の高校生の参加による「唐津市こども・若者ヒアリング～からっ子 VOICE～」を実施し、自由な意見をもらいました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画素案の段階で市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、寄せられた意見を踏まえて計画策定を行いました。

▼ 計画の策定体制



第2章 唐津市のこども・子育てを取り巻く環境

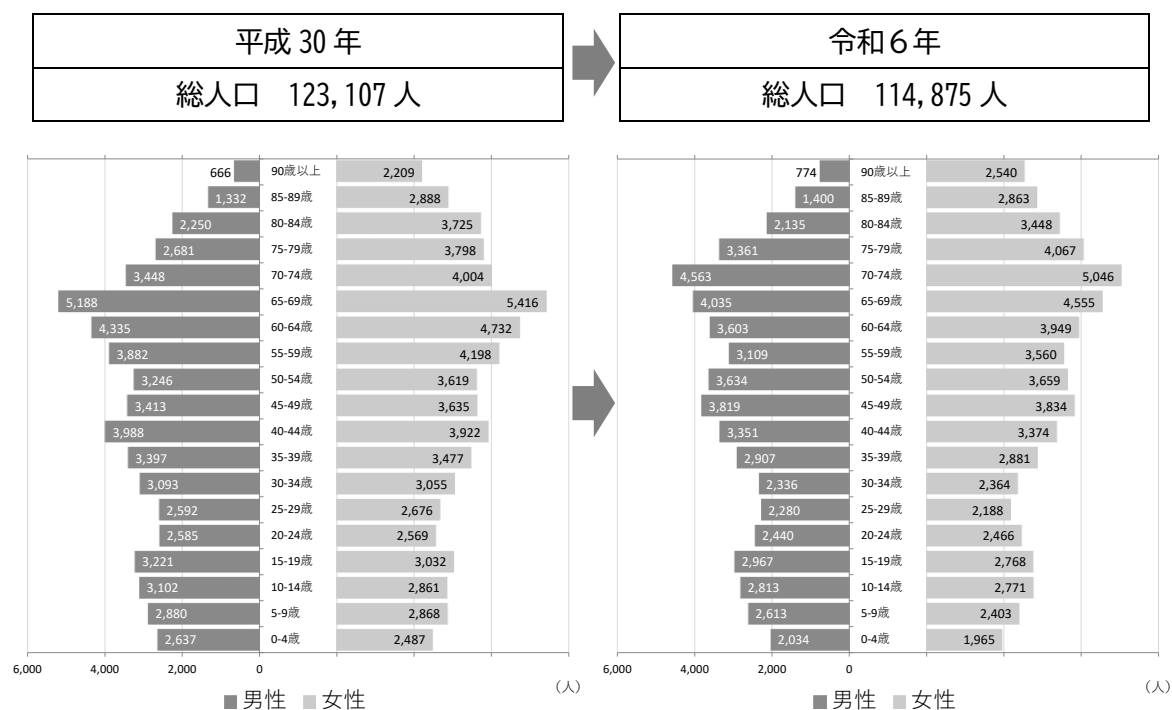
1 人口・世帯

(1) 人口構成の推移

唐津市の総人口は平成30年の123,107人から令和6年の114,875人へと減少しており、人口構成を比較すると、ボリュームゾーンが男女ともに65～69歳から70～74歳に移っていることがわかります。

0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳の各層が男女ともに減少し、少子化の進行が深刻な状況にあるといえます。

▼ 年齢別人口（人口ピラミッド）の推移

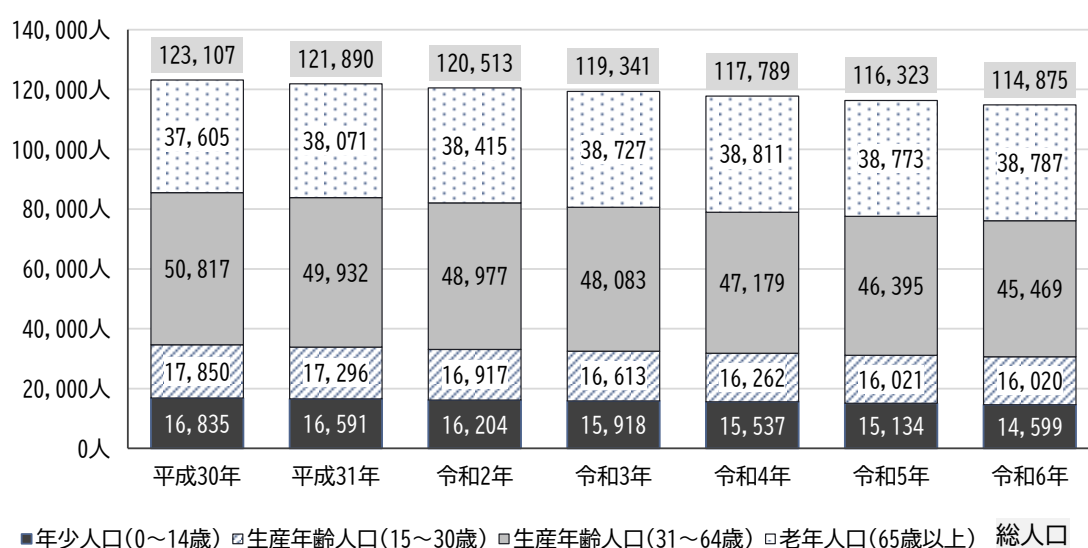


(住民基本台帳 左：平成 30年／右：令和6年 各年3月末日)

(2) 総人口・年齢層別人口の推移

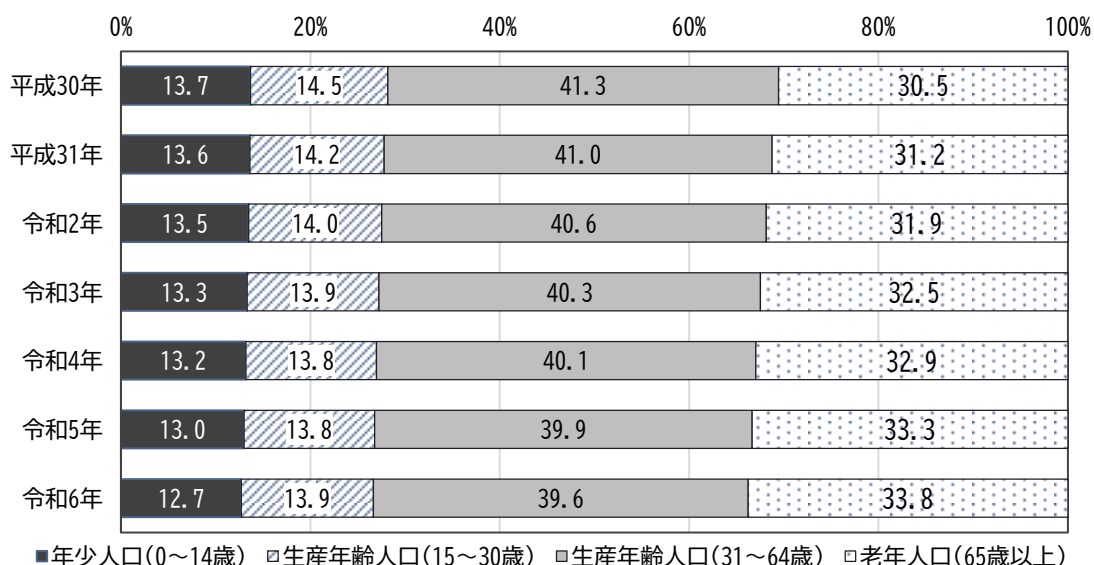
総人口は平成30年～令和6年まで継続的に減少しています。平成30年を100とした場合の令和6年の割合は93.3（8,232人の減少）となっています。年齢層別にみると、年少人口（0～14歳）は86.7（2,236人の減少）、生産年齢人口（15～64歳）のうち15～30歳は89.7（1,830人の減少）、31～64歳は89.5（5,348人の減少）となっており、老年人口（65歳以上）は103.1（1,182人の増加）となり、年少人口の減少幅が大きくなっています。年齢層別の人口構成割合の推移でも、年少人口の下降と老年人口の上昇が続いており、少子高齢化が進行しているとわかります。

▼ 総人口および年齢層別人口の推移



(住民基本台帳 各年3月末日)

▼ 年齢層別人口構成割合の推移

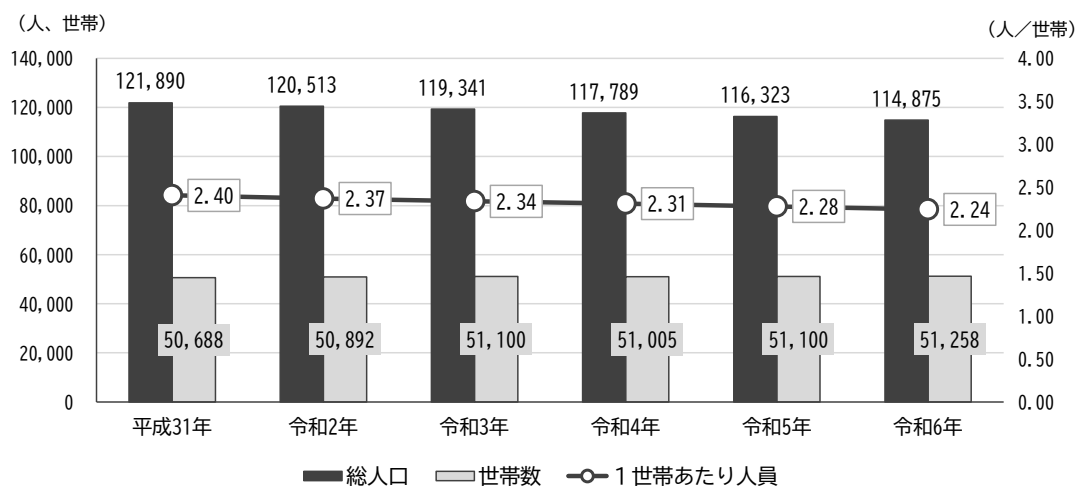


(3) 世帯数・1世帯あたり人員

世帯数は平成31年から令和3年にかけて増加し、令和4年に一旦減少した後、再び増加に転じています。

対して、総人口は減少が続いているため、1世帯あたりの人員数も継続的に減少する状況となっています。

▼ 総人口と世帯数、1世帯あたり人員の推移



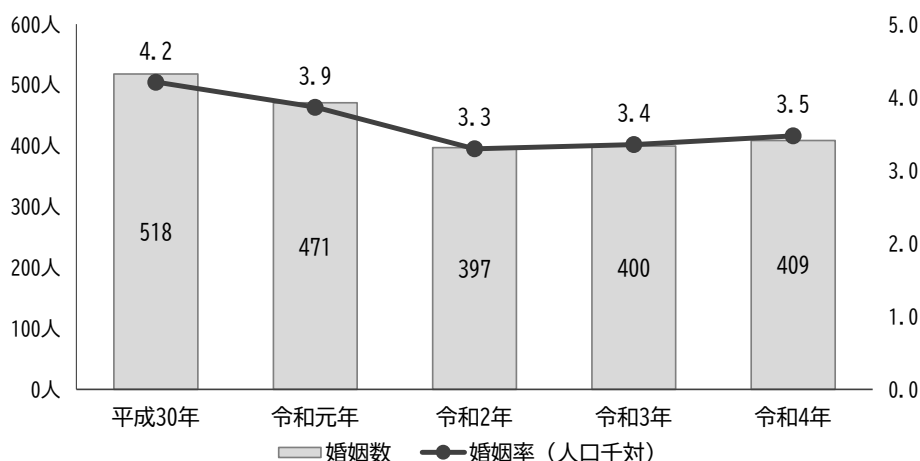
（人口：住民基本台帳、世帯数：市民課 各年3月末日）

2 結婚・出生・女性の就労

(1) 婚姻数・婚姻率

婚姻数は令和2年まで減少していましたが、その後増加傾向に転じています。婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）も婚姻数の増減状況に合うかたちで、令和2年以降上昇の傾向にありますが、平成30年の実績には届いていません。

▼ 婚姻数・婚姻率の推移

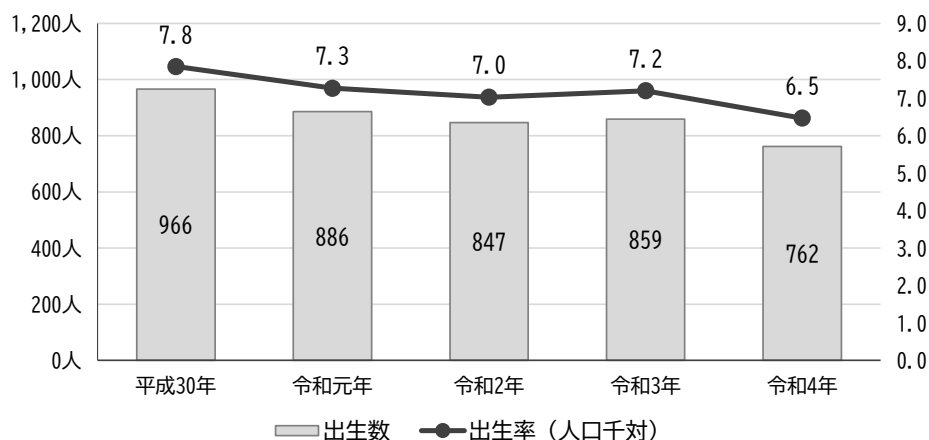


（佐賀県人口動態統計）

(2) 出生数・出生率

平成30年以降の出生数は、令和3年に一旦増加しましたが、総じて減少傾向で推移しています。出生率（人口千人あたりの出生数）¹は平成30年の7.8‰が最も高く、令和4年では6.5‰と、総じて下降傾向で推移しています。

▼ 出生数・出生率の推移



（佐賀県人口動態統計）

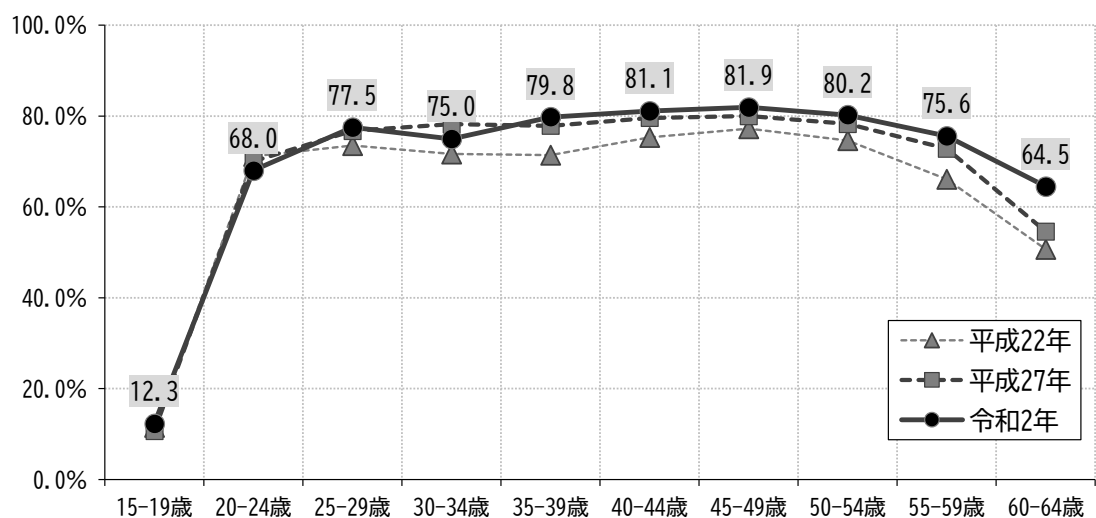
¹ 出生率：出生率は人口千人あたりの出生数のため百分率の%（パーセント）ではなく、千分率‰（パーミル）の単位で表される。（婚姻率も同様）

(3) 女性の就労状況

年齢別にみた女性の就労状況では、令和2年において、20歳代後半の77.5%が30歳代前半で75.0%に下がり、30歳代後半で79.8%に上昇しています。いわゆるM字カーブの状況が現れていますが、30歳代前半での下降は緩やかです。

年による推移をみると、20歳代後半以降の各年齢層とも平成22年より労働力率が上昇しており、結婚・出産・子育て期と考えられる女性も含めて、女性の就労が増えていることがわかります。

▼ 女性の年齢別労働力率の推移



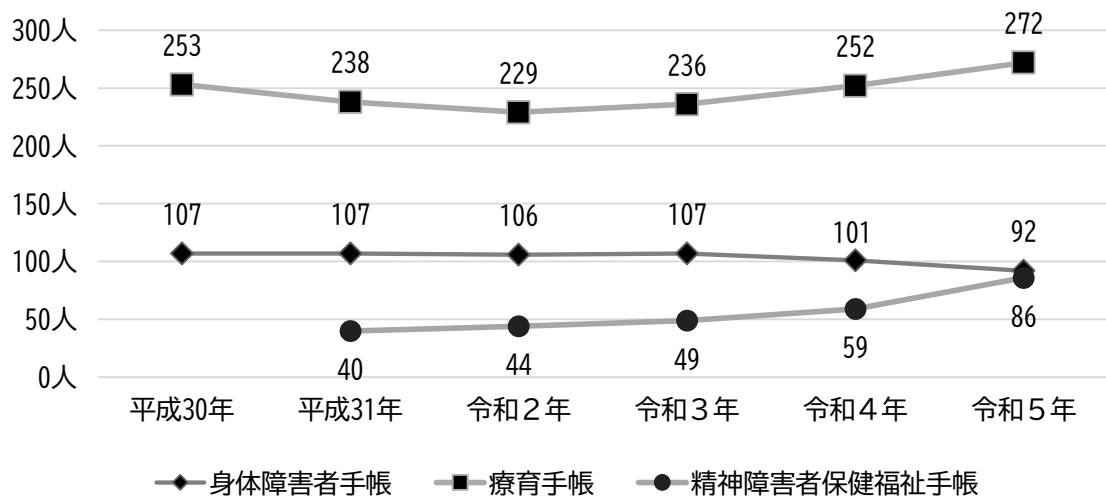
(国勢調査)

3 こどもを取り巻く様々な状況

(1) 18歳未満の障がい者手帳所持者

18歳未満の障がい者手帳の所持者数の推移をみると、療育手帳は令和2年以降増加の傾向にあり、身体障害者手帳は令和3年までほぼ横ばいであったものがその後減少傾向となっています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成31年以降増加傾向で推移しています。

▼ 18歳未満の障がい者手帳所持者数の推移



(障がい者支援課 各年3月末日)

※精神障害者保健福祉手帳は平成30年データなし

(2) 外国につながる世帯の状況

全世帯数に対する外国人のいる世帯の割合は、年により増減がみられるものの、総じて上昇傾向にあり、平成31年の0.96%が令和6年には1.54%となっています。

▼ 世帯数と外国人のいる世帯数と割合の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数(A)	50,688	50,892	51,100	51,005	51,100	51,258
外国人のいる世帯数(B)	487	583	593	488	570	790
(A)に占める(B)の割合	0.96%	1.15%	1.16%	0.96%	1.12%	1.54%

単位：世帯
(市民課)

(3) 生活保護世帯に属するこどもの進学率

生活保護世帯に属するこどもの進学率は、国のこども大綱においてこども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標にも設定されているものです。

唐津市では年度により大きく増減があり、一律の上昇・下降の傾向はみられません。

▼ 生活保護世帯に属するこどもの進学率の推移

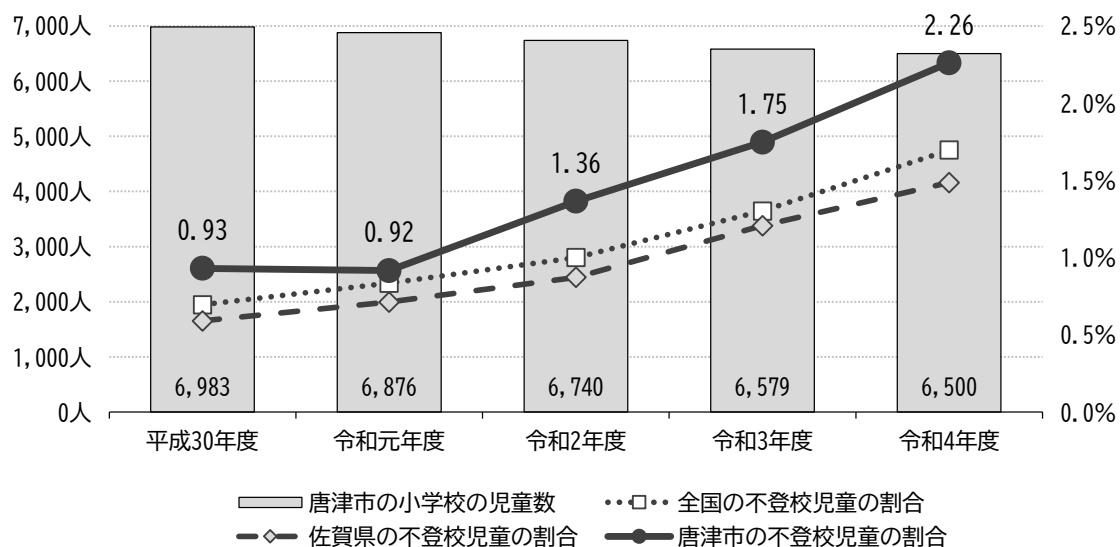
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高校等進学率	50.0%	100.0%	83.3%	100.0%	75.0%	75.0%
大学等進学率	66.7%	11.1%	37.5%	50.0%	25.0%	75.0%

(生活保護課)

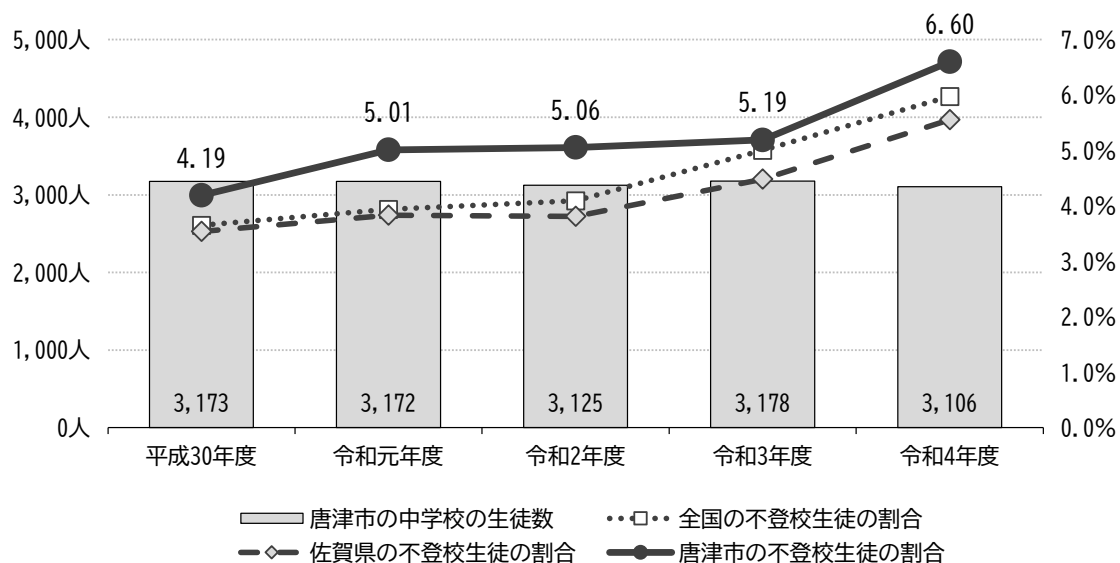
(4) 小・中学校における不登校児童・生徒数

小学校の児童数は減少が続いており、中学校の生徒数は年度による増減を繰り返しながら少しずつ減少傾向です。全児童・生徒数に対する不登校の児童・生徒数の割合は小学校・中学校とも上昇の傾向にあり、小学校・中学校ともに全国および佐賀県よりも高い水準で推移しています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



(全国・佐賀県：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査／唐津市：学校教育課)

4 保育所・認定こども園・幼稚園等の設置状況

(1) 保育所

施設名	利用定員
唐津地区	
若葉保育所	30 人
和多田保育園	270 人
唐房保育園	80 人
町田保育園	140 人
町田保育園山田分園	29 人
青葉保育園	140 人
佐志保育園	80 人
佐志保育園大良分園	20 人
西唐津保育園	40 人
湊保育園	40 人
湊保育園屋形石分園所	15 人
あけぼの保育園	110 人
外町保育園	120 人
長松保育園	110 人
長松保育園竹木場分園	29 人
長松保育園見借分園	20 人
清和保育園	70 人
大島保育園	45 人
山本保育園	120 人
城内シオン保育園	80 人
くりのみ保育園	120 人
くりのみ保育園半田分園	29 人
たんぼぼ保育園	60 人
こども塾神田園	40 人

施設名	利用定員
浜玉地区	
平原保育園	50 人
双葉保育園	130 人
親和保育園	70 人
北波多地区	
若竹保育所	30 人
北波多第二保育園	40 人
ひかり保育園	90 人
肥前地区	
やまのもり切木保育園	30 人
うみのもり高串保育園	30 人
鎮西地区	
なごや保育園	20 人
打上保育園	50 人
呼子地区	
殿の浦愛児園	30 人
七山地区	
七山保育園	30 人

※若葉保育所・若竹保育所は、公立の保育所です。

その他の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所は全て私立の施設です。

(2) 認定こども園

施設名	利用定員
唐津地区	
昭和幼稚園・なかよし保育園	255 人（保育所部門）
	105 人（幼稚園部門）
すみれ幼稚園	90 人（保育所部門）
	60 人（幼稚園部門）
虹の森こども園	140 人（保育所部分）
	15 人（幼稚園部分）
かがみこども園	120 人（保育所部分）
	15 人（幼稚園部分）
唐津ルーテルこども園	95 人（保育所部門）
	60 人（幼稚園部門）
リョーユー幼稚園	270 人（保育所部門）
	60 人（幼稚園部門）
唐津カトリック幼稚園	45 人（保育所部門）
	45 人（幼稚園部門）

施設名	利用定員
浜玉地区	
浜崎幼稚園	65 人（保育所部分）
	25 人（幼稚園部分）
厳木地区	
厳木さくらんぼ	50 人（保育所部分）
	10 人（幼稚園部分）
相知地区	
相知エルアンこども園	120 人（保育所部門）
	15 人（幼稚園部門）
肥前地区	
ひぜんこども園	50 人（保育所部門）
	13 人（幼稚園部門）
呼子地区	
呼子中央こども園	30 人（保育所部門）
	8 人（幼稚園部門）
呼子こども園	20 人（保育所部門）
	15 人（幼稚園部門）

(3) 幼稚園

施設名	利用定員
唐津地区	
エルアン幼稚園	120 人

(4) 地域型保育事業所

施設名	利用定員
唐津地区	
保育所しいの木 （事業所内保育）	14 人（従業員枠）
	5 人（非従業員枠）
なないろ保育園 （事業所内保育）	16 人（従業員枠）
	9 人（非従業員枠）

施設名	利用定員
鎮西地区	
馬渡島保育園 （小規模保育）	7 人
呼子地区	
小川島保育園 （小規模保育）	7 人

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

「地域子ども・子育て支援事業」で実施されている各事業の、これまでの実施内容・状況は以下のとおりです。

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 (人回／年延)	33,512	24,341	23,217	32,044
妊婦健康診査 (件＝健診票交付数／年)	11,944	12,126	11,027	10,762
乳児家庭全戸訪問事業 (人／年延)	827	763	796	669
養育支援訪問事業 (人／年延)	61	44	51	73
子育て短期支援事業 (人／年延)	69	50	90	213
ファミリー・サポート・センター事業 (人日／年延)	557	742	896	1,199
一時預かり事業 (人／年延)				
認定こども園（幼稚園型）	29,600	29,208	25,616	23,471
保育所	3,739	3,690	3,494	3,753
延長保育事業 (人／年)	90,621	88,114	85,172	82,821
病児・病後児保育事業 (人／年延)	206	47	43	199
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） (人＝各年4月時利用者数)				
1年生	599	578	556	571
2年生	550	549	496	511
3年生	474	455	419	403
4年生	315	292	279	256
5年生	165	175	113	157
6年生	102	84	92	70

6 市民等アンケートの結果概要

本計画の策定にあたり、教育・保育サービス等の利用状況や利用意向、こどもの生活状況や、家庭の状況、学校での状況などを把握するため市民等へのアンケートを実施しました。

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

●調査対象

就学前児童（0歳～5歳）が属する世帯／小学生児童（1年生～6年生）が属する世帯

●調査時期

令和6年2月28日～3月22日

●調査方法

郵送配付・回収

●配付・回収状況

	配付数	回収数	回収率
就学前児童（0歳～5歳）が属する世帯	2,000票	1,018票	50.9%
小学生児童（1年生～6年生）が属する世帯	2,000票	981票	49.1%

(2) こどもの生活アンケート

●調査対象

市内小学5年生の保護者と児童／市内中学2年生の保護者と生徒

●調査時期

令和6年2月15日～2月29日

●調査方法

学校経由で配付・回収、こどもは学校でWEB アンケート回答

●配付・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
小5保護者	1,089票	912票	83.7%
中2保護者	1,107票	801票	72.4%
小5児童	1,089票	958票	88.0%
中2生徒	1,107票	802票	72.4%

(3) こどもの生活（ヤングケアラー）についてのアンケート

●調査対象

市内小・中学校の小5・中2担任・副担任教諭および養護教諭

●調査方法

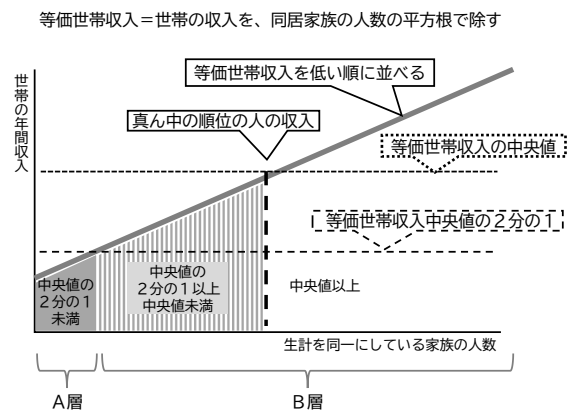
学校経由でメール依頼 WEB アンケート回答

●回答状況

	回答数
市内小・中学校の小5・中2担任・副担任教諭および養護教諭	125票

(4) こどもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類

こどもの生活アンケートの保護者票では「世帯全体のおおよその年間収入（税込）」の設問と、「生計を同一にしている家族の人数」の設問を設けています。ここから、等価世帯収入の中央値を求め、「中央値の2分の1未満」に属する家庭を「A層」、「中央値以上」および「中央値の2分の1以上中央値未満」に属する家庭を「B層」と分類し、経済的な状況別としてクロス集計を行っています。



(5) 結果概要の構成

本計画は、子ども・子育て支援法を根拠法令とするものですが、唐津市において安心して子どもを産み育てる環境や、全てのこどもがすこやかに成長できる社会を実現させることを目指すものであることから、アンケート種別・設問順等ではなく、国の「こども大綱」の「こども施策に関する重要事項」等の内容を参考に結果の概要をまとめています。

なお、以下において、調査名は次のように表記しています。

- 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」
 - 就学前児童（0歳～5歳）の保護者：【就学前保護者】
 - 小学生児童（1年生～6年生）の保護者：【小学生保護者】
- 「こどもの生活アンケート」
 - 小学5年生・中学2年生の保護者：【小5・中2保護者】
 - 小学5年生・中学2年生：【小5】【中2】
- 「こどもの生活（ヤングケアラー）についてのアンケート」：【学校（YC）】

必要に応じて、平成30年度に実施したアンケート調査（以下「前回調査」といいます。）との比較を行っています。また、設問文や選択肢は一部省略している場合があります。

こどもが権利の主体であること

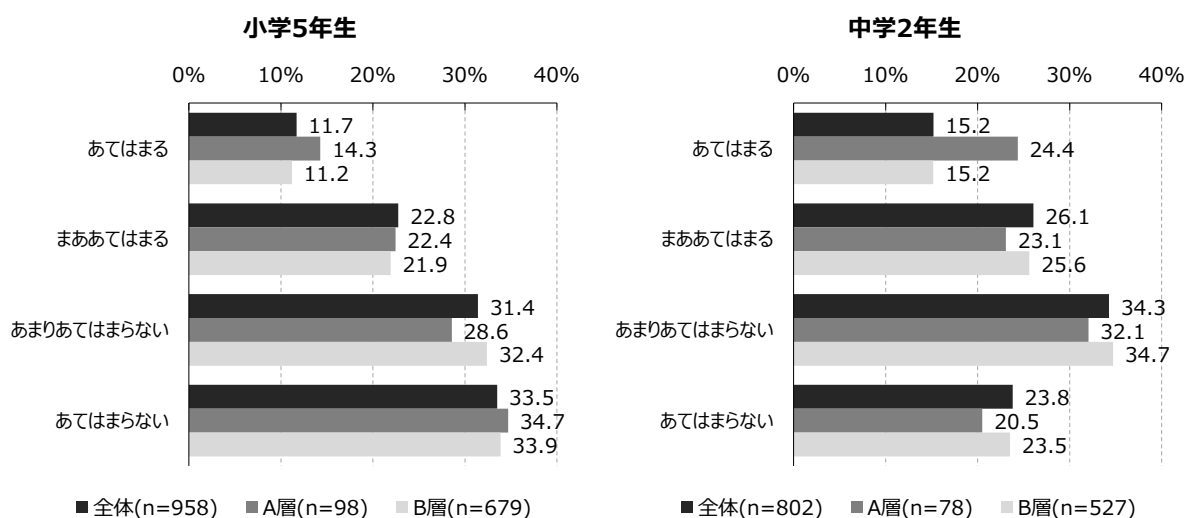
こどもの不安感

【小5】【中2】

問 次の質問について、あなたはあてはまると思いますか。
心配ごとが多く、いつも不安だ。

小学5年生では「あてはまらない」が33.5%、「あまりあてはまらない」が31.4%、「まああてはまる」が22.8%。中学2年生では「あまりあてはまらない」が34.3%、「まああてはまる」が26.1%、「あてはまらない」が23.8%。

「あてはまる」は、中学2年生でA層が全体より9.2ポイント多くなっている。



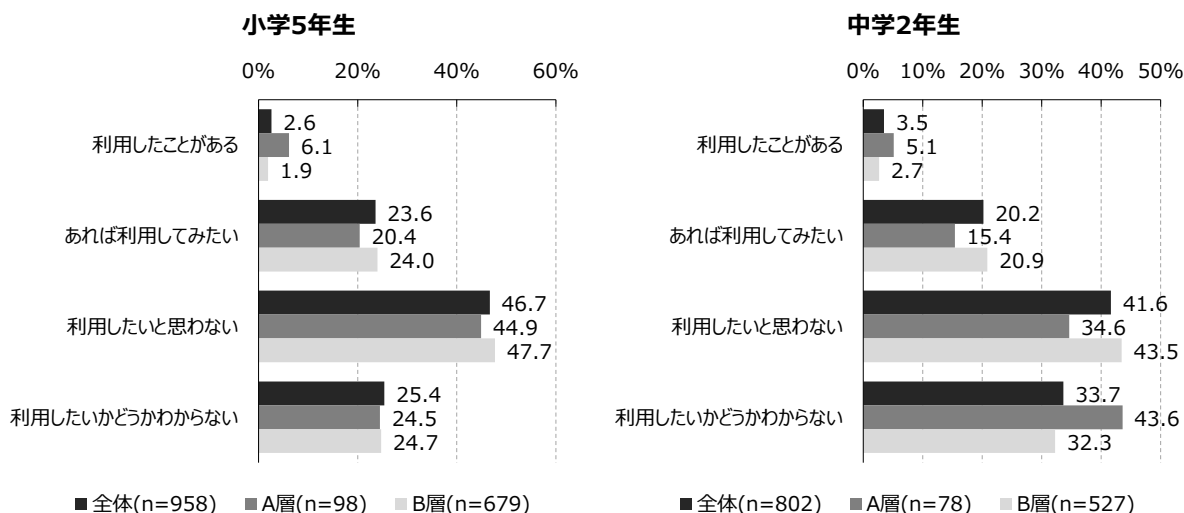
- 不安感は総じて学年の高いほうが大きく、「心配ごとが多く、いつも不安」にあてはまるとの回答は経済的状況のよくない家庭で多い。

何でも相談できる場所の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 次のような場所を利用したことがありますか。（自分や友人の家、学校は含まない）
何でも相談できる場所（電話やネット相談をふくむ）

小学5年生では、「利用したいと思わない」が46.7%、「利用したいかどうかわからない」が25.4%、「あれば利用してみたい」が23.6%。中学2年生では、「利用したいと思わない」が41.6%、「利用したいかどうかわからない」が33.7%、「あれば利用してみたい」が20.2%。



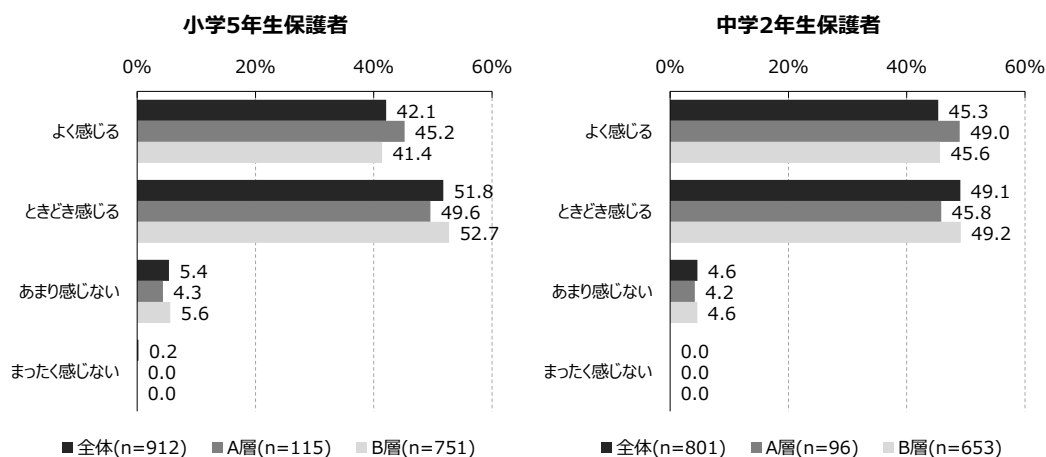
- 何でも相談できる場所について、「あれば利用してみたい」も「利用したいと思わない」も、経済的状況のよくない家庭では全体より少ない。
- 「利用したいかどうかわからない」が小学5年生で25.4%、中学2年生で33.7%となっている。「何でも相談できる場所」というものがどのような場所なのか、こどもにはイメージできていないことも考えられる。

こどもの個性や意見の尊重

【小5・中2保護者】

問 こどもとの生活の中で、こどもの個性や意見を尊重できていると感じることがありますか。

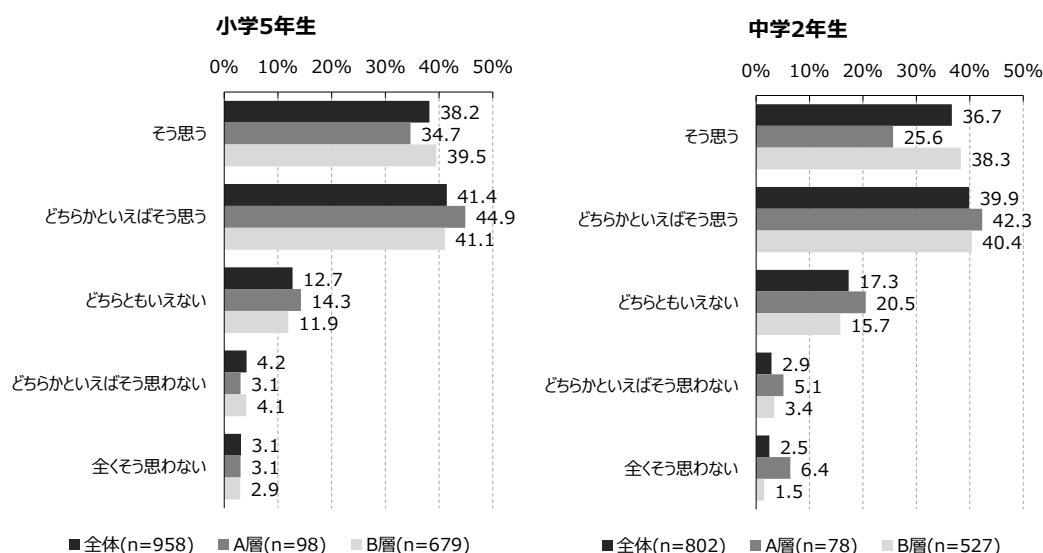
小学5年生保護者では「ときどき感じる」が51.8%、「よく感じる」が42.1%。中学2年生保護者では「ときどき感じる」が49.1%、「よく感じる」が45.3%。



【小5】【中2】

問 自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思いますか。

小学5年生では、「どちらかといえばそう思う」が41.4%、「そう思う」が38.2%、「どちらともいえない」が12.7%。中学2年生では、「どちらかといえばそう思う」が39.9%、「そう思う」が36.7%、「どちらともいえない」が17.3%。「そう思う」は、中学2年生でA層が全体より11.1ポイント少ない。



- 保護者もこどもも、総じてこどもの意見が尊重されているという回答になっている。こどもの「どちらともいえない」は、自分の意見や考えに対する大人の反応がその時々で異なるという感触をこどもが持っていることの表れとも考えられる。

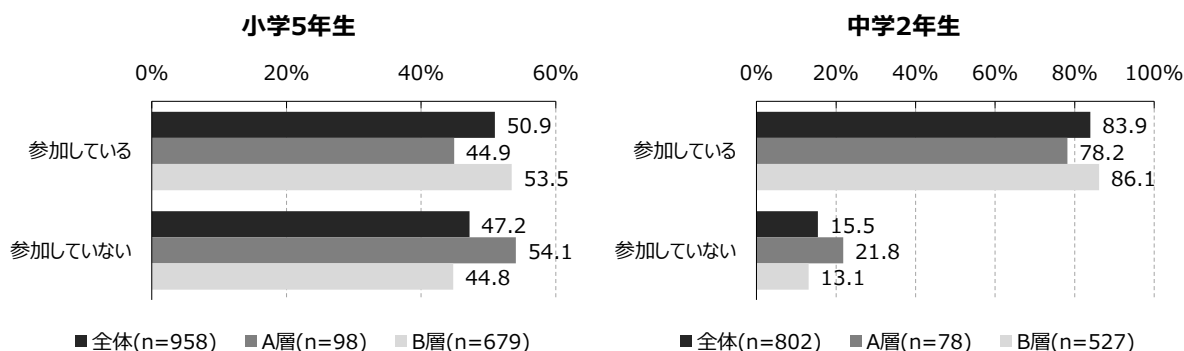
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

地域のスポーツクラブ、学校の部活動への参加

【小5】【中2】

問 地域のスポーツクラブ、学校の部活動に参加していますか。

小学5年生では「参加している」が50.9%、「参加していない」が47.2%。中学2年生では「参加している」が83.9%、「参加していない」が15.5%。

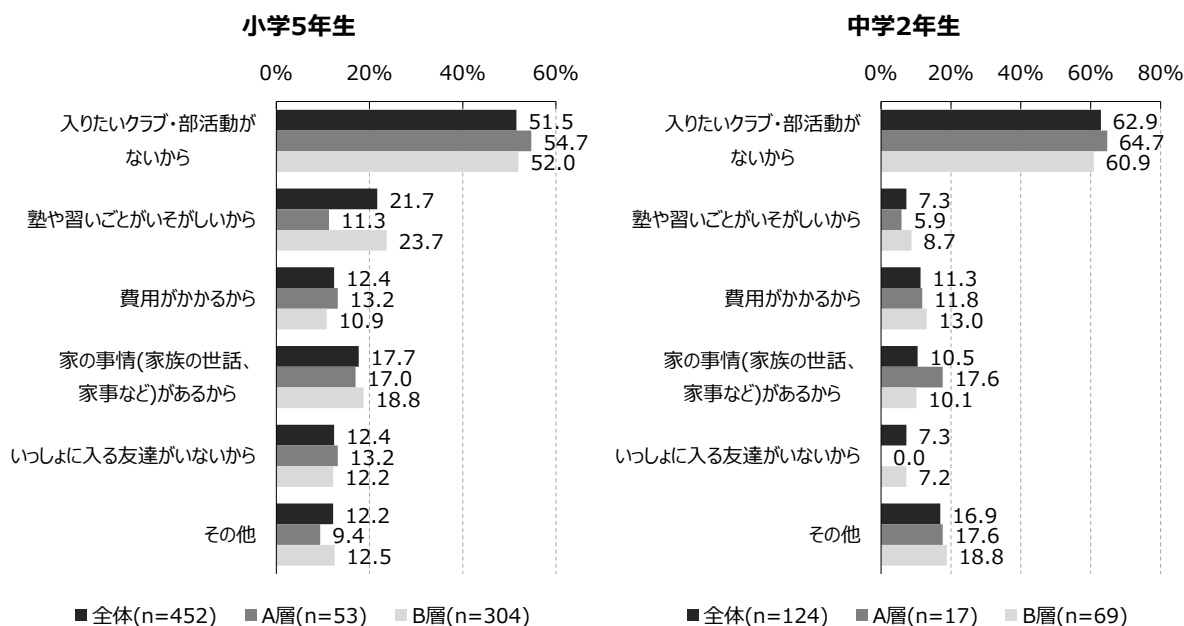


地域のスポーツクラブ、学校の部活動に参加していない理由

【小5】【中2】

問 (地域のスポーツクラブ、学校の部活動に) 参加していない理由はなんですか。

小学5年生では「入りたいクラブ・部活動がないから」が51.5%、「塾や習いごとがいそがしいから」が21.7%、「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」が17.7%。中学2年生では「入りたいクラブ・部活動がないから」が62.9%、「その他」が16.9%、「費用がかかるから」が11.3%。



➤ 参加していない理由は、入りたいクラブ・活動がないからが最多だった。

➤ 家の事情、費用がかかるといった理由が10%以上みられる。

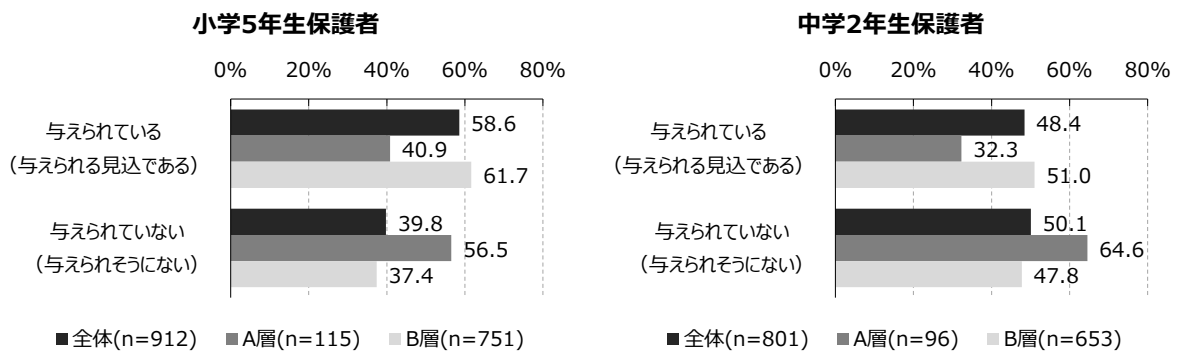
自然体験活動への参加

【小5・中2保護者】

問 次のような環境・モノをお子さんに与えられていますか。与えられそうですか。
キャンプなど自然体験活動への参加

小学5年生保護者では「与えられている（与えられる見込である）」が58.6%、「与えられていない（与えられそうにない）」が39.8%。中学2年生保護者では「与えられている（与えられる見込である）」が48.4%、「与えられていない（与えられそうにない）」が50.1%。

「与えられていない（与えられそうにない）」は、小学5年生保護者で16.7ポイント、中学2年生保護者で14.5ポイント、A層が全体より多い。



- こどもの、キャンプなど自然体験活動への参加機会が、家庭の経済的状況の影響を受けていることがわかる。
- 同じ問いでも「必要な文房具」「季節にあった衣服」「遠足・修学旅行等の学校行事への参加」などではこのような影響がほとんどみられなかった。

切れ目のない保健・医療の提供

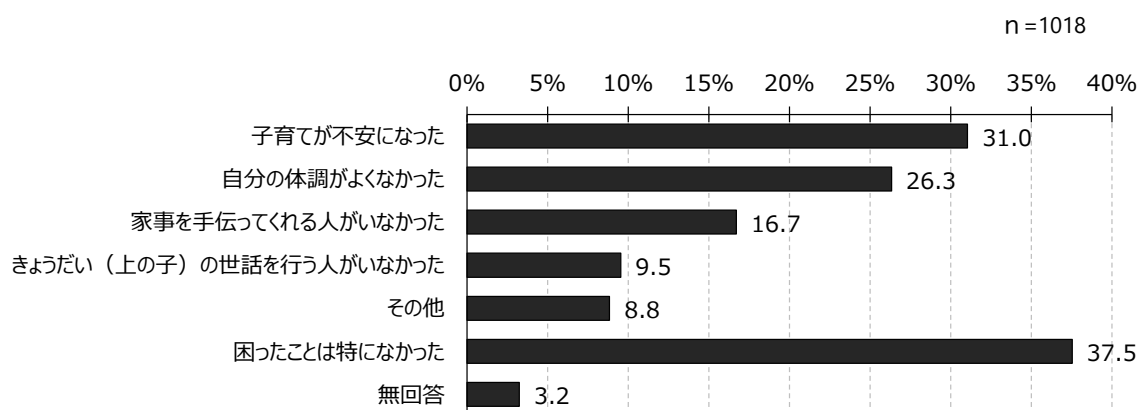
出産後の体調

【就学前保護者】【小学生保護者】

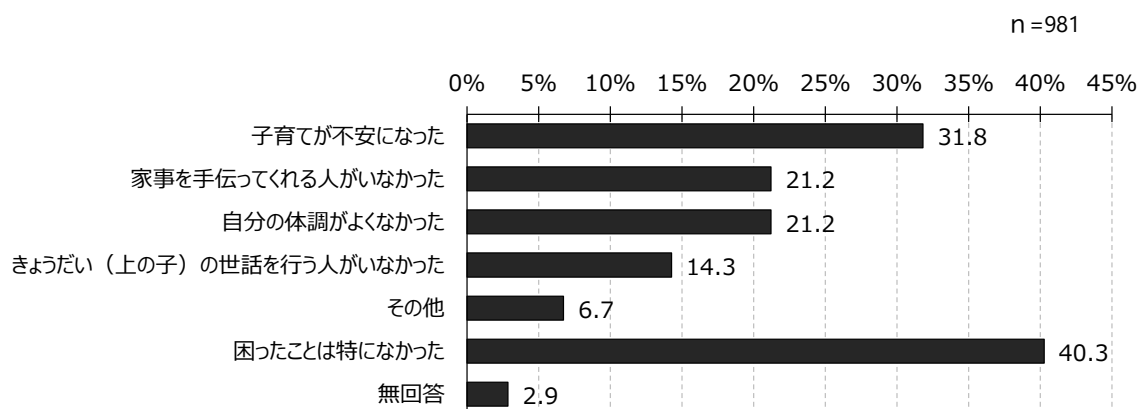
問 お子さんを出産した後で、困ったことはありませんか。

「困ったことは特になかった」が最も多い。就学前保護者では「子育てが不安になった」が31.0%、「自分の体調がよくなかった」が26.3%、「家事を手伝ってくれる人がいなかった」が16.7%、小学生保護者では「子育てが不安になった」が31.8%、「家事を手伝ってくれる人がいなかった」、「自分の体調がよくなかった」が21.2%、「きょうだい（上の子）の世話をを行う人がいなかった」が14.3%。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



- 「自分の体調がよくなかった」が 20%以上となっている。就学前保護者・小学生保護者とも回答者は約9割が「母親」であり、「自分の体調」は母親の体調のことと推察できる。
- こども大綱の重要事項「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」では、「妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの活用に係る支援を行う。」とされている。

妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実

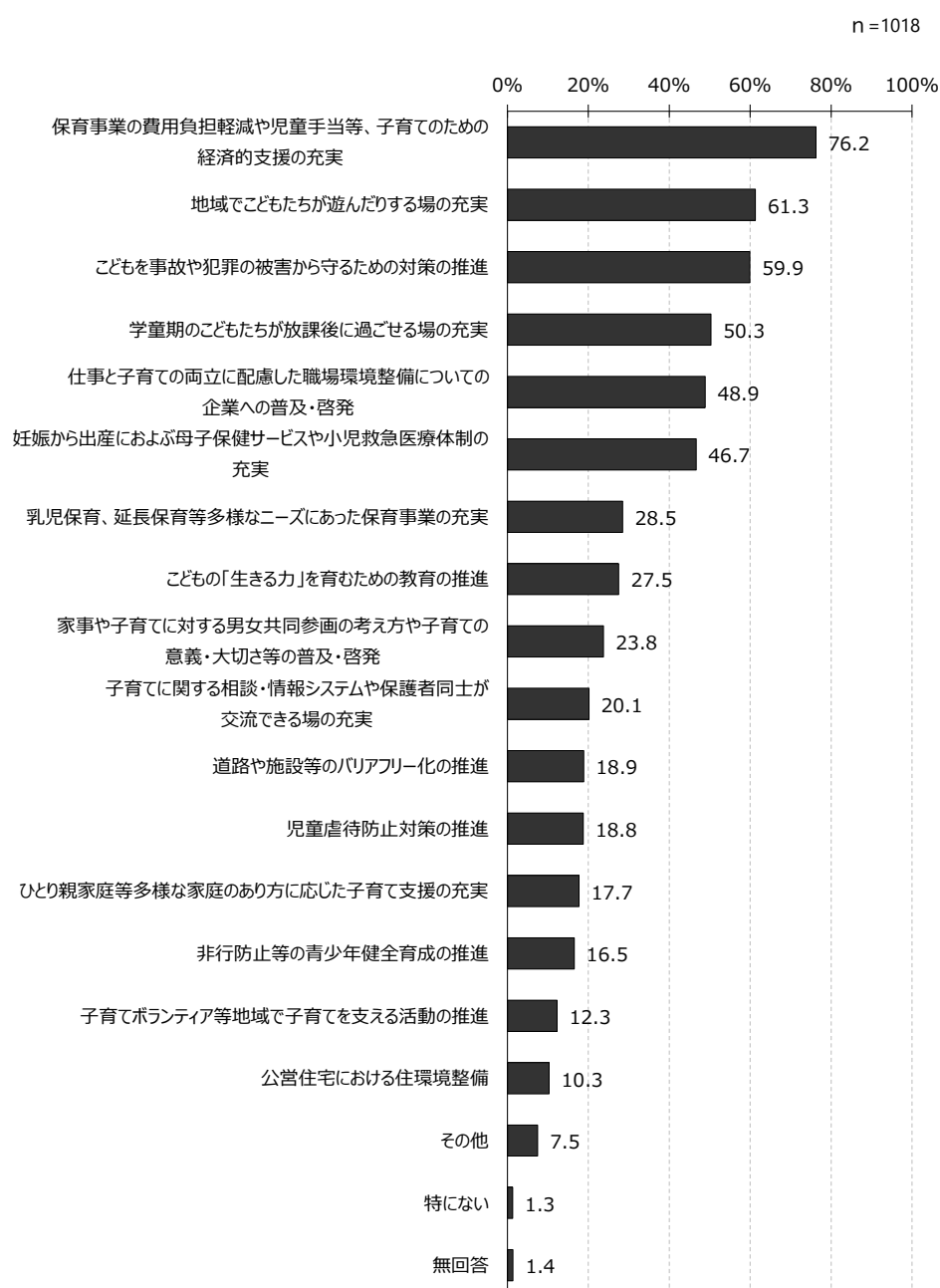
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 こどもを健やかに生み育てるために、市にどのようなことを期待しますか。

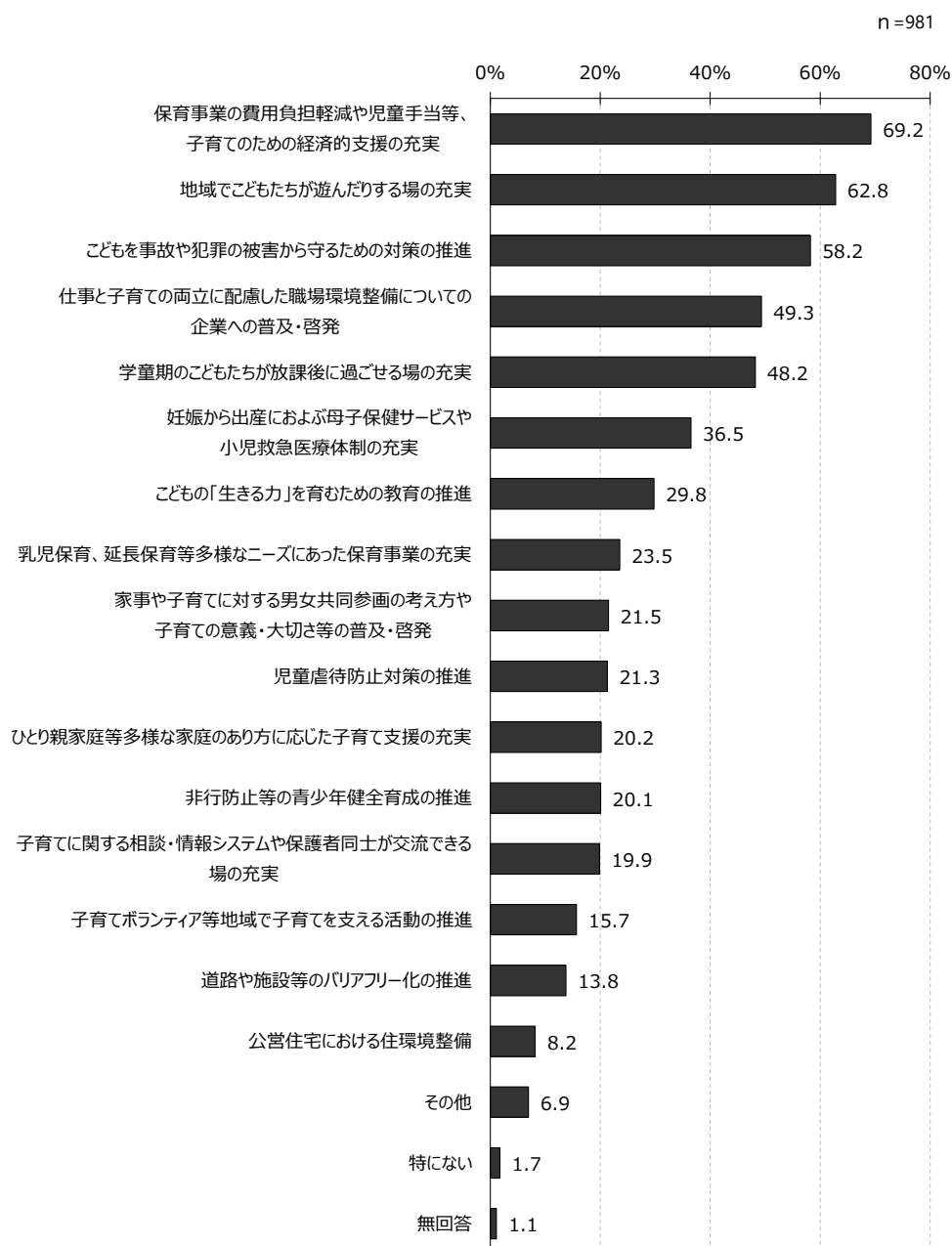
「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」に期待する回答は就学前保護者で46.7%、小学生保護者で36.5%。

母子保健・小児救急医療の充実への期待は就学前保護者、小学生保護者ともに高く、具体的16項目の中で上位6位以内。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



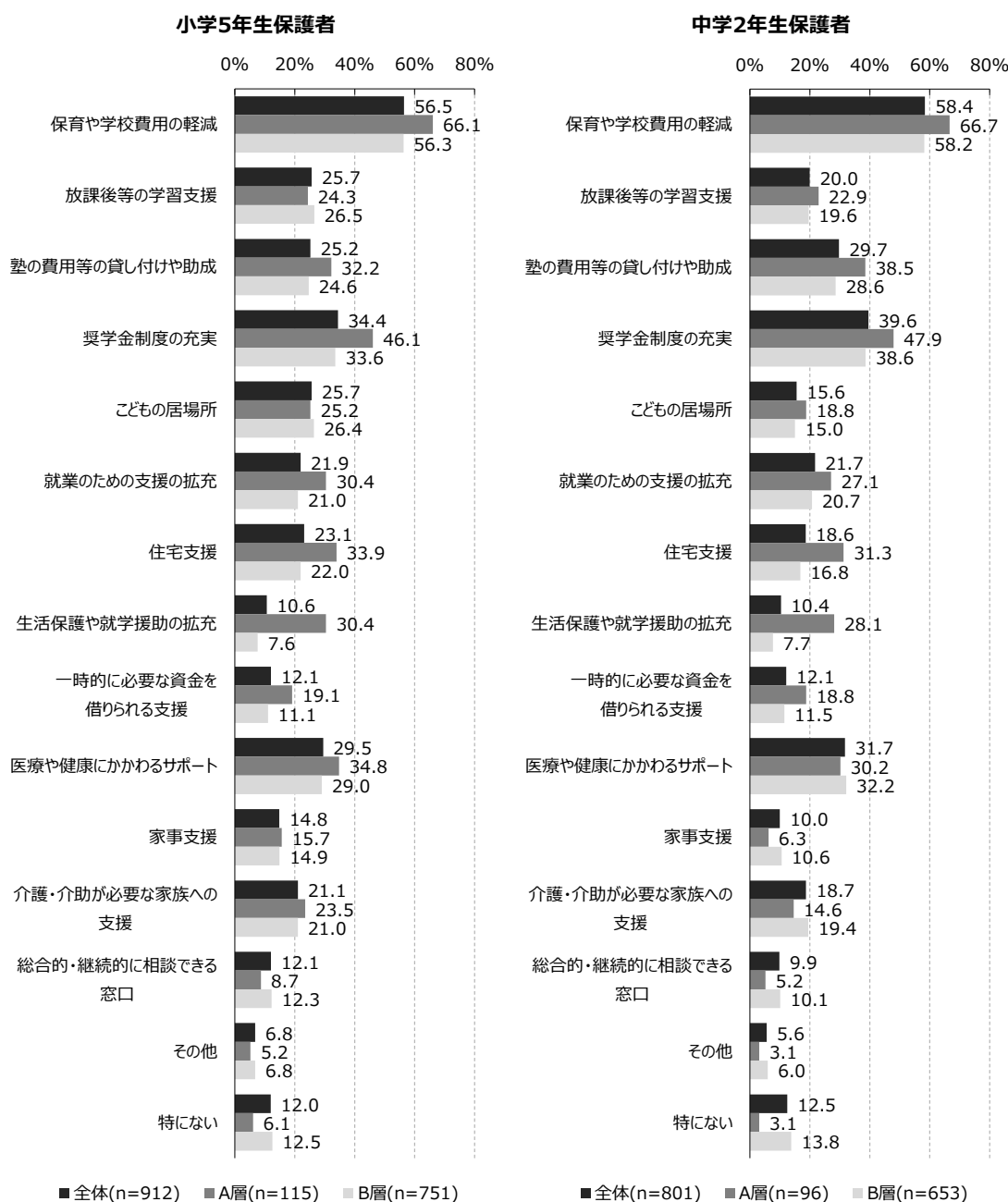
➤ 母子保健・小児救急医療の充実、経済的支援や負担の軽減、こどもの遊び場所や過ごし場所、こどもの安全、仕事と子育てを両立する職場環境などと並び、市に期待されている取り組みである。

医療や健康にかかわるサポートの必要性

【小5・中2保護者】

問 現在必要だと思う支援はどのようなことですか。

小学5年生保護者では「保育や学校費用の軽減」が56.5%、「奨学金制度の充実」が34.4%、「医療や健康にかかわるサポート」が29.5%。中学2年生保護者では「保育や学校費用の軽減」が58.4%、「奨学金制度の充実」が39.6%、「医療や健康にかかわるサポート」が31.7%。「医療や健康にかかわるサポート」はいずれでも3位。



- 「医療や健康にかかわるサポート」は、小学5年生保護者ではA層が全体より多い。学年が低いほど、経済的状況のよくない家庭ではそれを求めていることがうかがえる。

こどもの貧困対策

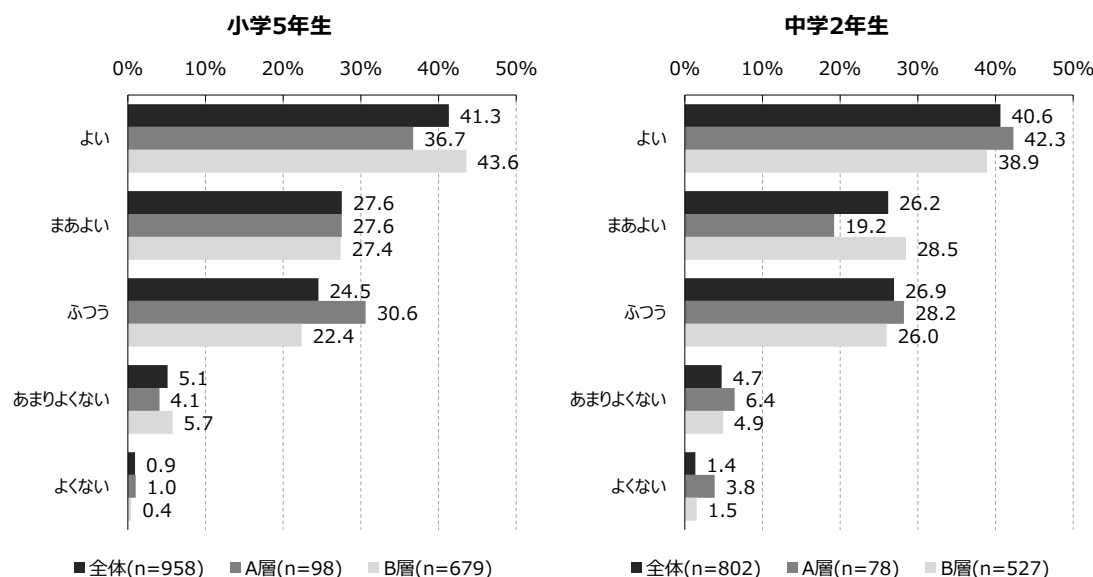
経済的な状況とこどもの主観的健康観

【小5】【中2】

問 あなたの健康状態について教えてください。

小学5年生では「よい」が41.3%、「まあよい」が27.6%、「ふつう」が24.5%。中学2年生では「よい」が40.6%、「ふつう」が26.9%、「まあよい」が26.2%。

中学2年生では「あまりよくない」、「よくない」ともA層が全体より多い。

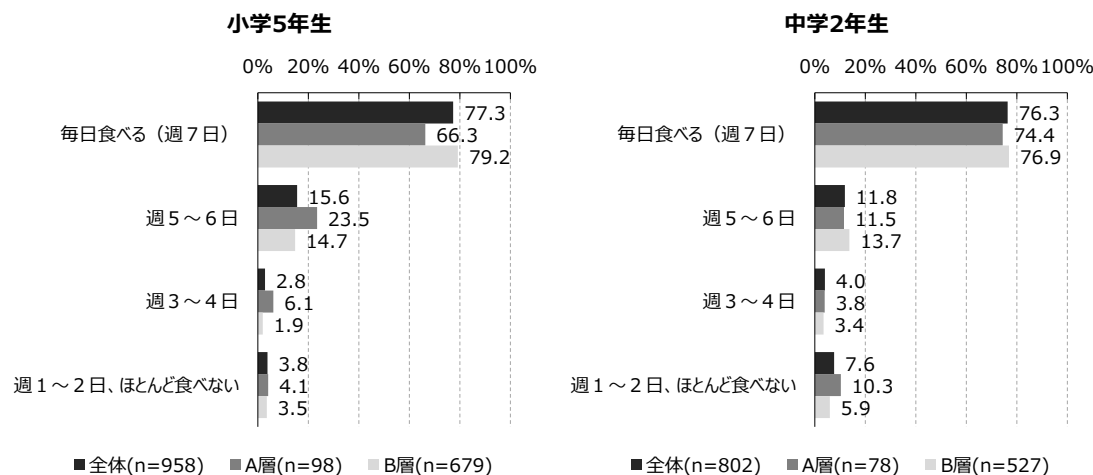


経済的な状況と朝食の摂取

【小5】【中2】

問 あなたは週にどのくらい、朝食をとっていますか。

小学5年生では「毎日食べる（週7日）」が77.3%。中学2年生では「毎日食べる（週7日）」が76.3%。「毎日食べる（週7日）」は、小学5年生ではA層が全体より11.0ポイント少ない。



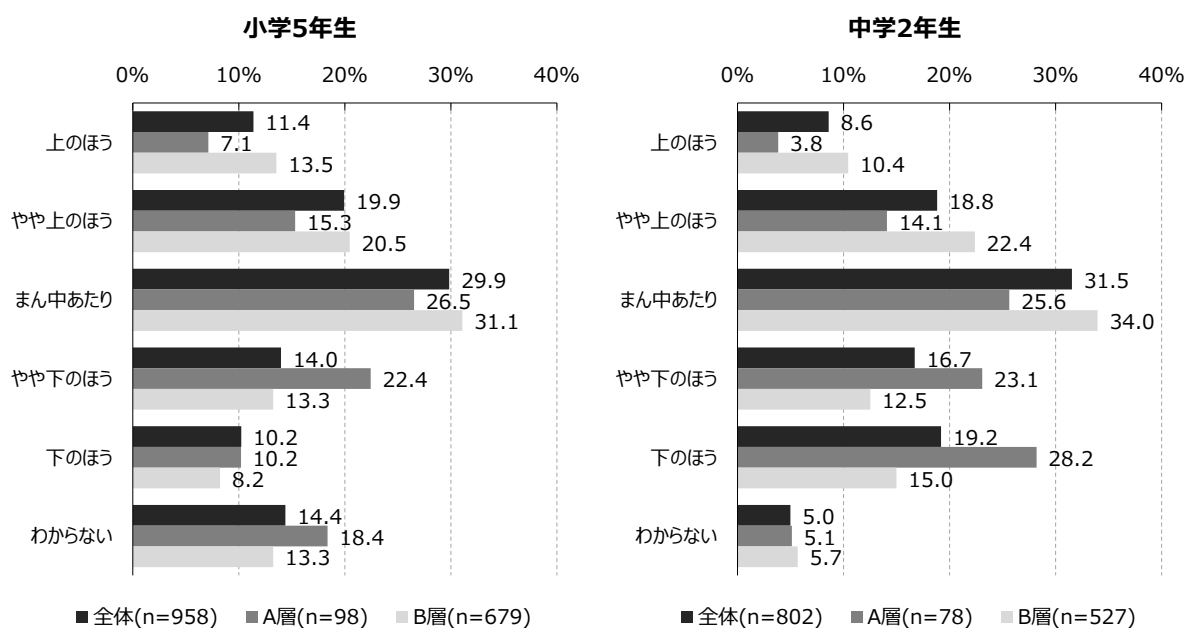
経済的な状況とこどもの主観的成績

【小5】【中2】

問 あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。

小学5年生では「まん中あたり」が29.9%、「やや上のほう」が19.9%、「わからない」が14.4%。中学2年生では、「まん中あたり」が31.5%、「下のほう」が19.2%、「やや上のほう」が18.8%。

「やや下のほう」は小学5年生、中学2年生ともA層が全体より多く、「下のほう」の中学2年生ではA層が全体より9.0ポイント多い。

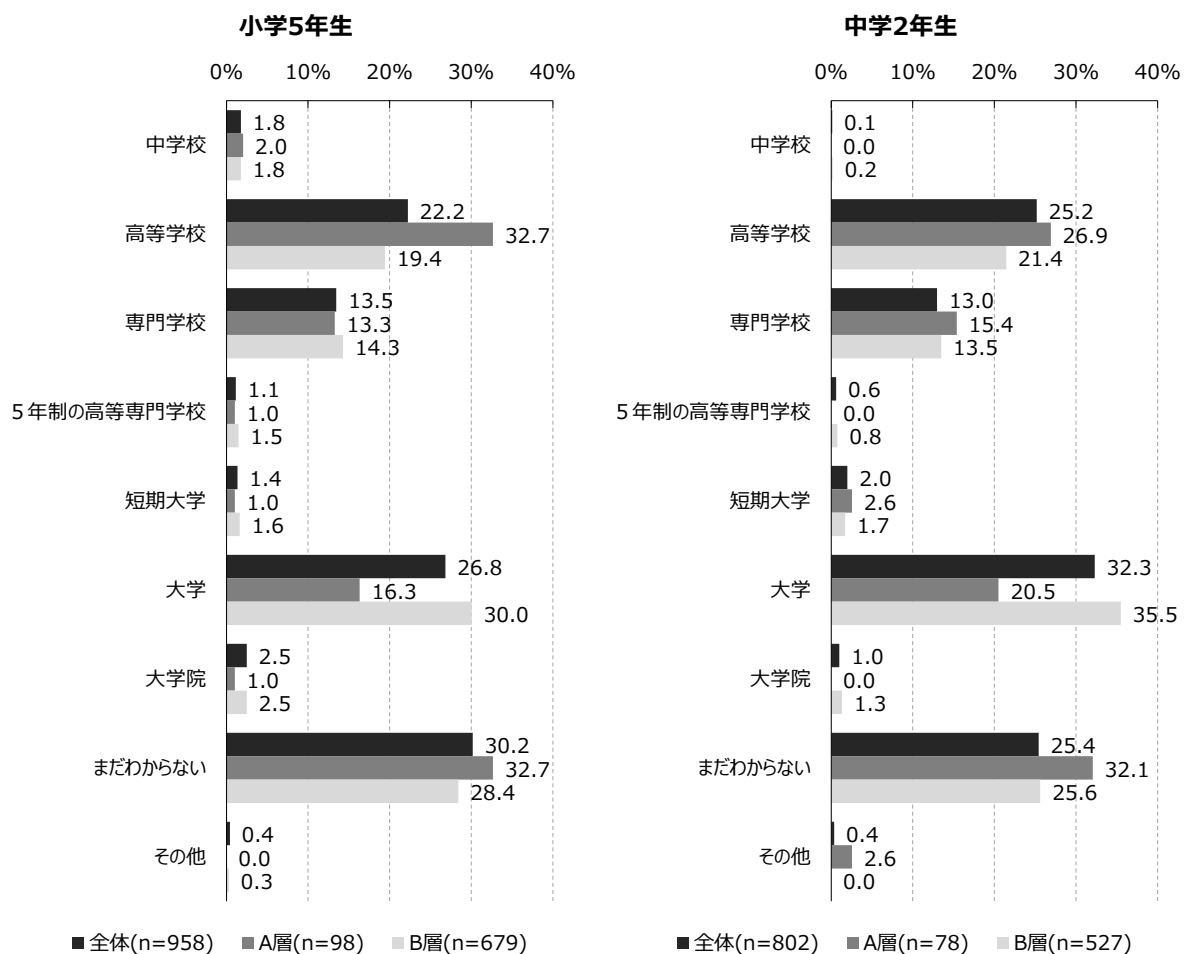


- こどもの主観的健康観、朝食の摂取状況、主観的な成績など、健康や学習に関連する事柄に、家庭の経済的な状況が影響をおよぼしていることがうかがえる。
- 小学5年生では、家庭の経済的な状況がこどもの朝食の摂取に影響している。こどもの食事の摂取は、頻度に加え栄養・バランスなど質の面からも配慮が必要で、朝食を抜くことはこどもの成長や健康への影響が懸念されるが、単なる経済的支援で解決が図れない側面もあり得る。保護者やこども自身への啓蒙（朝食をとることの大切さの理解）も重要と考えられる。

問 あなたは、しょうらい、どの学校まで進学したいですか。

小学5年生では「まだわからない」が30.2%、「大学」が26.8%、「高等学校」が22.2%。
 中学2年生では、「大学」が32.3%、「まだわからない」が25.4%、「高等学校」が25.2%。

「高等学校」は、小学5年生ではA層が全体より10.5ポイント多くなっており、「大学」は、小学5年生で10.5ポイント、中学2年生で11.8ポイントの差で、A層が全体より少ない。



- 大学までの進学を希望するこどもの割合が、経済的状況のよくない家庭では少なくなる。また、小学5年生で、経済的状況のよくない家庭では「高等学校」までとする回答が多い。
- こどもがその置かれた環境により自らの将来についての選択肢を狭めている可能性がうかがえる。
- こども大綱の重要事項「こどもの貧困対策」では、「貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。」とされている。

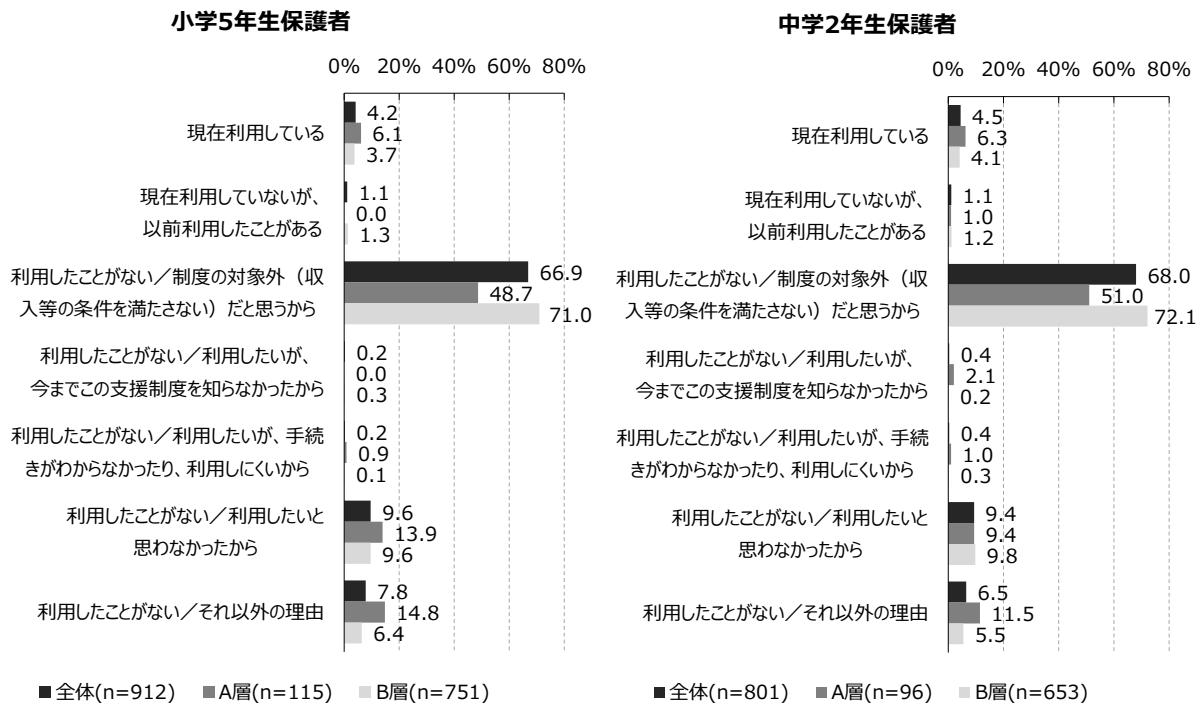
障がい児等への支援

障がいや難病の手当の利用

【小5・中2保護者】

問 あなたのご家庭では、障がいや難病の手当の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。

小学5年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が66.9%、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が9.6%、「利用したことがない／それ以外の理由」が7.8%。中学2年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が68.0%、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が9.4%、「利用したことがない／それ以外の理由」が6.5%。



- 「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」は、小学5年生保護者ではA層が全体より多くなっていることに注視が必要と思われる。
- 支援を受けることに対する抵抗感や、心理的障壁があるとするならば、その解消に取り組むことは重要。

児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援

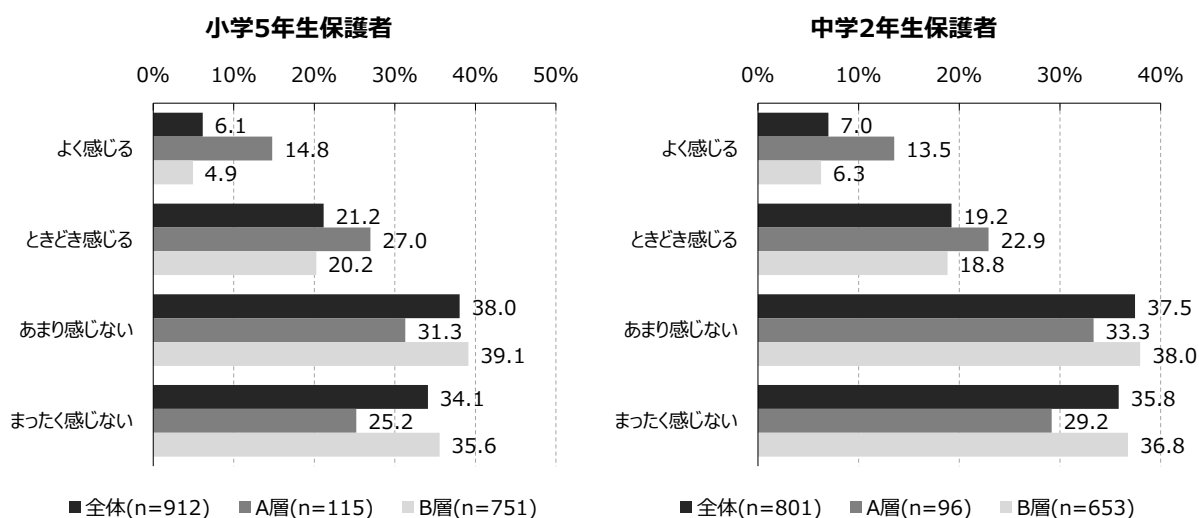
保護者の孤立感

【小5・中2保護者】

問 あなたは、こどもとの生活の中で一人ぼっちで子育てをしていると感じることはありますか。

小学5年生保護者では「あまり感じない」が38.0%、「まったく感じない」が34.1%、「ときどき感じる」が21.2%。中学2年生保護者では「あまり感じない」が37.5%、「まったく感じない」が35.8%、「ときどき感じる」が19.2%。

「よく感じる」「ときどき感じる」は、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともにA層が全体より多い。



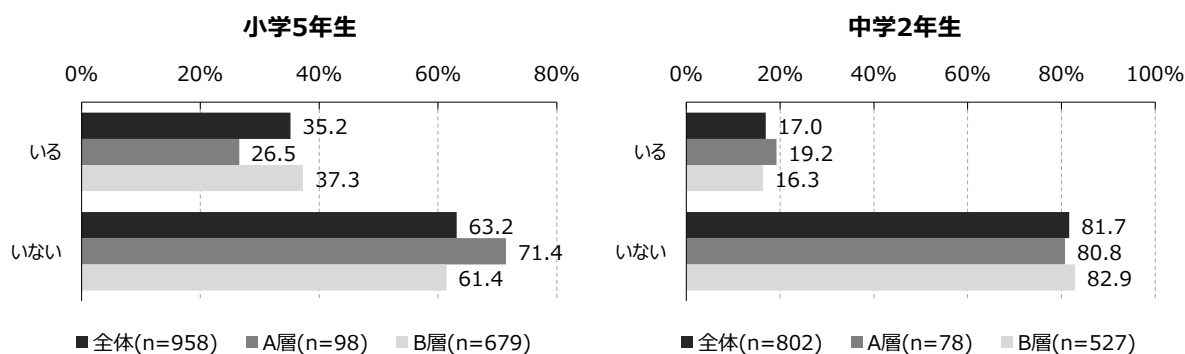
- 「経済的状況のよくない家庭では保護者が子育てにおいて孤立感を持ちやすく、保護者の孤立感はこどもの虐待につながる」といった短絡的な議論は避けなければいけない。しかし、経済的困難の状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に役立つ支援を進めることは重要。

こどもによる家族のお世話

【小5】【中2】

問 家族の中にあなたがお世話をしている人はいですか。

小学5年生では「いる」が35.2%、「いない」が63.2%。中学2年生では「いる」が17.0%、「いない」が81.7%。



上の質問で「いる」と答えた人

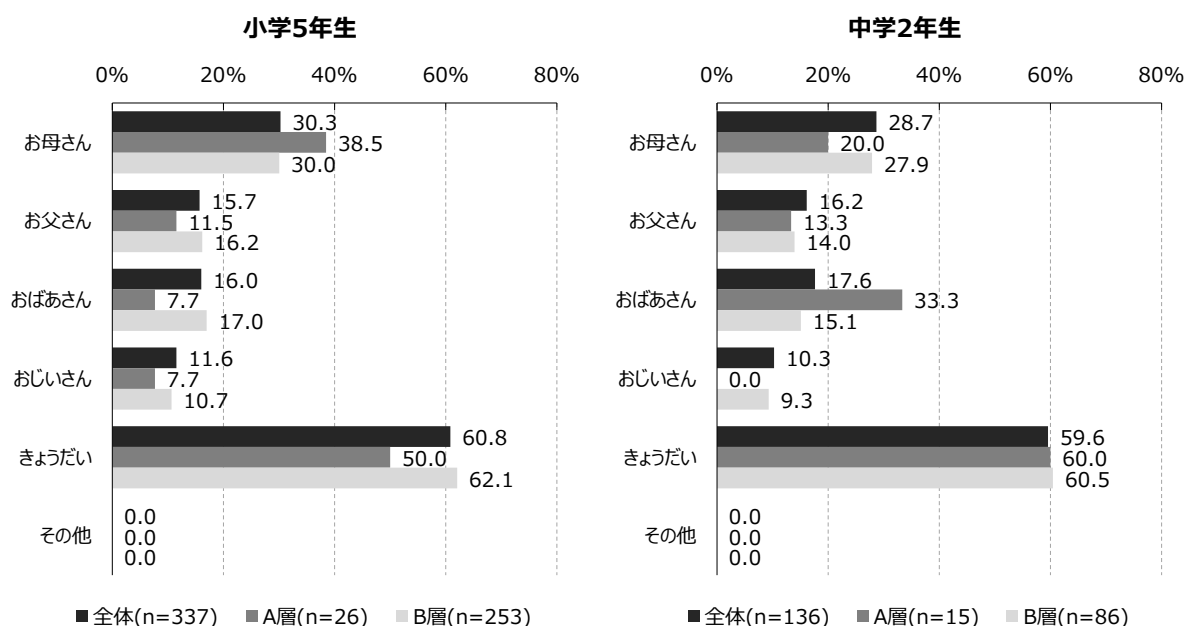
こどもによる家族のお世話の対象

【小5】【中2】

問 あなたは、だれのお世話をしていますか。

小学5年生では「きょうだい」が60.8%、「お母さん」が30.3%、「おばあさん」が16.0%。中学2年生では「きょうだい」が59.6%、「お母さん」が28.7%、「おばあさん」が17.6%。

「きょうだい」は、小学5年生ではA層が全体より10.8ポイント少なく、「おばあさん」は、中学2年生ではA層が全体より15.7ポイント多い。



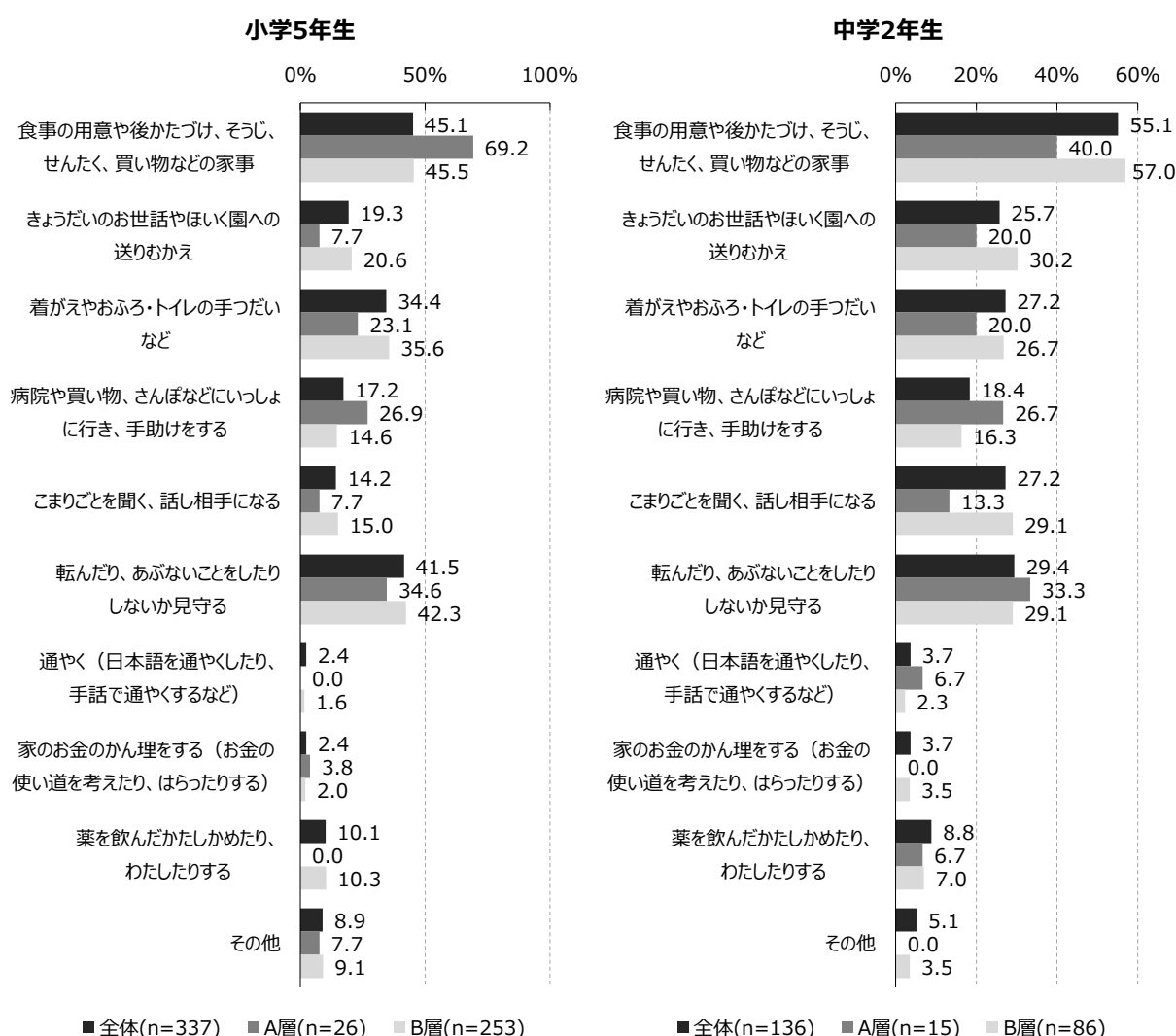
お世話をしている家族が「いる」と答えた人

こどもによる家族のお世話の内容

【小5】【中2】

問 あなたは、どのようなお世話をしていますか。

小学5年生では「食事の用意や後かたづけ、そうじ、せんたく、買い物などの家事」が45.1%、「転んだり、あぶないことをしたりしないか見守る」が41.5%、「着がえやおふろ・トイレの手つだいなど」が34.4%。中学2年生では「食事の用意や後かたづけ、そうじ、せんたく、買い物などの家事」が55.1%、「転んだり、あぶないことをしたりしないか見守る」が29.4%、「着がえやおふろ・トイレの手つだいなど」、「こまりごとを聞く、話し相手になる」が27.2%。



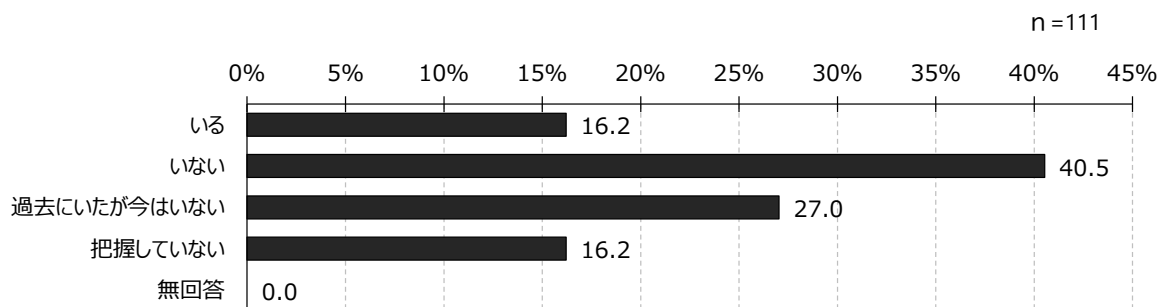
- 「家事や家族のお世話をしているこども＝ヤングケアラー」ではない。ヤングケアラーの存在について今回の調査のみで量ることには限界がある。
- 家族のお世話には思いやりの心を育む良い面もあり、上記回答の内容が過度な負担になっていないか、こどもらしく過ごす権利の侵害につながっていないかなど、個々のケースを慎重に確認することが重要。

学校関係者によるヤングケアラーの把握

【学校 (YC)】

問 あなたの学校にヤングケアラーではないかと感じる（可能性も含めて）児童・生徒はいますか。

「いない」が40.5%、「過去にいたが今はいない」が27.0%、「いる」、「把握していない」が16.2%。



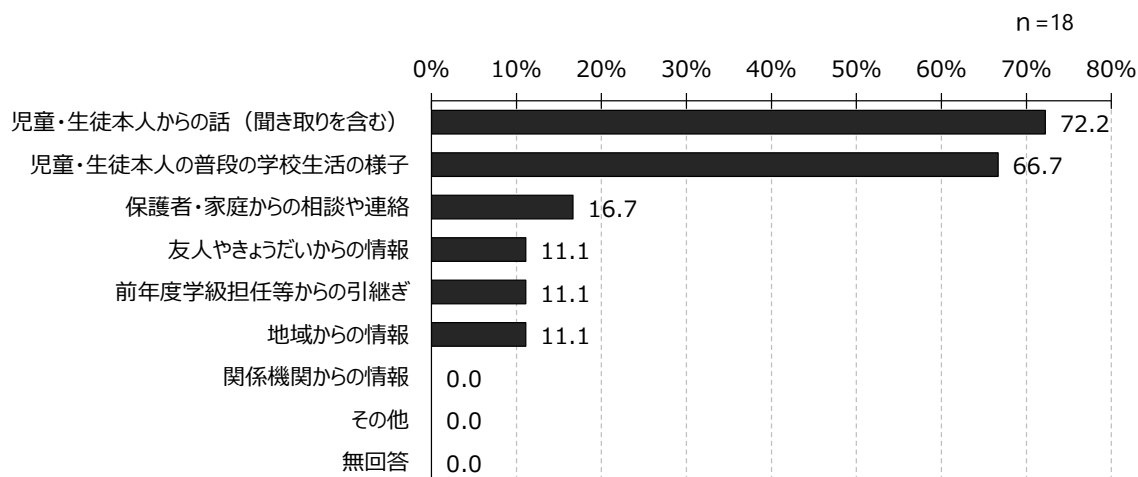
上の質問で「いる」と答えた人

学校関係者がヤングケアラーの可能性を感じたきっかけ

【学校 (YC)】

問 その児童・生徒がヤングケアラーではないかを感じたきっかけを教えてください。

「児童・生徒本人からの話（聞き取りを含む）」が72.2%、「児童・生徒本人の普段の学校生活の様子」が66.7%、「保護者・家庭からの相談や連絡」が16.7%、「友人やきょうだいやいからの情報」、「前年度学級担任等からの引継ぎ」、「地域からの情報」が11.1%。



- こどもが自らヤングケアラーだと相談をしてくるケースは多くなく、関係者が「気づく」ことが重要。対話や本人の観察、家族全体を見ることでヤングケアラーに気づけることもある。上記の回答は教員ならではのものであり、支援の起点となる「気づき」が学校の現場において少なからず始まっていることがわかる。

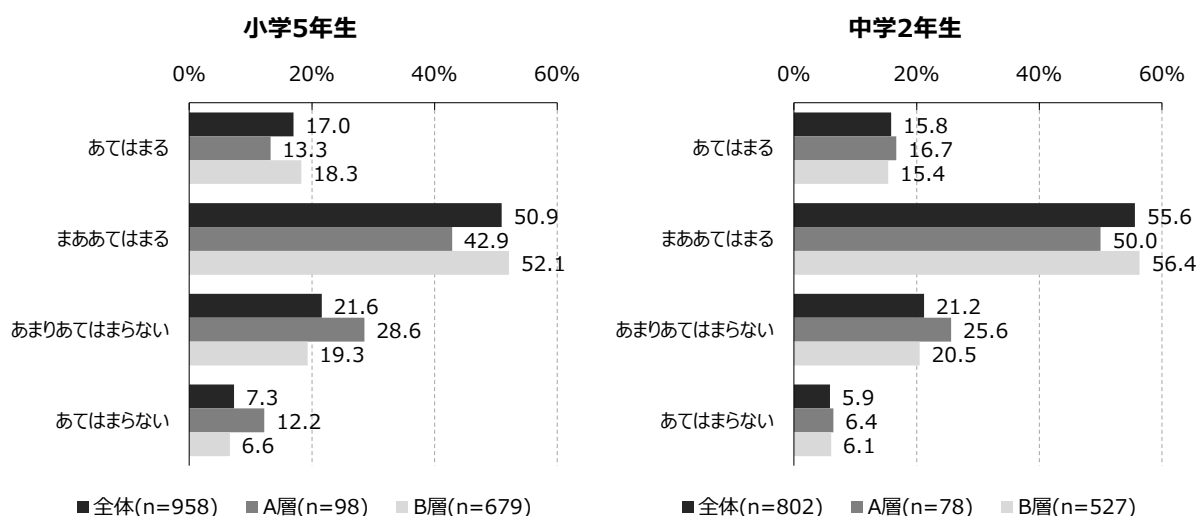
こどもの自己肯定感・悩みの相談

こどもの自己評価

【小5】【中2】

問 次の質問について、あなたはあてはまると思いますか。
同じくらいの年れいのこどもからは、だいたい好かれている。

小学5年生では「まああてはまる」が50.9%、「あまりあてはまらない」が21.6%、「あてはまる」が17.0%。中学2年生では「まああてはまる」が55.6%、「あまりあてはまらない」が21.2%、「あてはまる」が15.8%。



- 目を向けるべきは「あまりあてはまらない」、「あてはまらない」が学年によらずA層で全体より多い点である。
- 自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につけるべき時期にあるこどもが、家庭の経済的状況などにかかわらず自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要。

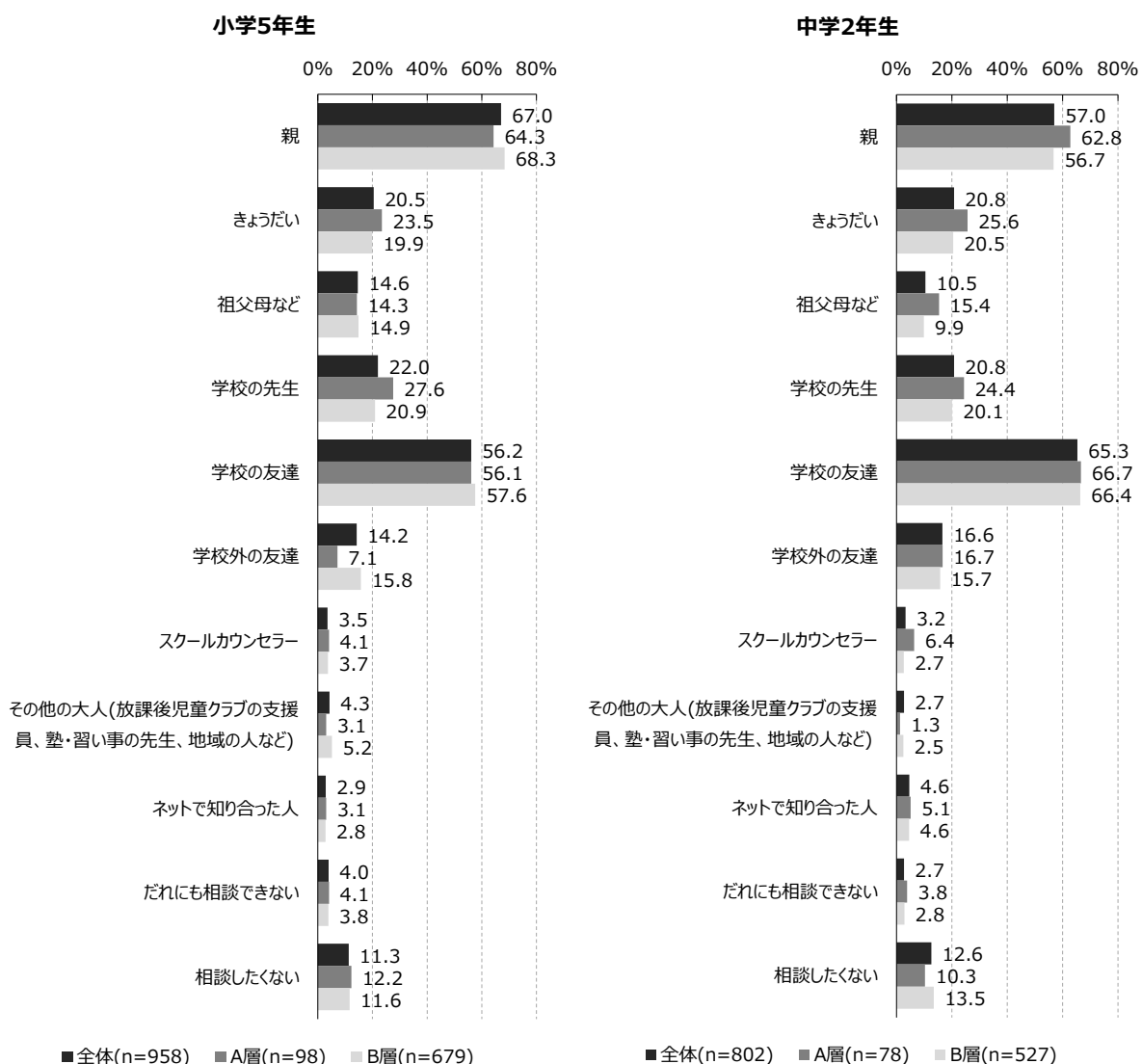
困りごとや悩みごとの相談先

【小5】【中2】

問 こまっていることやなやみごとがあるとき、相談できると思う人はだれですか。

小学5年生では、「親」が67.0%、「学校の友達」が56.2%、「学校の先生」が22.0%。
 中学2年生では、「学校の友達」が65.3%、「親」が57.0%、「きょうだい」、「学校の先生」が20.8%。

困りごとや悩みごとを抱えながらもSOSを発信できていない状況の考えられる「だれにも相談できない」が小学5年生で4.0%、中学2年生で2.7%みられる。また、信頼できる相談先が思いつかない状況の考えられる「相談したくない」が、小学5年生で11.3%、中学2年生で12.6%みられる。



- こどもが困りごとや悩みごとを相談する先は家族・親族、友人、先生が主であり、公的な機関や支援者は多くない。
- 逆に家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとを受け止めてくれる機関や支援者の充実が求められ、それらがこどもたちからみて「相談しやすいところ・人」と捉えられるようにすることも重要。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的な負担感

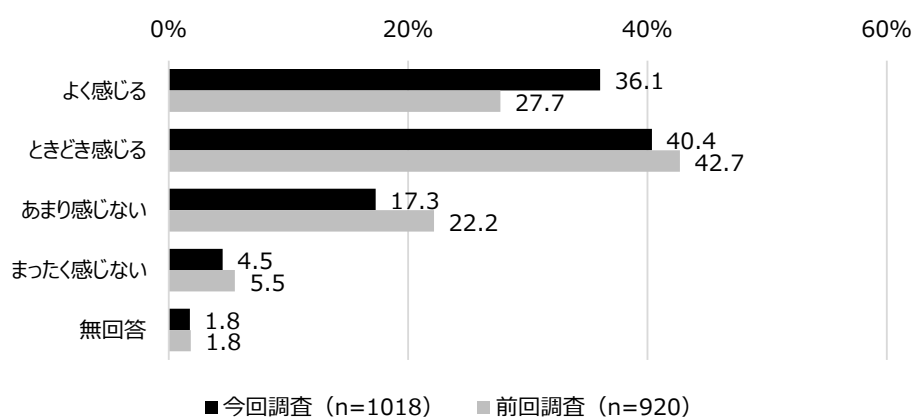
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 子育てをしていて、子育てにかかる経済的な負担を感じてはいますか。

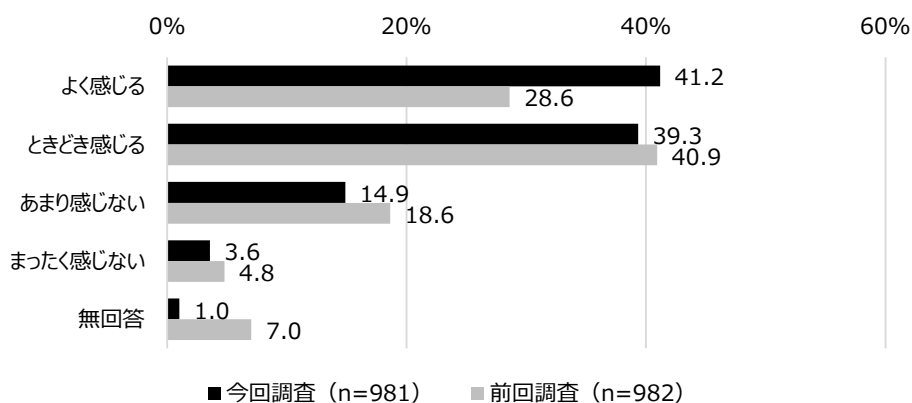
就学前保護者では「よく感じる」が36.1%、前回調査より8.4ポイント増加している。

小学生保護者では「よく感じる」が41.2%、前回調査より12.6ポイント増加している。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者

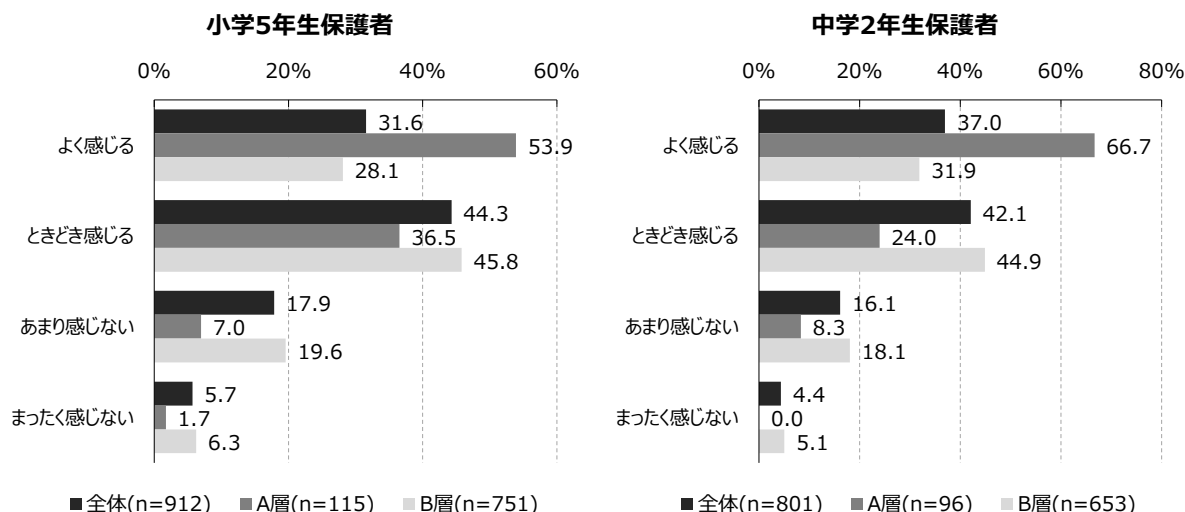


【小5・中2保護者】

問 あなたは、こどもとの生活の中で子育てにかかる経済的な負担を感じることはありますか。

小学5年生保護者では「ときどき感じる」が44.3%、「よく感じる」が31.6%、「あまり感じない」が17.9%。中学2年生保護者では「ときどき感じる」が42.1%、「よく感じる」が37.0%、「あまり感じない」が16.1%。

「よく感じる」は、小学5年生保護者で22.3ポイント、中学2年生保護者で29.7ポイント、A層が全体より多い。



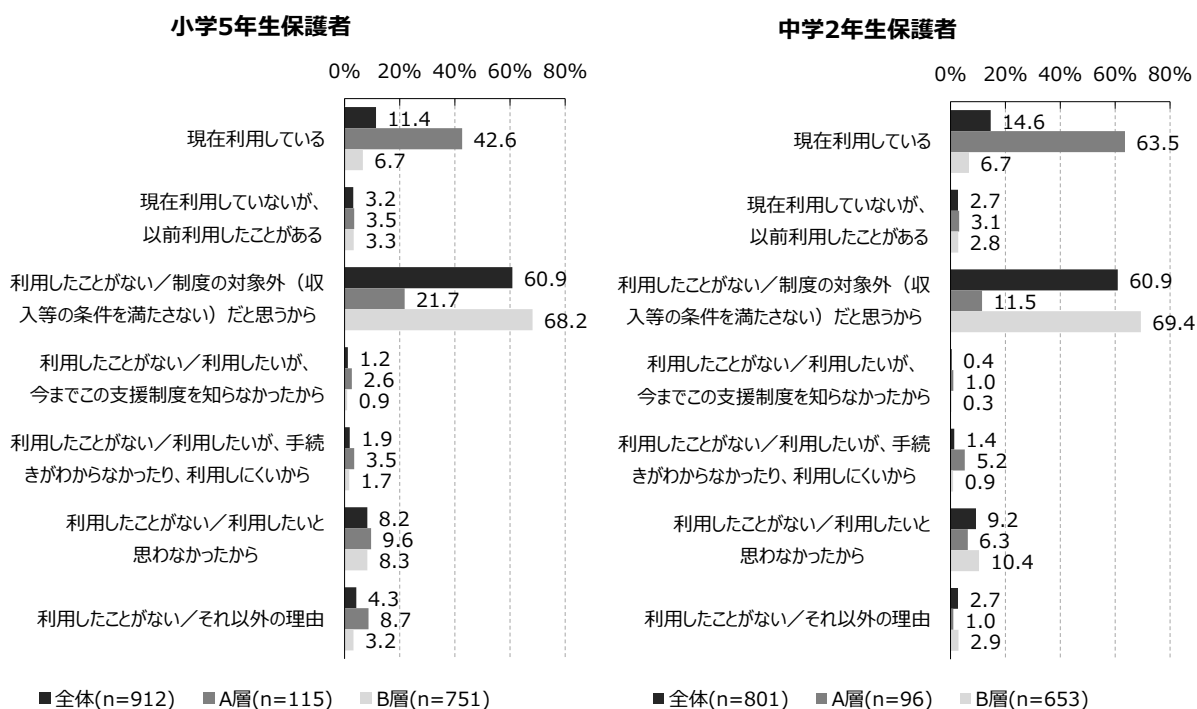
- 就学前保護者、小学生保護者において、前回調査（5年前）と比べて子育てにかかる経済的な負担感が増加している。コロナ禍による収入減などの影響があることも考えられ、必ずしも現行計画期間中における経済的支援の施策・取り組みの不足を示しているものとはいえない。
- 小5・中2保護者においては、経済的状況のよくない家庭ほど子育てにかかる経済的な負担を強く感じていることが明らかになっている。

就学援助の利用

【小5・中2保護者】

問 あなたのご家庭では、就学援助の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。

小学5年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が60.9%、「現在利用している」が11.4%、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が8.2%。中学2年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が60.9%、「現在利用している」が14.6%、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が9.2%。



- 利用したいが手続きがわからなかったり利用しにくい、という意見は少ない。また、就学援助の制度を知らなかったという意見も少ない。
- 10%弱の回答がみられる「利用したいと思わなかった」の背景が、必要を感じていなかったのか、体面を気にするなどほかの要因によるものなのかは本調査だけでは量り難いが、特に経済的支援の各種制度の利用勧奨において考慮すべきポイントと考えられる。

地域子育て支援、家庭教育支援

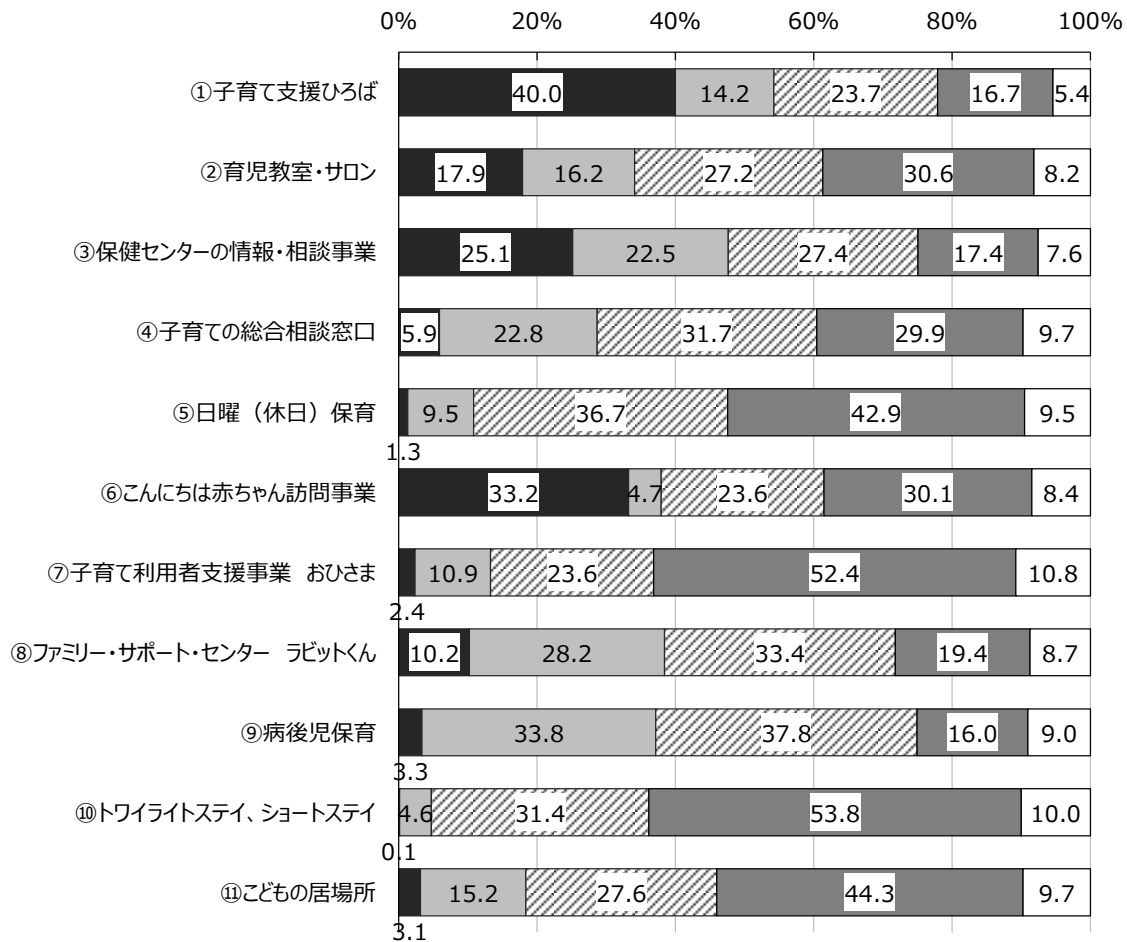
地域の子育て支援事業の利用状況

【就学前保護者】

問 次の事業で知っているものや、利用の状況・希望をお答えください。

「利用している／したことがある」は、「①子育て支援ひろば」が40.0%、「⑥こんにちは赤ちゃん訪問事業」が33.2%、「③保健センターの情報・相談事業」が25.1%。

(n=1018)



■利用している/したことがある □今後は利用したい ▨利用の必要はない ■この事業を知らない □無回答

- それぞれの事業で利用の状況や希望が異なることは、当事者にとっての必要性などが異なることから当然と考えられる。
- 注目すべきは、それぞれの事業における「この事業を知らない」の割合であり、周知や情報提供の不足によって利用されていないとすれば、改善のための対策を検討する必要がある。

子育てに関する相談先

【就学前保護者】【小学生保護者】

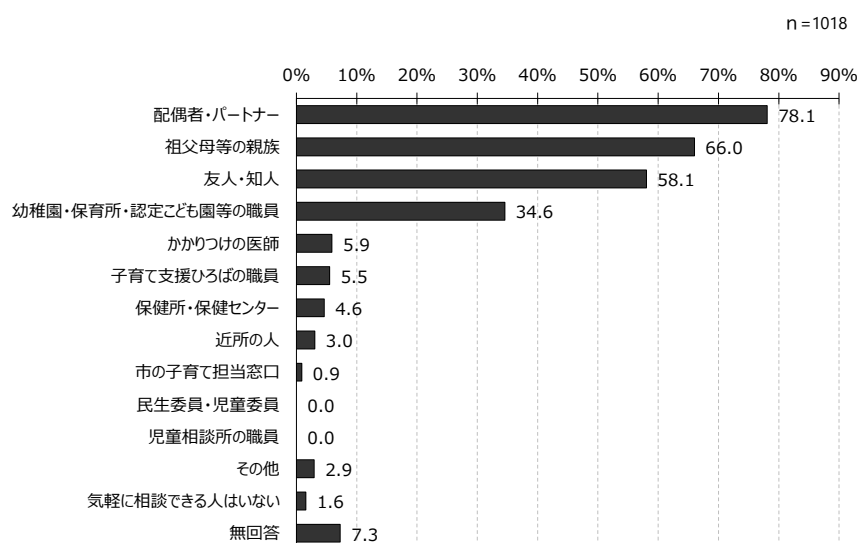
問 お子さんの子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか。

就学前保護者では「配偶者・パートナー」が78.1%、「祖父母等の親族」が66.0%、「友人・知人」が58.1%、「幼稚園・保育所・認定こども園等の職員」が34.6%。

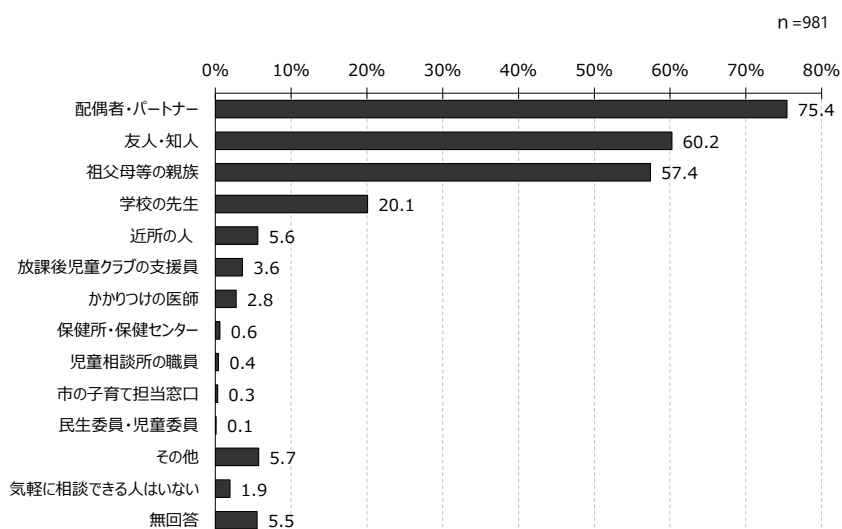
小学生保護者では「配偶者・パートナー」が75.4%、「友人・知人」が60.2%、「祖父母等の親族」が57.4%、「学校の先生」が20.1%。

いずれも家族、親族、知人が多く、園の職員や学校の先生が続いており、公的な機関の割合は総じて低い。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



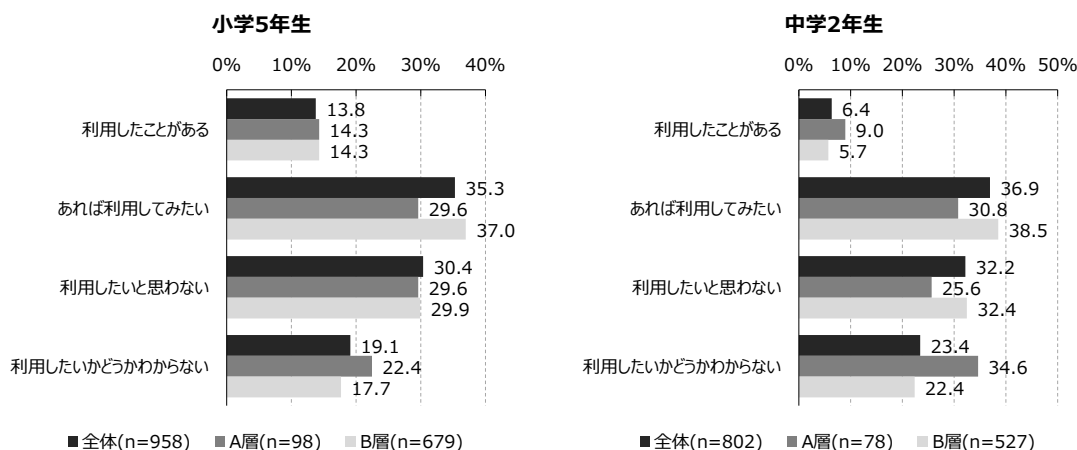
- 【小5】【中2】調査と同様に、家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとを受け止めてくれる機関や支援者の充実を検討する必要がある。

こども食堂¹の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 次のような場所を利用したことがありますか。「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）」

小学5年生では「あれば利用してみたい」が35.3%、「利用したいと思わない」が30.4%、「利用したいかどうか分からない」が19.1%。中学2年生では「あれば利用してみたい」が36.9%、「利用したいと思わない」が32.2%、「利用したいかどうか分からない」が23.4%。

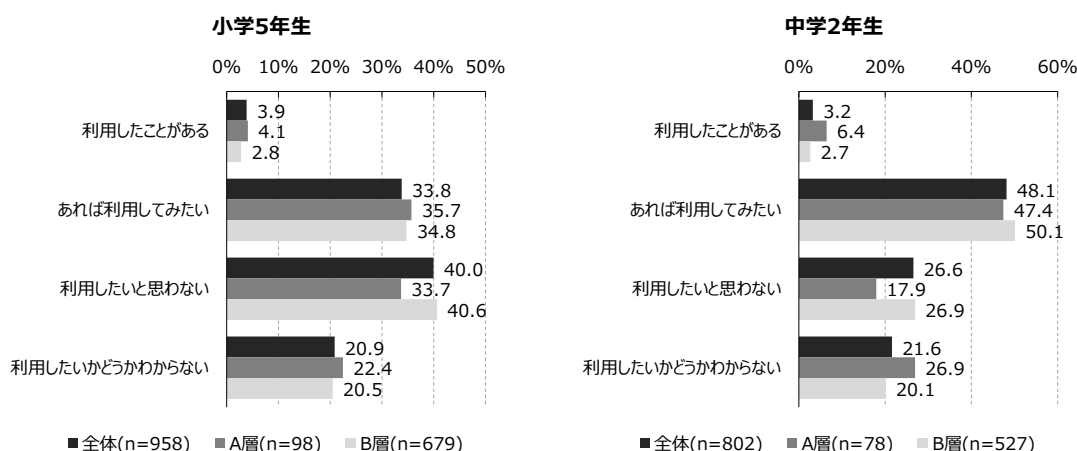


無料の学習支援の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

次のような場所を利用したことがありますか。「勉強を無料でみてくれる場所」

小学5年生では「利用したいと思わない」が40.0%、「あれば利用してみたい」が33.8%、「利用したいかどうか分からない」が20.9%。中学2年生では「あれば利用してみたい」が48.1%、「利用したいと思わない」が26.6%、「利用したいかどうか分からない」が21.6%。



1 こども食堂：NPO法人等が独自に運営して、こどもたちに食事を提供する取り組みのこと。こどもたちの「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所、地域の交流の拠点としての役割を果たす。

- いわゆるこどもの貧困対策では、支援を受けるにあたって当事者（家族・こども）が「負い目」や「恥ずかしさ」といったことを感じないようにする配慮が最も重要と考えられ、これはヤングケアラー支援にも通じる点である。行政による活動支援の広報・告知等にまでおよぶ配慮のポイントといえる。
- 各種手当や給付金のような、制度上対象者を明示する必要がある支援と、経済的な困難状況にある家庭やこどもへの配慮を怠ることなく、かつ全ての家庭とこどもを視野に取り組んでいくべき支援がある。

子育て支援、共育での推進、男性の家事・子育てへの参画

母親の現在の就労状況

【就学前保護者】【小学生保護者】

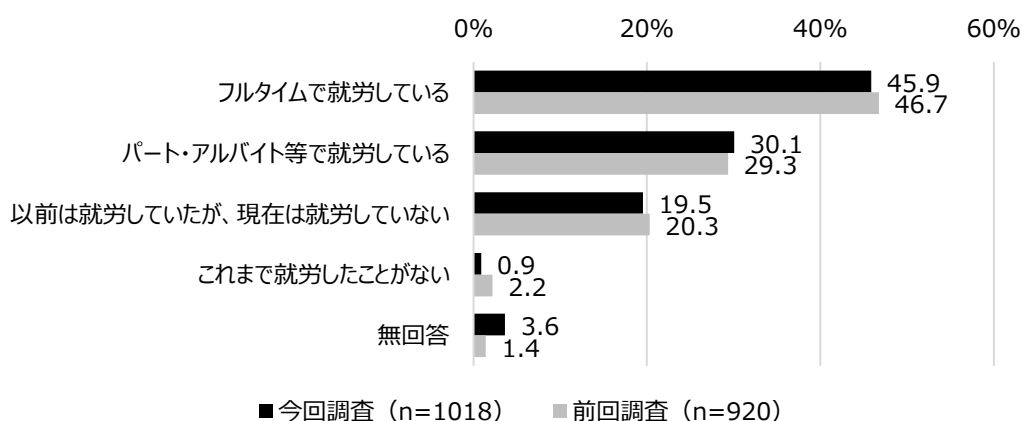
問 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）は次のどれですか。

「お母さん」について／就労状況

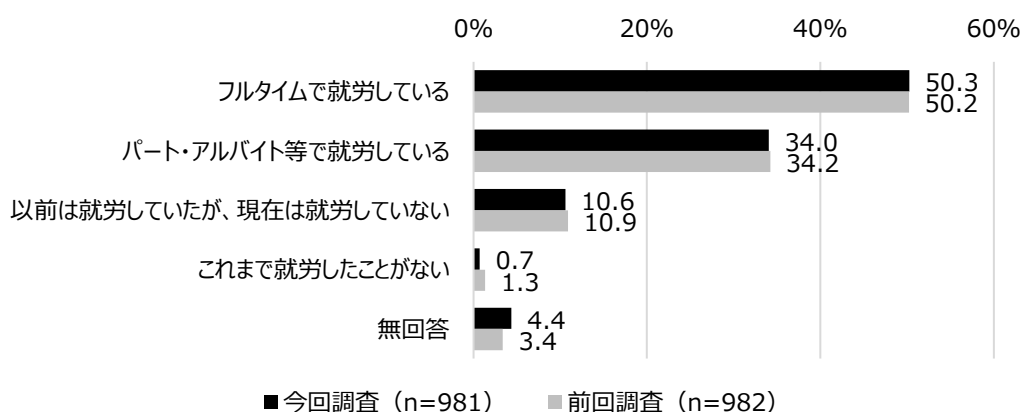
就学前のお母さんでは「フルタイムで就労している」が45.9%、「パート・アルバイト等で就労している」が30.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.5%。前回調査と比較するとフルタイムでの就労が0.8ポイントとわずかに減少し、パート・アルバイトでの就労が0.8ポイントとわずかに増加している。「これまで就労したことがない」は1.3ポイント減少している。

小学生のお母さんでは「フルタイムで就労している」が50.3%、「パート・アルバイト等で就労している」が34.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.6%。前回調査からの変化はほとんどみられない。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



➤ 前回調査（5年前）と比べて母親の就労はコロナ禍を経ても減ってはいない。幼児期でも母親がフルタイム就労を選ぶ（あるいは求める）傾向が今後も続く可能性は大きい。

子育てに関わっている人

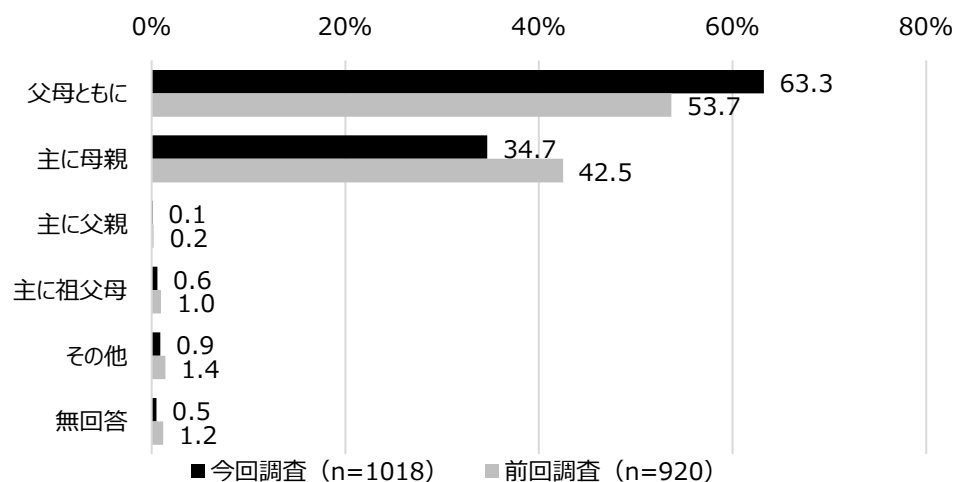
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方はどなたですか。

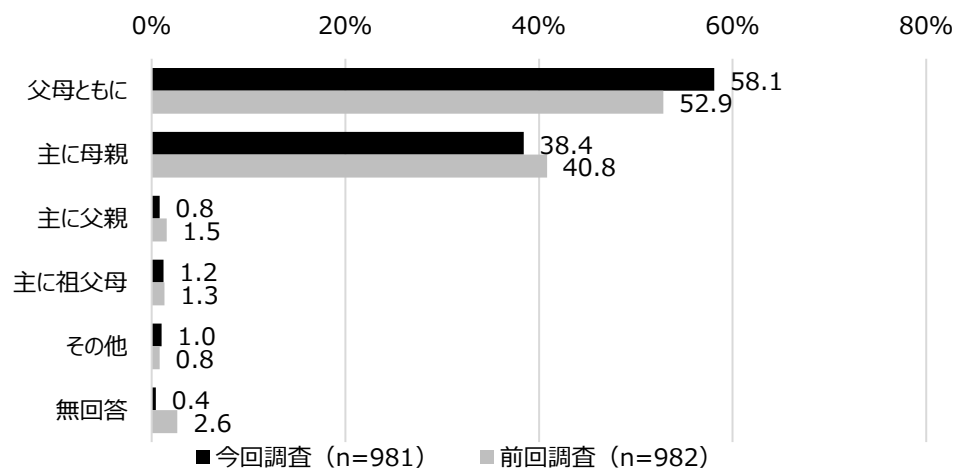
就学前保護者では「父母ともに」が63.3%、「主に母親」が34.7%、「その他」が0.9%、「主に祖父母」が0.6%、「主に父親」が0.1%。前回調査と比較すると「父母ともに」は9.6ポイント増加し、「主に母親」は7.8ポイント減少している。

小学生保護者では「父母ともに」が58.1%、「主に母親」が38.4%、「主に祖父母」が1.2%、「その他」が1.0%。前回調査と比較すると「父母ともに」は5.2ポイント増加し、「主に母親」は2.4ポイント減少している。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



- 「主に父親」にほとんど変化はみられないが、母親のみではなく父母が協力しての子育てが増えていることがわかる。

日頃、こどもをみてもらえる親族や知人等

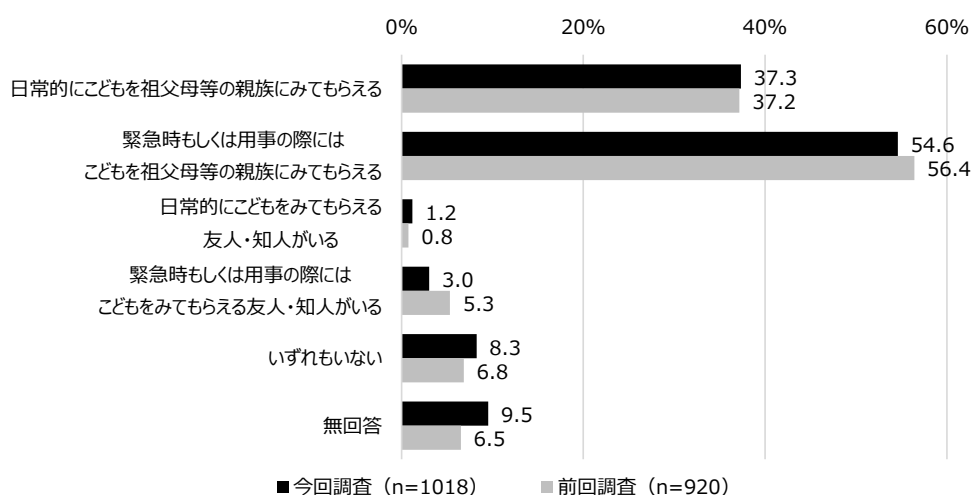
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人等はいいますか。

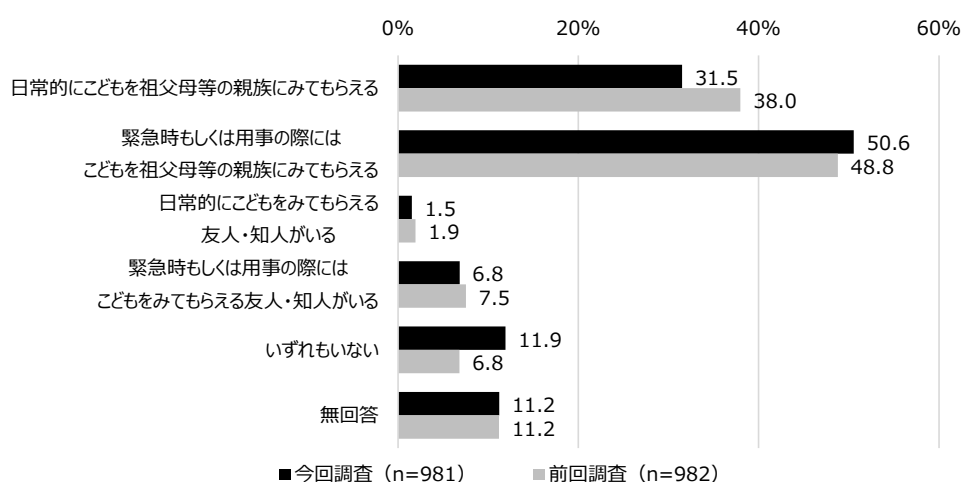
就学前保護者では「緊急時もしくは用事の際にはこどもを祖父母等の親族にみてもらえる」が54.6%、「日常的にこどもを祖父母等の親族にみてもらえる」が37.3%、「いずれもない」が8.3%。前回調査と比較すると「いずれもない」が1.5ポイント増加している。

小学生保護者では「緊急時もしくは用事の際にはこどもを祖父母等の親族にみてもらえる」が50.6%、「日常的にこどもを祖父母等の親族にみてもらえる」が31.5%、「いずれもない」が11.9%。前回調査と比較すると「日常的にこどもを祖父母等の親族にみてもらえる」が6.5ポイント減少し、「いずれもない」が5.1ポイント増加している。

▼ 就学前保護者



▼ 小学生保護者



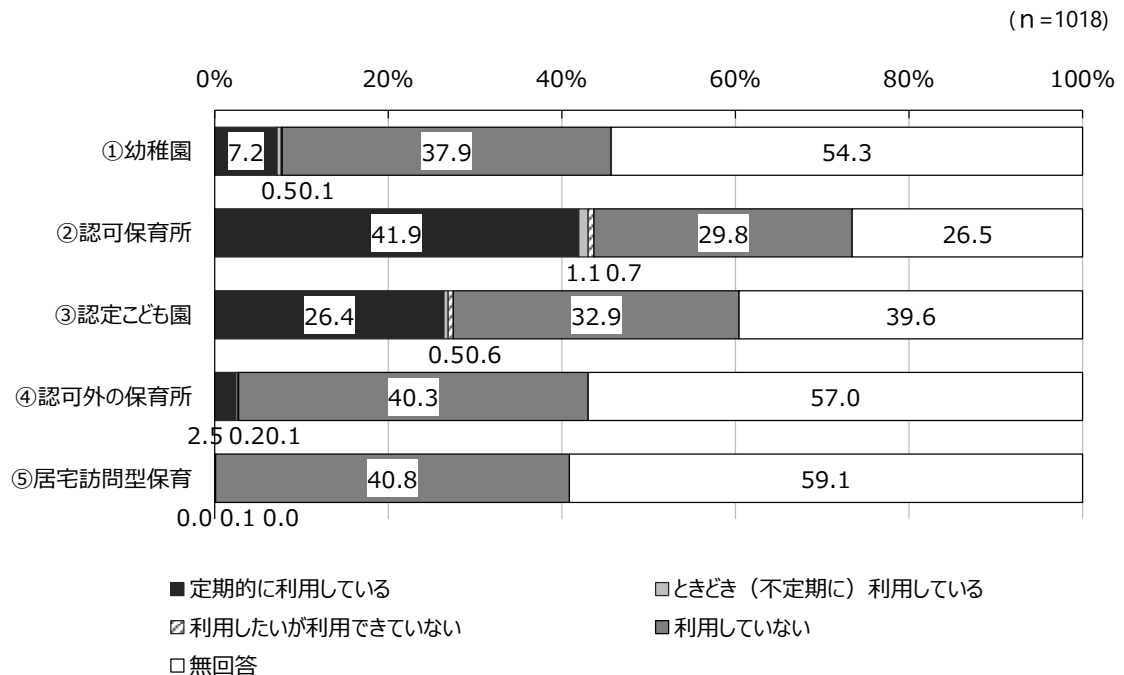
- こどもをみてくれる祖父母等の親族は必ずしも同居とは限らない。緊急時などでは親族以外の友人・知人を頼りたい場面も考えられるが、緊急時にみてもらえる友人・知人は就学前保護者、小学生保護者のいずれもわずかながら減少している。課題は「いずれもない」の増加である。

平日の定期的な教育・保育の事業の利用

【就学前保護者】

問 お子さんは現在、定期的に次の事業を利用していますか。

「定期的に利用している」は「②認可保育所」で41.9%、「③認定こども園」で26.4%、「①幼稚園」で7.2%。



- 定期的な教育・保育の利用では、どの事業にも「利用していない」層がある。その重なりがいわゆる家庭保育の状況にある家庭となる。
- どのような家庭でも子育ての苦労や悩みはあり得るという視点から、事業利用の有無にかかわらず保護者の負担軽減や子育てに関わる課題解決を図れるよう、様々な機会を通じた各家庭へのアウトリーチが重要。

就学前保護者の育児休業取得

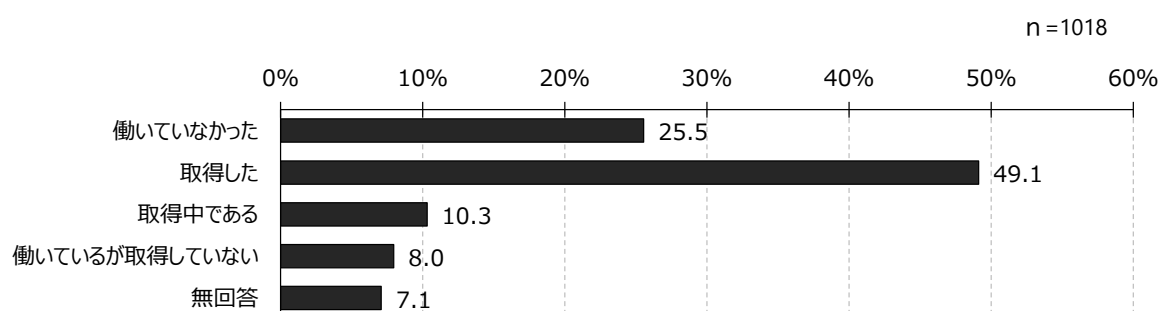
【就学前保護者】

問 お子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。

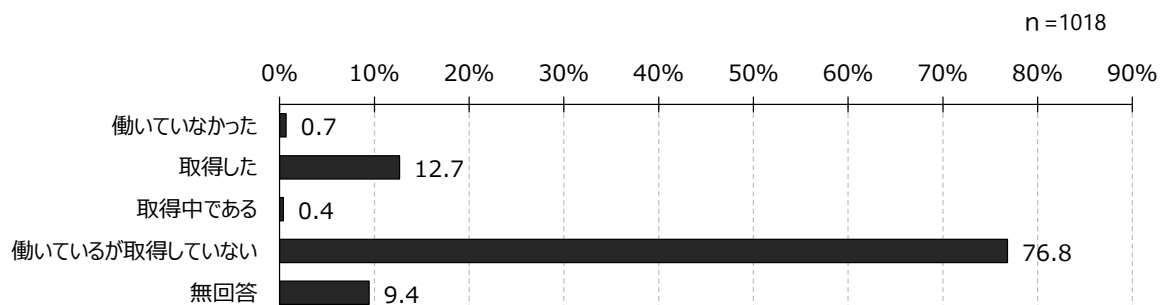
お母さんは「取得した」が49.1%、「働いていなかった」が25.5%、「取得中である」が10.3%、「働いているが取得していない」が8.0%。

お父さんは「働いているが取得していない」が76.8%、「取得した」が12.7%。

▼ お母さん



▼ お父さん



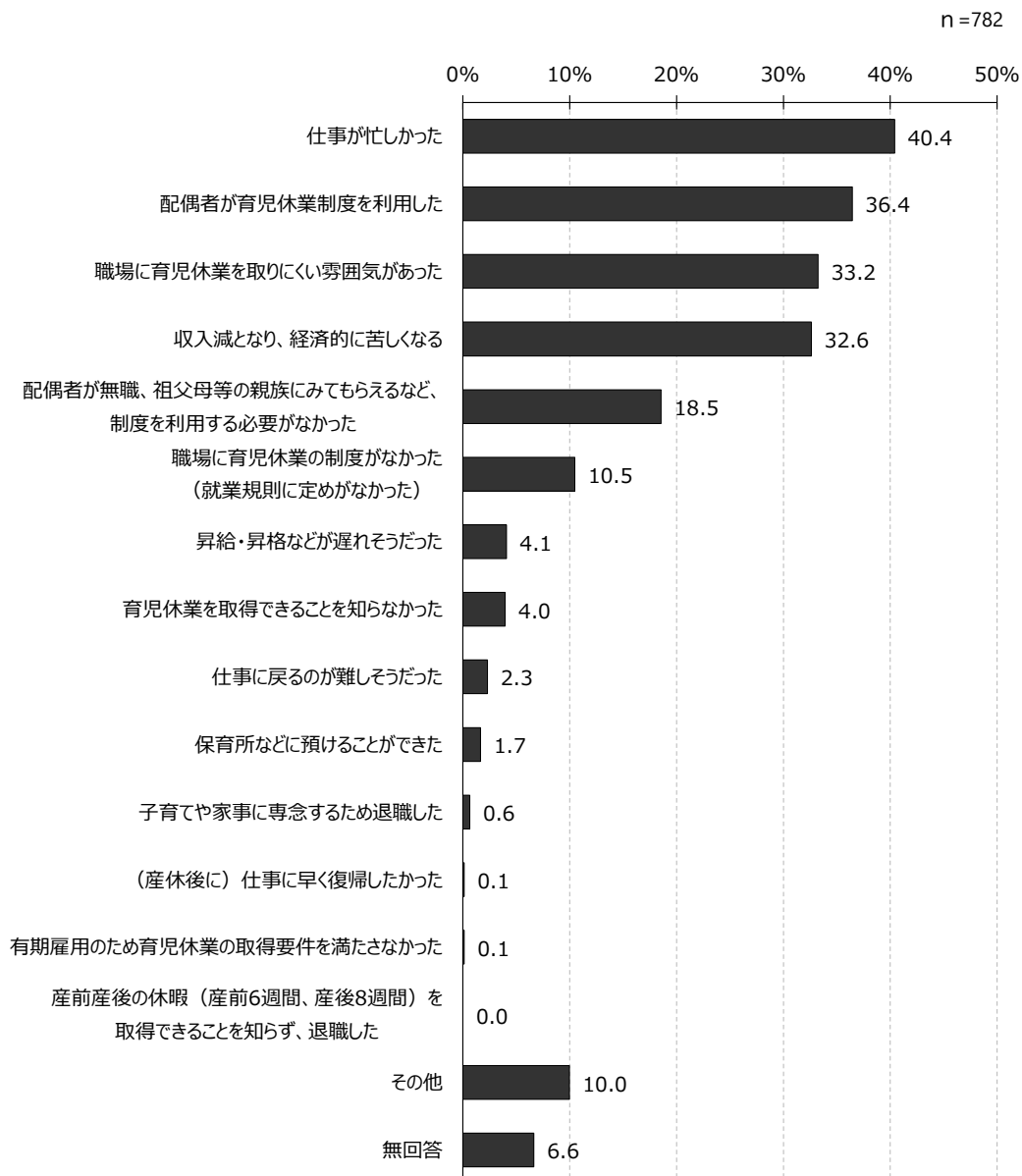
- 前述（P50）の「子育てに関わっている人」（就学前保護者・小学生保護者）のとおり、父母が協力して子育てを行う家庭は前回調査時点で過半数となっており、今回調査でも増加した。
- しかし、フルタイムでの就労は就学前保護者でも小学生保護者でも大きな差で父親のほうが多く、上記のとおり育児休業を取得している父親は母親に比べて圧倒的に少ない。

前の質問で「働いているが取得していない」お父さん
就学前の父親が育児休業を取得していない理由

【就学前保護者】

問 育児休業を取得していない理由／お父さん

「仕事が忙しかった」が40.4%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が36.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32.6%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が18.5%。



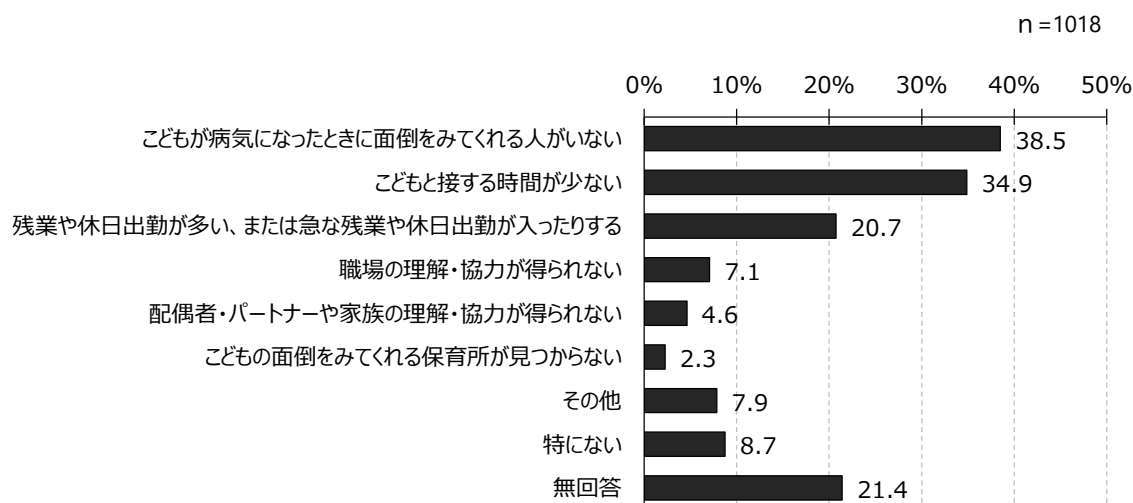
- 「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3位となっているが、職場内の雰囲気そのものに行政が介入することには難しい面がある。
- 育児休業制度自体の事業者への普及啓発と併せて、その背景となる「父親と母親が協力しての子育て」の重要性や意義の啓発も続けていく必要がある。

子育てと仕事の両立

【就学前保護者】

問 子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じることはどのようなことですか。

「こどもが病気になったときに面倒をみてくれる人がいない」が38.5%、「こどもと接する時間が少ない」が34.9%、「残業や休日出勤が多い、または急な残業や休日出勤が入ったりする」が20.7%。



- 「こどもが病気になったときに面倒をみてくれる人がいない」は、母親の就労の増加にもよるものと考えられる。一方、子育てに関わる父親の増加とともに、父親の育児休業取得の推進なども重要性が増してくると思われる。
- 就労の場での男女共同参画の推進は今後も図られると思われるが、同時に子育て支援においては、従来の「子育てをしている母親への支援」から「子育てをしている家庭への支援」へという視点の転換も本格的に求められることになる。

7 こどもの意見聴取（唐津市こども・若者ヒアリング～からっ子 VOICE～）

唐津市に住むこども・若者の意見を聞き、こども・若者の状況やニーズを正確に踏まえ、より実効性のある施策を検討するための取り組みとして、「唐津市こども・若者ヒアリング～からっ子 VOICE～」を実施しました。

●開催日時・場所

令和6年12月26日 唐津市役所 大手口別館 5階会議室

●参加者

市内在住の高校生：8名

●内 容

4つのテーマについて、2つのチーム「ゾンサガチーム」「ユーリチーム」に分かれてグループトークを行いました。テーマごとに2つの問いかけをして、自由に意見をもらっています。

●結果の概要

【テーマ1】こども・若者の生活について（学校、家庭等）

あなたの生活の中での楽しみ、悩み事は何ですか？

【楽しみ】

- ・学校、部活、友達と話す（学校に関することが楽しみの中心）
- ・友達と話すこと、遊ぶこと（休み時間に友達と話したり、オンラインゲームなど）
- ・趣味（ゲーム、NP0の活動等）、ご飯を食べること
- ・その他、映画やショッピング、睡眠、お出かけなど

【悩み事】

- ・進路やテストが多いなど学業面の悩み
- ・部活で勉強時間がとれない、家に帰ったらすぐ寝てしまって勉強できない
- ・参加者には人間関係での悩みがある子はいなかった（周囲では悩んでいる友人もいる）
- ・友人が悩んでいることに共感して、一緒に悩むときもある

※忙しいこともあるけれど、それすらも楽しいと思えるので悩みはないという意見も。

楽しいこと、悩み事などがあるとき、誰によく話す？

あなたの意見や考えは、大人の人にきちんと聞いてもらえていると思う？

【話す相手】

- ・友達、部活の仲間、先生、親
- ・悩み事は親しい友達に話す、ネットで検索して自己解決する
- ・悩み事は、親にはあまり相談しないという子もいた
- ・いろんな人の意見を聴くようにしている
- ・大人には言いづらく、友達にしか話さない（大人側は受け入れてくれるが、自分が壁を感じて話せない）

※どういう悩み事だと大人に話そうと思うか質問すると、進路や、人生の先輩として答えてほしい悩みができたらするかという意見。

【大人の人に話を聞いてもらえている？】

- ・皆、聞いてもらえていると思うと回答。（話しづらいときも、大人側から気にかけて聞いてくれる）
- ※スクールカウンセラーについて、身近な存在でなく、悩みを相談できない、利用の仕方がわからない、あえてスクールカウンセラーに相談する理由がない、などの意見。

【テーマ2】こども・若者の遊び場、居場所について

学校が終わった後、よく居る場所や、よくしている活動は何？

- ・部活動、習い事（塾）、勉強する
- ・カフェ、カラオケ、コンビニエンスストア
- ・家で寝る、友達の家
- ・学校の近くでちょっと休憩できるところで友達と話す
- ・SNSを参考にしてハンドメイドをする など

※平日は放課後も部活動などで学校にいることが多く、自分の時間はあまりないという意見が多かった。

こんな場所があれば嬉しい、こんなイベントなどがあれば行きたい

- ・勉強する場所がいろんなところでできてほしい（今はボートレース場か市役所、図書館で勉強しているが、すぐ埋まって利用できない時がある）
- ・遊ぶ場所が欲しい
- ・以前はボウリング場があったけど、なくなってしまった…
- ・映画館（映画を見るハードルが高い、小規模なところしかなく、見たい映画がない）
- ・多くの世代が集まれる施設
- ・色々な人が集まって自由に楽器が演奏できる屋内施設
- ・道具などを貸し出してくれて、予約しなくても使える体育施設
- ・フリーマーケットなど、運営側・お客さん側の両方をやってみたい
- ・市と一緒にイベントを企画するような取り組みがあれば参加したい



【テーマ3】ヤングケアラー、貧困について

ヤングケアラーについて知っていることや、イメージは？
ヤングケアラーの支援について、何が必要だと思う？

【イメージ】

- ・眠れなさそう、大変そう、ストレスがたまりそう
- ・学生時代にしたいことができなさそう
- ・勉強面などでスタートラインが遅れそう、周囲と差がつきそう
- ・未成年で介護していたら、勉強時間など確保できない
- ・もし自分が当事者だったら友達には話せない

【必要な支援】

- ・ホットラインを設置する（匿名で電話やチャットで相談できるもの）
 - ・チャット＞電話＞対面 対面が一番相談しづらい、匿名で相談できるような取り組みが必要
 - ・訪問介護や出張介護、お手伝いさんの存在（ケアラーが自分の時間が確保できるように）
 - ・ヤングケアラー同士が繋がる場所があれば相談しやすい（県外でも、共感が大事だから）
 - ・リモートで授業を受けられるようにした方がいい
- ※「ヤングケアラーに周囲が気付くには」と質問したところ…
- ・実態アンケートをする
 - ・そもそも、みんなが知る機会を増やす（学校の講演やCM）

こどもの貧困を解消するために必要だと思うこと

- ・ひとり親家庭への支援（貧困は相対的にひとり親家庭に多いと思うから）
- ・こども食堂（だれでも来ていいよという宣伝の仕方の方が行きやすそう）
- ・補助金制度
- ・そもそも、ひとり親を少なくする取り組み
- ・親：経済的な支援
- ・子：学習支援（貧困のループを打ち消すため、地域の学生ボランティアによる支援）
- ・小さい子がいて働けないとかなら、保育所などのこどもを預けることができる施設の充実や拡充



【テーマ4】唐津市について

「唐津」の好きなところや、これからも大切にしたいこと

- ・虹の松原（虹の松原の保全のために活動している団体が多くいて、自然環境を大切にしていこうとしているところも好き）
- ・田舎すぎず、都会すぎないところ
- ・地理的な位置（福岡市にも、佐賀市にも行きやすい）
- ・イカ
- ・唐津くんち
- ・自然が多い、空気がおいしい、山と海が近い
- ・人と人のつながりが深い

※皆が共感していた意見として「何よりもご飯がおいしい、魚がおいしい」「福岡から近い」など

「唐津」の「ここ」がもっと「こう」になったら良い、嬉しい

- ・遊ぶところが増えてほしい、唐津の遊ぶところ（キャナルシティみたいな大型商業施設）
- ・コスメ産業に力を入れる
- ・虹の松原など観光資源をアピールする
- ・旧市街地外に行くためのインフラ整備
- ・駅周辺の活性化
- ・みんなが集まる場所を組み込んだ商店街みたいなところ（いろんな人が集まれるし、食べ歩きもできるし楽しい場所）
- ・イベント（花火や唐津くんち）の時に電車の本数が増えたらいい
- ・中心地以外の活性化（飲食店など気軽に行けるところが少ない）
- ・中心地以外の交通網、電車ないしバスは本数が少なくて便が悪い
- ・朝の渋滞解消（松浦橋）
- ・通学路のカーブミラー、小さい道など危ないと感じるところがある

※「どうやったら、大人になっても住み続けたいと思えるか」と質問したところ…

- ・働く場所が増えたら戻ってきたいと思えるかも
- ・学生の時に唐津について学ぶ機会を与えることで、唐津に愛着がわき唐津に住み続けたいと思える
- ・車があれば住みやすいまち
- ・住みたいと思うけど、進学等した後に戻ってくるか微妙
- ・車がないと生きていけないのが不満、交通の便が悪い
- ・都会より不便、都会に住みたい
- ・老後に住みたい、若いときは刺激がない



8 こどもの将来人口推計

住民基本台帳の人口実績を基に将来人口を推計しました。¹

0～17歳の人口は令和6年の18,203人から継続的に減少となり、本計画の終期となる令和11年には16,083人となる見込みです。

年齢	実績					本計画の計画期間				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	862	845	807	751	677	748	736	725	713	703
1歳	944	883	861	818	771	688	761	748	737	724
2歳	949	946	882	855	825	774	691	763	752	740
3歳	1,019	960	944	877	854	825	775	691	765	752
4歳	1,037	1,023	968	932	872	853	824	773	690	762
5歳	1,068	1,036	1,015	964	936	873	854	825	774	691
6歳	1,076	1,070	1,034	1,014	967	935	872	853	822	773
7歳	1,077	1,074	1,067	1,042	1,005	967	935	873	853	823
8歳	1,152	1,084	1,074	1,067	1,043	1,004	967	934	872	852
9歳	1,129	1,149	1,086	1,073	1,065	1,043	1,004	967	934	871
10歳	1,125	1,129	1,144	1,091	1,079	1,070	1,048	1,009	971	939
11歳	1,232	1,125	1,128	1,155	1,091	1,082	1,073	1,050	1,011	974
12歳	1,173	1,230	1,122	1,131	1,152	1,091	1,082	1,073	1,051	1,011
13歳	1,197	1,168	1,236	1,129	1,128	1,153	1,092	1,083	1,074	1,052
14歳	1,164	1,196	1,169	1,235	1,134	1,131	1,156	1,095	1,086	1,077
15歳	1,220	1,150	1,194	1,166	1,232	1,131	1,127	1,153	1,092	1,083
16歳	1,234	1,239	1,159	1,206	1,165	1,239	1,136	1,134	1,159	1,097
17歳	1,222	1,231	1,236	1,155	1,207	1,165	1,237	1,135	1,132	1,159
0-17歳 計	19,880	19,538	19,126	18,661	18,203	17,772	17,370	16,884	16,488	16,083

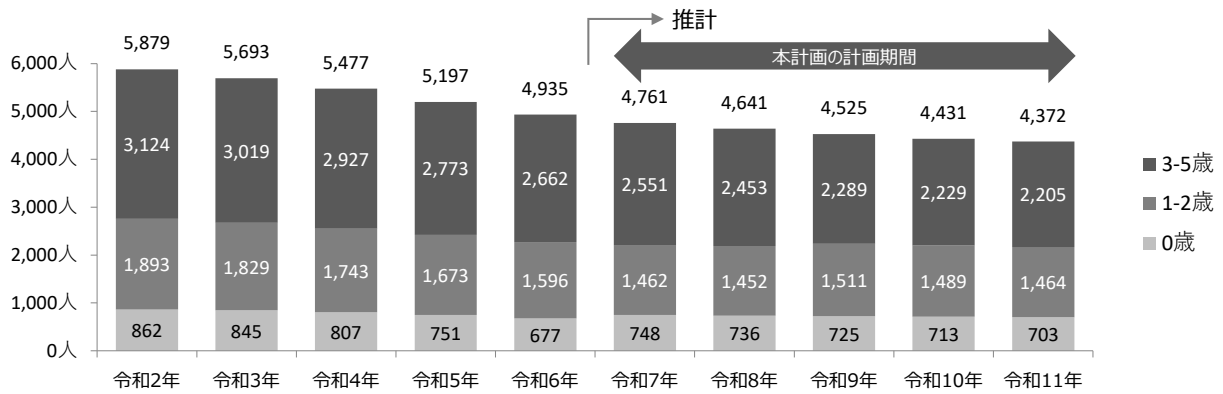
(単位：人)

※令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日）

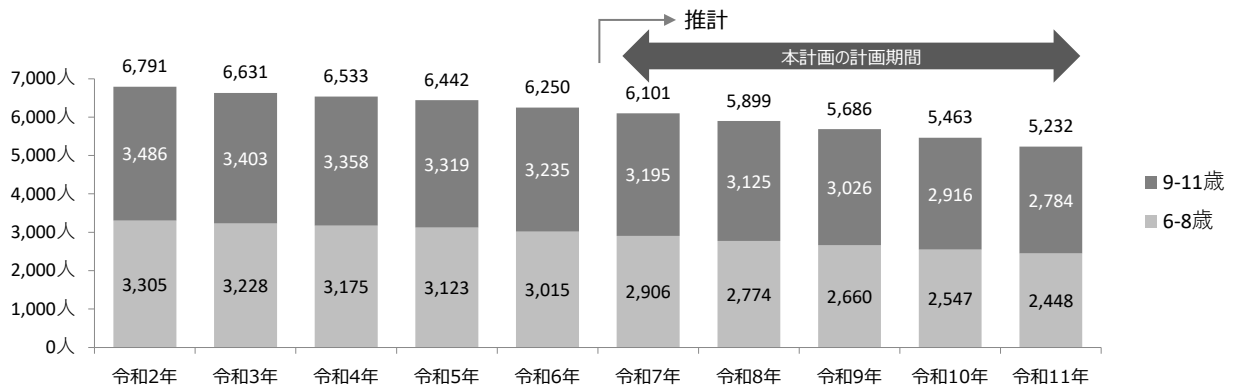
※令和7年～11年：推計値

¹ 住民基本台帳平成30年～令和6年（各年4月1日）実績からコーホート変化率法により推計。出生率は唐津市令和4年の期間TFR値(1.620)が令和11年1.647に向けて上昇すると仮定し、変化率はコロナ禍における一時的変動を考慮した上での実績の平均値としている。

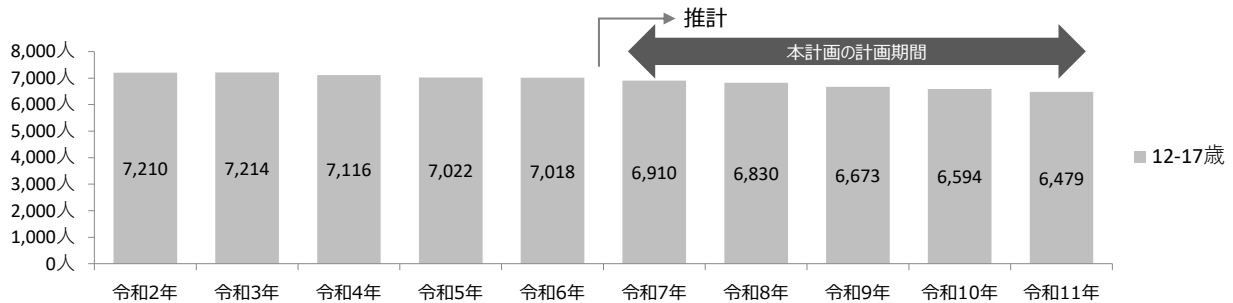
▼ 0歳～5歳のこどもの数（実績および将来人口推計）



▼ 6歳～11歳のこどもの数（実績および将来人口推計）



▼ 12歳～17歳のこどもの数（実績および将来人口推計）



9 唐津市における課題

こども・子育てを取り巻く環境、市民等アンケート調査の結果などから、唐津市のこどもや子育て家庭を取り巻く課題を次のようにまとめます。

妊娠・出産における母子の健康確保と保護者の不安の解消

唐津市の出生数は令和3年に一旦増加しましたが、総じて減少傾向で推移しています。出生率も総じて下降傾向で推移しています。

就学前保護者、小学生保護者の調査による、「お子さんを出産した後で困ったこと」では、「困ったことは特になかった」が最も多くなっていました。就学前保護者では「子育てが不安になった」が31.0%、「自分の体調がよくなかった」が26.3%、小学生保護者では「子育てが不安になった」が31.8%、「家事を手伝ってくれる人がいなかった」と「自分の体調がよくなかった」が21.2%となっています。

少子化対策の一つとして出生を増加させていくためには、母子の健康づくりと妊娠・出産に関わる不安が解消されるような取り組みが重要です。初めての出産となる妊婦をはじめ、これから親になる全ての男女が不安を感じることなく安心して妊娠・出産やその後の育児に臨めるよう、こどもや母親の健康を守る取り組み、妊娠・出産に関する様々な相談に対応する体制づくりが重要です。

全てのこどもの権利擁護とすこやかな成長

小学5年生、中学2年生の調査では、こどもの主観的健康観、朝食の摂取状況、主観的な成績など、健康や学習に関連する事柄に家庭の経済的な状況が影響をおよぼしていることがうかがえました。

就学前保護者、小学生保護者の調査による、「子育てにかかる経済的な負担を感じるか」では、就学前保護者、小学生保護者のいずれでも「よく感じる」が前回調査より増加していました。小学5年生保護者・中学2年生保護者の調査における同様の質問では、経済的状況のよくない家庭ほど子育てにかかる経済的な負担を強く感じていることがわかりました。

小学5年生、中学2年生の調査による、「同じくらいの年れいのこどもからは、だいたいはおかれています」と思うかでは、いずれの学年でも「あまりあてはまらない」、「あてはまらない」が、経済的状況のよくない家庭において全体より多くなっていました。

また、18歳未満の障がい者手帳所持者数、外国人のいる世帯数は、いずれも増加傾向です。小・中学校における不登校児童・生徒数の割合についても上昇傾向にあり、全国および佐賀県より高い水準で推移しています。これらのことから、配慮が必要なこどもの割合が上昇していると考えられます。

家庭環境やこども一人ひとりの個性によらず権利が守られ、その最善の利益が尊重されることは、こどもの健全な成長の大前提です。それらが確保されることで、こどもの自己評価・自己肯定感も高くなっていくと考えられます。

家庭や学校、地域社会が、こどもの権利を守るという視点に立ってそのすこやかな成長を支えていく取り組みとともに、こどもたち自身も自らの権利について理解を深められるよう図ることが重要です。

多様な教育・保育ニーズへの対応

女性の就労状況では、20歳代後半以降の各年齢層とも労働力率が上昇し、結婚・出産・子育て期と考えられる女性の就労が増えています。

就学前保護者調査による、母親の就労状況では、「フルタイムで就労している」が約46%、「パート・アルバイト等で就労している」が約30%となっています。

就学前保護者、小学生保護者の調査による、「子育て（教育を含む）を主に行っている方」では、就学前保護者、小学生保護者のいずれでも「父母ともに」が6割前後で最も多く、前回調査より増加しており、父母が協力しての子育てが増えていることがわかります。

また、世帯数は総じて増加の傾向にあるものの総人口は減少が続いており、1世帯あたり人員は継続的に減少しています。

就学前保護者、小学生保護者の調査による、「日頃、こどもをみてもらえる親族や知人等の有無」では、「いずれもない」との回答が就学前保護者で約8%、小学生保護者で約12%みられ、就学前保護者、小学生保護者のいずれでも前回調査より増加しています。

保護者の就労状況や、男女の子育てへの関わり方、親族・知人による子育て支援など、こどもと子育て家庭を取り巻く状況は変化しており、定期的な教育・保育を利用している場合でも、家庭で教育・保育を行っている場合でも、教育・保育に対するニーズは多様化しています。

一時預かりや延長保育、あるいは乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、幼稚園、保育園、認定こども園等による教育・保育の提供を引き続き充実し、多様なニーズへの対応を図ることが重要です。

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

唐津市の全てのこどもがすこやかに成長し、今も、これからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

基本理念

こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津

「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念として、次代を担うこどもたちがすこやかに生まれ、育成される社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

本計画は、子育てを支援するより良い環境づくりはもちろんのこと、こども基本法の考えに基づき、全てのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくものです。

このことから、「全てのこども」「すこやかな育ち」「幸せな状態（ウェルビーイング）」という3つの方向性を示す「こどもみんなが すこやかに 幸せに」を理念の基礎に据えます。

また、前計画における「生み育てやすい」は、保護者からの視点によるものであることから、本計画では、こどもを主体とした「育つ」という言葉を使います。

そして、こどもは家庭の希望であり、唐津の宝であり、こども一人ひとりの幸せな育ちは市民全ての願いであることから、まち全体を示す「唐津」で理念を締めくくり、地域全体でこどもと子育て家庭を応援していく決意を込めます。

以上により、本計画における基本理念を、「こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」と設定します。

2 基本方針

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務の第一として「子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」としています。

そして、基本指針では、こども・子育て支援を、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」としています。

障がい、疾病、虐待、経済的状況、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、全てのこどもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障することは、唐津市においてもこれまで基本に据えてきた考え方であり、本計画においてもそれを踏襲して、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針1	こども・子育て支援の充実
	就学前のこどもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的確保を行い、質を向上します。就学後のこどもについて、放課後の安全な居場所を確保することに努めます。 妊娠・出産期から学童期、さらに18歳未満までのこどもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、こどもの健全な発達のための環境を整えます。
取り組みの内容	○幼児期の教育・保育の提供 ○地域子ども・子育て支援事業の実施

第4章 こども・子育て支援に関する施策

基本方針2

「こどもまんなか社会」の実現

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、全ての人がこどもや子育て世帯を応援する社会に向けた意識改革を後押しし、保護者が男女を問わず社会で活躍しながら安心してこどもを生き育てられる環境を整えます。

また、全てのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたってすこやかに成長できる社会を実現させるべく、こどもの視点に立って、地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのあるこどもへの対応など、支援環境の整備によりこどもの権利を守ります。

取り組みの内容

- 地域における子育ての支援
- 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
- こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- こども等の安全の確保
- 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進

第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策



第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

3 施策の体系

基本理念	基本方針	施策・事業
いどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津	基本方針1 こども・子育て支援の充実	第4章 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
		第4章 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
	基本方針2 「こどもまんなか社会」の実現	第5章 1 地域における子育ての支援 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 児童の健全育成 (5) 子育てに伴う経済的支援の充実
		第5章 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 (1) こどもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
		第5章 3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備 (1) 次代の親の育成 (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
		第5章 4 子育てを支援する生活環境の整備 (1) 良質な住宅および居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 身近な生活圏における公園の整備 (4) 安心して外出できる環境の整備
		第5章 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 (1) 多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等 (2) 仕事と子育ての両立の推進
		第5章 6 こども等の安全の確保 (1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 虐待被害に遭ったこどもの保護の推進
		第5章 7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 経済的に困窮する妊産婦への支援 (4) 障がい児施策の充実 (5) 社会的養護が必要なこどもへの施策 (6) ヤングケアラーへの支援
		第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

第4章 こども・子育て支援に関する施策

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、唐津市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

唐津市では、第一期および第二期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第三期計画においても幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、引き続き市全域で1つの区域とします。

ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち、「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」については、こども自身の移動によるサービスであることから、小学校区を基本として設定します。

2 「量の見込み」と「確保方策」について

本計画では、期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して提供する計画数（確保方策）を表として示しています。

見込み量の算定は、国によって、市町村の実情に応じて適切に対応することも可能とされていることから、前計画期間中の利用実績と将来推計人口から試算することを基本とし、必要に応じて市民調査から把握する潜在的なニーズの存在についても考慮しながら設定しています。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の教育・保育の量の見込み（満3歳未満のこどもの保育利用率を含む。）」および「量の見込み」に対応する教育・保育施設および地域型保育事業等による提供体制と実施時期を以下のとおり定めます。

なお、「量の見込み」に対する「確保方策」は現状の施設で充足しており、新規開設は行わないことを基本とし、今後は適正な定員を維持しながら「質の向上」を行う施策の展開を図ります。

（１）１号認定（３～５歳・教育のみ）

「量の見込み」と「確保方策」

１号認定 (3-5歳教育のみ)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	市内	435	418	390	380	376
	市外	5	5	5	5	5
②確保方策		567	567	567	567	567
	認定こども園・幼稚園	566	566	566	566	566
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	市外	1	1	1	1	1
②-①（過不足）		127	144	172	182	186

（単位：人）

量の見込みと確保方策の考え方

○前計画期間中の利用割合¹は減少傾向でした。直近の利用割合が今後も継続すると想定し、その割合を推計人口に乗じて見込みました。

○１号認定の市外からの利用は年により増減があり、過去の利用実績の平均から見込みました。

○１号認定（３～５歳・教育のみ）は、現状の施設で供給が足りることとなります。

1 利用割合：量の見込みにあたり、各事業等について前計画期間中の各年度の対象年齢の人口に対する利用実績数の割合を確認した。本計画内ではその割合を「利用割合」と表現している。

(2) 2号認定（3-5歳・保育必要）

「量の見込み」と「確保方策」

2号認定 (3-5歳保育必要)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	市内	2,066	2,011	1,900	1,872	1,874
	市外	25	25	25	25	25
②確保方策		2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
	認定こども園・ 保育園	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239
	市外	32	32	32	32	32
②-①（過不足）		180	235	346	374	372

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中の利用割合は増加傾向でした。直近の利用割合を基本に、これまでの上昇傾向を考慮した利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 2号認定の市外からの利用は年により増減があり、過去の利用実績の平均から見込みました。
- 2号認定（3-5歳・保育必要）は、現状の施設で供給が足りることとなります。

(3) 3号認定(0-2歳・保育必要)

「量の見込み」と「確保方策」

3号認定 (0-2歳保育必要)		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	市内	185	508	607	182	562	541	179	552	598
	市外	15			15			15		
②確保方策		378	1,224		378	1,224		378	1,224	
	認定こども園・ 保育園	365	1,183		365	1,183		365	1,183	
	地域型保育事業	4	10		4	10		4	10	
	企業主導型 保育施設	4	10		4	10		4	10	
	市外	5	21		5	21		5	21	
②-①（過不足）		287			302			258		

3号認定 (0-2歳保育必要)		令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	市内	176	544	589	174	535	580
	市外	15			15		
②確保方策		378	1,224		378	1,224	
認定こども園・ 保育園		365	1,183		365	1,183	
地域型保育事業		4	10		4	10	
企業主導型 保育施設		4	10		4	10	
市外		5	21		5	21	
②-①（過不足）		278			298		

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中の利用割合は、0歳はほぼ横ばい、1歳は年により増減があり、2歳は微増の傾向でした。
- 0歳は過去利用割合の平均、1歳および2歳は過去最高の利用割合を基本に、各歳の推計人口に乗じて見込みました。
- 市外からの利用は年により増減があり、過去の実績の平均から見込みました。
- 3号認定(0-2歳・保育必要)は、現状の施設で供給が足りることとなります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業の概要

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。
- こども家庭センターにおいて、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

確保方策

基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

確保方策の考え方

- 「基本型」として、子育て支援センター1か所で実施していきます。
- 唐津市では、令和6年度に従来の母子保健型（保健センターで実施）を「こども家庭センター型」に移行しています。保健医療課の母子保健機能とこども家庭相談室の児童福祉機能が一体的な組織として、妊産婦、乳幼児および全てのこどもと家庭に対しての支援を行います。

事業の概要（地域子育て相談機関）

○地域子育て相談機関は、子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、令和4年児童福祉法改正により整備に努めることとされた事業です。

実施に向けての考え方

○「基本型」の活用、実施場所の確保などについて検討し、できるだけ早い段階での設置を検討していきます。

事業の概要（妊婦等包括相談支援事業）

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

○改正子ども・子育て支援法により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,244	2,208	2,175	2,139	2,109
確保方策	2,244	2,208	2,175	2,139	2,109

（単位：人回／年）

量の見込みと確保方策の考え方

○全ての妊婦等への助産師や保健師による面談（1組あたりの面接回数を3回と想定）を行う事業であるため、当該年の0歳推計人口に3を乗じて見込みました。

○令和5年4月から保健医療課で実施しており、引き続き同体制で実施します。

(2) 延長保育事業

事業の概要

○保育園、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間（保育認定時間）を超えて保育を実施する事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75,890	74,442	73,034	71,959	71,438
確保方策	75,890	74,442	73,034	71,959	71,438

(単位：人／年)

量の見込みと確保方策の考え方

○前計画期間中の利用割合は、継続的に増加の傾向でした。過去最大の利用割合をベースに、これまでの上昇傾向を考慮した利用割合を推計人口に乗じて見込みました。

○現状の体制での供給を引き続き実施します。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊びおよび生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
- 本事業の提供区域設定は、小学校区を基本とする28区域となります。

「量の見込み」と「確保方策」

市内全域

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	572	532	520	503	474
	2年生	483	470	439	429	415
	3年生	424	402	394	368	362
	4年生	316	305	293	284	264
	5年生	192	185	177	174	169
	6年生	101	98	95	91	85
	合 計	2,088	1,992	1,918	1,849	1,769
確保方策		2,088	1,992	1,918	1,849	1,769

(単位：人) 以下同じ

鬼塚小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	29	27	27	26	24
	2年生	27	26	24	23	23
	3年生	24	23	22	21	20
	4年生	19	18	17	17	15
	5年生	10	10	10	9	9
	6年生	6	5	5	5	5
	合 計	115	109	105	101	96
確保方策		115	109	105	101	96

鏡山小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	76	71	70	67	63
	2年生	70	68	63	62	59
	3年生	58	55	54	50	49
	4年生	37	36	34	33	31
	5年生	16	15	15	14	14
	6年生	6	5	5	5	5
	合 計	263	250	241	231	221
確保方策		263	250	241	231	221

久里小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	33	31	30	29	27
	2年生	26	25	23	23	22
	3年生	15	14	14	13	13
	4年生	13	12	12	12	11
	5年生	9	8	8	8	8
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	97	91	88	86	82
確保方策		97	91	88	86	82

佐志小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	21	20	19	19	18
	2年生	18	18	17	16	16
	3年生	22	21	21	19	19
	4年生	17	16	15	15	14
	5年生	4	4	4	4	4
	6年生	2	2	2	2	2
	合 計	84	81	78	75	73
確保方策		84	81	78	75	73

成和小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	23	21	21	20	19
	2年生	21	20	19	18	18
	3年生	17	16	16	15	14
	4年生	14	13	13	12	12
	5年生	9	8	8	8	8
	6年生	4	4	4	3	3
	合 計	88	82	81	76	74
確保方策		88	82	81	76	74

外町小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	34	32	31	30	28
	2年生	26	25	23	23	22
	3年生	34	32	31	29	29
	4年生	12	12	11	11	10
	5年生	9	8	8	8	8
	6年生	3	3	3	3	2
	合 計	118	112	107	104	99
確保方策		118	112	107	104	99

大志小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	25	23	23	22	21
	2年生	22	22	20	20	19
	3年生	16	15	15	14	14
	4年生	14	13	13	12	12
	5年生	9	8	8	8	8
	6年生	2	2	2	2	2
	合 計	88	83	81	78	76
確保方策		88	83	81	78	76

長松小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	57	53	52	50	47
	2年生	53	51	48	47	45
	3年生	48	46	44	42	41
	4年生	32	31	30	29	27
	5年生	17	17	16	16	15
	6年生	9	9	9	9	8
	合 計	216	207	199	193	183
確保方策		216	207	199	193	183

西唐津小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	21	20	19	19	18
	2年生	19	19	17	17	16
	3年生	17	16	16	15	14
	4年生	15	14	14	13	12
	5年生	8	8	7	7	7
	6年生	5	5	4	4	4
	合 計	85	82	77	75	71
確保方策		85	82	77	75	71

東唐津小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	7	7	7	6	6
	2年生	7	6	6	6	6
	3年生	4	4	4	4	4
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	23	22	22	21	21
確保方策		23	22	22	21	21

湊小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	15	14	13	13	12
	2年生	12	12	11	11	11
	3年生	10	9	9	8	8
	4年生	7	7	7	7	6
	5年生	6	6	6	6	5
	6年生	4	4	4	3	3
	合 計	54	52	50	48	45
確保方策		54	52	50	48	45

竹木場小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	11	10	10	10	10
	2年生	10	10	9	9	9
	3年生	10	9	9	9	9
	4年生	9	9	9	8	7
	5年生	9	9	8	8	8
	6年生	6	6	6	6	4
	合 計	55	53	51	50	47
確保方策		55	53	51	50	47

浜崎小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	78	73	71	69	65
	2年生	52	51	47	46	45
	3年生	35	34	33	31	30
	4年生	27	26	25	24	22
	5年生	13	13	12	12	11
	6年生	6	6	6	6	6
	合 計	211	203	194	188	179
確保方策		211	203	194	188	179

玉島小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	6	5	5	5	5
	2年生	5	5	5	4	4
	3年生	4	3	3	3	3
	4年生	4	4	3	3	3
	5年生	3	3	2	2	2
	6年生	3	3	3	3	2
	合 計	25	23	21	20	19
確保方策		25	23	21	20	19

平原小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	5	4	4	4	4
	2年生	4	4	4	4	4
	3年生	4	3	3	3	3
	4年生	4	4	3	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	19	17	16	16	16
確保方策		19	17	16	16	16

巖木小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	14	13	13	12	11
	2年生	12	12	11	11	11
	3年生	12	11	11	10	10
	4年生	10	10	9	9	9
	5年生	8	8	7	7	7
	6年生	5	5	4	4	4
	合 計	61	59	55	53	52
確保方策		61	59	55	53	52

相知小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	24	22	22	21	20
	2年生	23	23	21	21	20
	3年生	23	22	21	20	20
	4年生	22	21	21	20	19
	5年生	15	14	14	13	13
	6年生	10	10	10	9	9
	合 計	117	112	109	104	101
確保方策		117	112	109	104	101

伊岐佐小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	6	5	5	5	5
	2年生	4	4	4	4	4
	3年生	4	4	4	4	4
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	18	17	17	17	17
確保方策		18	17	17	17	17

北波多小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	22	21	20	19	18
	2年生	20	19	18	18	17
	3年生	18	17	16	15	15
	4年生	16	15	15	14	13
	5年生	14	14	13	13	12
	6年生	7	7	7	7	7
	合 計	97	93	89	86	82
確保方策		97	93	89	86	82

肥前小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	14	13	13	12	11
	2年生	11	10	10	10	9
	3年生	11	10	10	9	9
	4年生	10	10	9	9	9
	5年生	8	8	7	7	7
	6年生	4	4	4	3	3
	合 計	58	55	53	50	48
確保方策		58	55	53	50	48

名護屋小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	9	9	8	8	8
	2年生	8	8	8	7	7
	3年生	7	7	7	6	6
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	5	5	5	5	5
	6年生	5	5	4	4	4
	合 計	40	40	38	36	35
確保方策		40	40	38	36	35

馬渡島小学校区

※令和2年より休所中となっています。

		令和6年度
【参考】 児童数	1年生	1
	2年生	1
	3年生	0
	4年生	1
	5年生	2
	6年生	1
	合 計	6

打上小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	15	14	13	13	12
	2年生	12	11	11	10	10
	3年生	12	12	12	11	11
	4年生	12	12	11	11	10
	5年生	10	9	9	9	8
	6年生	6	5	5	5	5
	合 計	67	63	61	59	56
確保方策		67	63	61	59	56

呼子小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	17	15	15	15	14
	2年生	13	13	12	12	11
	3年生	12	12	12	11	11
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	52	50	49	48	45
確保方策		52	50	49	48	45

七山小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	10	9	9	9	8
	2年生	8	8	8	7	7
	3年生	7	7	7	6	6
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	3	3	3	3	2
	合 計	37	36	36	34	31
確保方策		37	36	36	34	31

量の見込みと確保方策の考え方

- 放課後児童クラブは、小学1年生から小学6年生までの児童を対象として実施しています。各小学校区、学年ごとの直近の登録者数実績を基に、これまでの利用の動きと推計人口を勘案して見込みました。
- 需要が増加傾向にある地区については、利用待機が発生する可能性があるため、民間事業者の参入への支援を図ります。
- 地域により需要の傾向が異なり、時期によっては利用待機が発生する可能性もあるため、放課後児童クラブ支援員の処遇改善および広報活動による人材確保、学校の余裕教室の活用など実施場所の確保に向けた検討を進め、人材・スペースの確保に引き続き取り組みます。

（４）子育て短期支援事業

事業の概要

○保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となったこと
どもについて、児童養護施設等の利用により、必要な養育・保護を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	203	198	193	188	184
確保方策	203	198	193	188	184

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○需要の発生が予測しにくい事業ですが、前計画期間中、直近の利用割合が増加し
ていたことから、過去最大の利用割合を参考に見込みました。
○利用しやすい環境づくりに努め、ニーズに対応していきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳
児とその保護者の心身の状況および養育環境等の把握を行うほか、養育についての相
談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	741	729	718	706	696
確保方策	741	729	718	706	696
実施体制	保健師、助産師、看護師、母子保健推進員による訪問				

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○各年度の0歳児推計人口により見込んでいます。
○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、量の見込み分を確保します。

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70	68	66	64	63
確保方策	70	68	66	64	63
実施体制	保健師による訪問				

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○需要の発生が予測しにくい事業ですが、前計画期間中で最大だった利用割合を参考に、推計人口に乗じて見込みました。
 ○引き続き、保健師による指導を実施します。現状の体制で量の見込みには対応可能なため、確保方策は同数としています。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

実施に向けての考え方

○人員配置等を検討し、令和8年度からの実施を目指します。

（８）児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援により、虐待防止を図る事業です。

実施に向けての考え方

○児童福祉法改正による新事業です。
○本計画期間中の実施予定はありませんが、実施場所となる拠点の検討や委託の可能性など、調査・研究を続けます。

（９）親子関係形成支援事業

事業の概要

○親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびそのこどもに対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。

実施に向けての考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所、運営者などを検討し、実施に向けて取り組みます。

(10) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30,940	30,632	31,304	30,828	30,338
確保方策	30,940	30,632	31,304	30,828	30,338

(単位：人回／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、コロナ禍の時期に利用割合が減少しましたが、直近年度では増加傾向でした。直近の利用割合をベースに、今後の増加を想定した利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 今後も現在と同等の体制での実施を継続します。過去の受け入れ実績から、同体制で、見込まれる需要の全数を確保できると考えます。

(11) 一時預かり事業

事業の概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、認定こども園などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
- 唐津市では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）と、幼稚園型以外として保育所の一時預かりがあります。

「量の見込み」と「確保方策」

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21,592	20,762	19,374	18,867	18,663
確保方策	21,592	20,762	19,374	18,867	18,663

(単位：人／年延)

幼稚園以外での預かり（幼稚園型以外）：保育所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,809	3,713	3,620	3,545	3,498
確保方策	3,809	3,713	3,620	3,545	3,498

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、幼稚園型は利用割合が減少傾向、保育所は増加傾向でした。
- 幼稚園型は直近の利用割合が今後も継続すると想定し、保育所は直近の利用割合をベースに、これまでの上昇傾向を考慮した利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 実績から、今後も見込みに対する提供が可能と考えます。

(12) 病児・病後児保育事業

事業の概要

○病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	326	316	306	297	288
確保方策	326	316	306	297	288

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○需要の発生が予測しにくい事業ですが、前計画期間中、コロナ禍後の利用割合が増加していたことから、直近の利用割合をベースに、アンケート調査による今後の利用希望も勘案して見込みました。

○現在の実施体制を維持し、引き続き実施します。

(13) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の概要

○こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

未就学児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,428	1,392	1,358	1,329	1,312
確保方策	1,428	1,392	1,358	1,329	1,312

（単位：人日／年延）

低学年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	57	54	52	50	48
確保方策	57	54	52	50	48

（単位：人日／年延）

高学年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	33	32	31	29
確保方策	34	33	32	31	29

（単位：人日／年延）

量の見込みと確保方策の考え方

- 未就学児については、直近の利用割合をベースに、これまでの上昇傾向を考慮した利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 前計画期間中、利用割合の増加した令和5年度の実績をベースに、アンケート調査による今後の利用希望も勘案し、低学年児童・高学年児童の推計人口に乗じて見込みました。
- 現状の体制で継続します。

(14) 妊婦健康診査事業

事業の概要

- 妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう医学的検査を実施する事業です。
- 妊娠届出時に契約医療機関において利用できる健診票を最大14枚発行します。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,734	10,562	10,404	10,232	10,088
確保方策	10,734	10,562	10,404	10,232	10,088
実施体制	実施場所：市が委託契約を結んだ各医療機関および社団法人佐賀県医師会、社団法人福岡県医師会、社団法人長崎県医師会の医療機関				

(単位：件＝健診票交付数／年)

量の見込みと確保方策の考え方

- 当該年の0歳児の推計人口から見込みました。全数の受診と受診率の向上を目指すものであるため、推計人口に14を乗じて見込み、同数を確保方策としています。
- 契約医療機関等による現在の体制を維持します。

(15) 産後ケア事業

事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。
- 令和6年度から宿泊型と通所型を実施しています。
- 令和7年度からは子ども・子育て支援交付金による地域子ども・子育て支援事業に位置付けられます。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	221	221	221	221	221
確保方策	221	221	221	221	221

(単位：人／年)

量の見込みと確保方策の考え方

- 令和6年度の利用状況を参考に見込みました。
- 今後、必要性の状況を確認しながら、必要に応じて提供体制の充実を検討します。

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、適切かつ良質な保育の提供体制の確保を図る事業です。

実施の考え方

○地域ごとに状況が異なるため、民間事業者の新規参入については市全体での配置バランス等と事業者の参入意向を考慮しながら検討する必要があります。

○市としては、多様な事業者の主体性を尊重しながら、適正な参入の促進を目的として、この事業の活用を検討していくこととします。

(17) 乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

事業の概要

○唐津市では「こども誰でも通園支援事業」の名称で実施しています。

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37	37	38	37	37
確保方策	37	37	38	37	37

(単位：人日／年)

量の見込みと確保方策の考え方

○国の示す算定方法に基づき、推計人口と未就園児数の予測から見込みました。

○令和6年度から試行的運用を行っています。試行的運用における実績値よりも国の算定方法による見込みが大きいため、今後の需要の動きを注視しながら市内の事業者と協議を続け、受け入れ体制の充実に努めます。

5 その他の基本的な取り組み

（１）教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

1 世帯あたり人員の減少や女性の就労形態の変化など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変わってきており、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。幼稚園やそれ以外での一時的な預かりや、保育園や認定こども園による延長保育など、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校との連携を図っていきます。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化¹の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

唐津市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

1 幼児教育・保育の無償化：幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料が無料になる。幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。

第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

1	一時預かり事業 ○保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かる。 ○当該事業実施施設の周知を行う。 ⇒P86 地域子ども・子育て支援事業(11) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
2	放課後児童クラブ ○就労、疾病その他の理由により、昼間保護者が家にいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を行う。 ⇒P75～P81 地域子ども・子育て支援事業(3) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
3	病児・病後児保育 ○病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。 ○病後児対応型と体調不良児対応型を行う。 ○当該事業実施施設の周知を行う。 ⇒P87 地域子ども・子育て支援事業(12) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
4	ファミリー・サポート・センター事業(ラビットくん) ○子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行うことを希望する人(協会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 ○子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。 ⇒P88 地域子ども・子育て支援事業(13) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
5	子育て短期支援事業 ○保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、家庭でこどもの養育をすることが困難になった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う。また、夜間・休日に児童養護施設などで保護し、生活指導、食事の提供を行う。 ⇒P82 地域子ども・子育て支援事業(4) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭相談室

6	こども家庭センター	○こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、こどもや子育て家庭に対して児童福祉機能および母子保健機能による包括的な支援を切れ目なく提供する。 ⇒P72 地域子ども・子育て支援事業(1) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭相談室／保健医療課
7	子育て支援センター	○子育て支援センターにおいて、妊婦、乳幼児期からの子育てに関する相談や交流、情報提供を行う。 ○子育て支援センターの一層の周知を徹底し、事業を充実させる。 ⇒P72 地域子ども・子育て支援事業(1) ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭課
8	児童家庭支援センター	○児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う等、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る施設。 ⇒ヤングケアラーへの支援	佐賀県
9	乳幼児相談	○保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。 ○予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。	保健医療課
10	療育相談	○北部地域障がい者相談支援センターにおいて、障がいのあるこどもや障がいのある可能性のあるこども、またそのこどもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行う。 ⇒ヤングケアラーへの支援	障がい者支援課
11	就労支援事業	○ハローワークと連携し、児童扶養手当を受給している人に対して、就職を支援する。	こども家庭相談室
12	子育てガイドブック	○唐津市における子育て支援事業を掲載した子育てのための支援ガイドブックを作成し配布する。 ○妊娠届・転入や出生届の際に、児童の保護者へ配布することで、子育て支援事業の周知を行い、読みやすい誌面づくりと内容の充実努める。 ○今後、電子、アプリでの提供を検討する。	こども家庭課

13	こどもの居場所等支援コーディネート事業	○唐津市のこどもの居場所等支援コーディネーターを配置し、こども食堂・こどもの居場所・こども宅食への物的・経済的・人的支援のマッチングや相談支援を行う。 ○こども食堂・こどもの居場所・こども宅食実施団体やその支援者を対象にネットワーク会議や研修会を行う。	こども家庭課
14	からつの赤ちゃん応援事業	○「からつ子応援ギフト」で赤ちゃん誕生をお祝いするとともに、ギフト配付時に子育てに関する相談業務・市が実施する子育て支援事業の周知を行う。	こども家庭課

(2) 保育サービスの充実

1	通常保育事業	○保育の必要性についての認定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）および特定地域型保育事業で保育する。 ⇒P69～P71 幼児期の教育・保育	こども家庭課
2	延長保育事業	○保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。 ⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)	こども家庭課
3	障がい児保育事業	○保育所において、心身に障がいのある児童の保育を行う。 ○市内全保育所が実施体制を整えている。	こども家庭課
4	認可外保育施設	○保育所と同様の乳幼児の保育を目的とする施設で保育を行う。地域的事情、規模、保護者のニーズ等を考慮しながら取り組む。 ○認可外保育施設指導監督基準を満たす運営が行われているか確認し、質の確保に努める。 ⇒P69～P71 幼児期の教育・保育	こども家庭課
5	時間外預かり保育	○幼稚園において、正規の教育時間終了後も園児を幼稚園で過ごさせる預かり保育を実施する。 ○今後も1号認定の預かり保育を継続し、就労等で家庭保育ができない子育て世代の支援を図る。 ⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)	こども家庭課

6 保育の質の向上

○保育士となる人の就職（復職）に伴う出費の負担を軽減するため、「保育士応援事業」を実施し、準備金を給付する。

○研修会や第三者評価等により保育士の資質向上を目指す。

こども家庭課

7 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）

○0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で預かりを行う。

⇒P90 地域子ども・子育て支援事業(17)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

(3) 子育て支援ネットワークづくり

1 地域子育て支援拠点事業

○公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。

⇒P85 地域子ども・子育て支援事業(10)

こども家庭課

2 子育てサークルの育成支援

○親子遊びや他の親子との交流、また、保健師等の相談・指導を通じて地域での子育て支援および子育ての不安を解消するため、子育てサークルの周知を行う。

○市報等で園の実施スケジュールについて周知を行う。

保健医療課／こども家庭課

(4) 児童の健全育成

1 放課後子ども教室

○こどもたちの放課後、週末等の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。また、放課後児童クラブとの一体的な活動に向け協議を進める。

生涯学習文化財課

2 相談・支援体制の確立

○青少年の健全育成および非行を防止するための相談・補導等の活動を行うとともに、地域・学校・警察等関連機関との連携を強化する。

生涯学習文化財課

3 社会環境の浄化

○有害図書・薬物等の追放および飲酒・喫煙防止について、業界団体・事業者へ販売自粛等の要請を関係機関との連携により行う。

生涯学習文化財課

(5) 子育てに伴う経済的支援の充実

1 児童手当

○家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成および資質の向上のため、高校生年代までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。

こども家庭課

2 子どもの医療費助成制度

○こどもの保健の向上と福祉の増進のため、0歳から高校生年代までのこどもに係る医療費の一部を現物給付により助成する。

こども家庭課

3 児童の心臓病医療費の助成

○児童の心臓病に係る医療費の一部を助成する。事業周知に努め充実させる。

こども家庭課

4 保育料の軽減

○2歳児以下は保育料無償化対象外のため、2歳児以下を対象として実施する。

○引き続き、国の基準よりも多子判定の範囲を拡充し、保育料の軽減を継続する。

こども家庭課

5 妊婦のための支援給付事業

○全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、給付金の支給により経済的な負担軽減を図る。

○妊婦との面談を行い、妊娠期から心身の状況や環境等を把握し、切れ目のない支援につなげる。

保健医療課

6 小学校就学援助・中学校就学援助

○経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等就学のための援助を行う。

学校支援課

7 唐津市奨学金

○高校、大学等に進学希望者で、経済的理由により就学困難な者に対し、奨学資金を貸与する。

○市内中学校、高校に募集要領を送付して奨学金制度の周知を行う。

学校支援課

8 学校給食費の支援

○多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、要件に該当する第3子以降の学校給食費の支援を行う。

学校給食課

2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

(1) こどもや母親の健康の確保

1 母子健康手帳交付

○妊娠届け時に、妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していく母子健康手帳を交付する。

○母子健康手帳交付と併せて妊娠週数に必要な妊婦健診受診票を発行し、丁寧な面談をすることでハイリスク妊婦を把握し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施する。

保健医療課

2 妊婦健康診査事業

○母子手帳交付時に、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を交付する。

○妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康管理や胎児の成長を促すことを目的とし、疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、健康の保持増進を図る。

⇒P89 地域子ども・子育て支援事業(14)

保健医療課

3 周産期医療体制の整備

○周産期医療対策委員会および専門部会を実施することにより、市内における周産期医療体制の状況を把握し、安心してこどもを生み育てる環境づくりを推進するための体制の確保を図る。

保健医療課

4 産後ケア事業

○出産後、安心して子育てができるよう、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う。

○市内の産婦人科医療機関2か所で、宿泊型（ショートステイ）、日帰り型（デイサービス）を実施し、あわせて保健センターの助産師等が、自宅を訪問し支援する訪問型（アウトリーチ）を実施する。

⇒P89 地域子ども・子育て支援事業(15)

保健医療課

5 乳児健診の受診票交付

○出生届け時に一人あたり2枚の乳児健診受診票の交付を行う。

○身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な保健指導を行い、乳児の健康を保持増進させる。

○2か月児相談や赤ちゃん訪問等、保健師と出会う場面で乳児健診の重要性を伝え、受診につながるよう取り組む。

○未受診者には電話連絡や訪問などで周知し、受診率の向上を目指し、乳児の健康を保持増進させる。

保健医療課

6	乳児家庭全戸訪問事業	○子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する。 ⇒P82 地域子ども・子育て支援事業(5)	保健医療課
7	養育支援訪問事業	○様々な原因により養育支援が必要な家庭へ、専門的相談・指導、助言を行う目的で訪問する。 ⇒P83 地域子ども・子育て支援事業(6)	保健医療課
8	乳幼児相談（再掲）	○保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。 ○予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。	保健医療課
9	すくすく子育て相談会	○唐津市保健センターにおいて、育てにくさや落ち着きのなさなど支援の必要がある幼児とその保護者に対し、相談会を実施し、育児不安の軽減や虐待予防および適切な療育を促す。	保健医療課
10	電子母子手帳（からつっこ）アプリ	○アプリにより母子健康手帳交付の事前申請を行えるようにする。来庁時には、事前申請内容に応じた支援につなげられる面談対応を行う。	保健医療課
11	1歳6か月児健診	○1歳6か月から1歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。 ○今後も未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指す。	保健医療課
12	3歳児健診	○3歳6か月から3歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。 ○今後も未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指す。	保健医療課

13	2歳児歯科教室	保健医療課
○2歳児とその保護者に対して、歯科保健の健康教室を実施する。引き続き、口腔保健の意識の向上に努める。		
○歯科健診を受けることにより、家庭全体でのむし歯予防を推進する。併せて発達や育児不安への支援を実施する。		
○対象児にとどまらず親子での歯科健診を勧め、家族みんながお口の健康に関心を持ってもらえるような教室にしていく。		
14	フッ素塗布事業	保健医療課
○1歳6か月児健診、2歳児歯科教室の実施時にフッ素を塗布することで歯質を強化し、歯の健康に対する意識を高め、う歯（むし歯）予防につなげる。		
15	フッ素洗口の推進	保健医療課
○保育所・認定こども園等において集団でフッ素洗口を行うことにより、歯質を強化し、う歯（むし歯）予防につなげる。		
○継続してフッ素洗口を行うように保育所・認定こども園等をサポートする。		
○1人でも多くのこどもたちが実施できるように未実施の園に理解を深めてもらい、う歯予防に努める。		
16	母子保健推進員の活動事業	保健医療課
○こどもたちが心身ともにすこやかに成長するため、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指す。		
○地域に密着した活動により母子保健の向上に努める。		
17	乳幼児予防接種	保健医療課
○乳幼児に定期的な予防接種を実施し、疾病の罹患を防ぐ。継続して実施し、疾病のまん延を予防する。		
○未接種者へ継続して通知や受診勧奨を工夫して実施し、接種率100%を目指し、疾病の罹患とまん延の予防に役立つよう取り組みを行っていく。		

18	各種予防接種の受診推奨	
○受診率は上がっているが、麻疹風しんに関する特定感染症予防指針で定められている接種率95%以上という目標は達成できていないため、未受診者に対する通知などの接種勧奨の時期を早めて接種率の向上に努める。 ○他の予防接種に関しても、接種の目的など周知を図り、接種率を上げるため個人通知や広報の方法など工夫して行っていく。		保健医療課
19	妊婦等包括相談支援事業	
○こども家庭相談室と保健医療課両機能が連携・協働を図るこども家庭センターにより、一体的に相談支援業務を実施する。 ○妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を両機能で連携・協働できるように情報共有、連携を図っていく。		
	⇒P73 地域子ども・子育て支援事業(1)	保健医療課
20	親子食育教室	
○離乳食初期の母子を対象に離乳食の必要性和乳幼児期の成長発達を含めた食の大切さ、食に関する知識の普及、および育児支援を図る。		保健医療課
21	5歳児子育て相談会	
○専門家による個別相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減と、5歳児の就学後の不適應を少なくするための支援を行う。 ○5歳児(年中児)全員を対象とした5歳児健診について、医療機関等の関係機関との連携・調整、課題の整理を行い、実施に向けた体制整備を進めていく。		
		保健医療課

(2)「食育」¹の推進

1 食生活改善推進員の養成

○厚生労働省の基準の20時間以上のカリキュラムを履修する。6回コースで実施する。

保健医療課

2 食生活改善推進協議会

○食生活改善推進協議会による地区組織活動として、伝達講習会やおやこ食育教室等を行い、食育を推進する。

保健医療課

3 保育所・認定こども園等や学校における食育推進

○栄養教諭、学校栄養職員と協働しながら食育の推進と学校給食指導の充実を図る。

○地域人材（団体）を活用しながら食育の推進を図る。

○健康づくり推進協議会、健康づくりネットワーク会議を開催し、地域住民や学校や保育会、子育て情報支援センター等連携し、食育推進を図る。

保健医療課／学校教育課／こども家庭課／学校給食課

¹ 食育：食に関する様々な経験を通し、食の知識、選ぶ力を身につけ、生涯にわたり元気を作る食生活を実践できる力を育むこと。

(3) 思春期保健対策の充実

1 唐津市青少年支援センターでの相談活動

- 青少年の健全育成および非行を防止するための相談活動を行う。
- 早期に相談可能な体制を目指すため、学校および関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーおよび臨床心理士を積極的に活用する。

生涯学習文化財課

2 性に関する指導支援事業（県事業）

- 若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的として、主に小学4～6年生、中学2年生を対象に、学校医または産婦人科協力医等による講演会等を実施する。

学校教育課

3 性や性感染症予防に関する学習

- 小・中学生において、エイズ教育・性教育の学習を行う。
- 発達段階を考慮しながら系統的に「エイズ教育」を継続して実施する。

学校教育課

4 防煙教育

- 学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、防煙教育を実施する。
- 保健分野で発達段階に応じた指導を継続して実施する。

学校教育課

5 中学校子育てサロン

- 中学校内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会を作り、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施する。

生涯学習文化財課／学校教育課

(4) 小児医療の充実

1 地域連携小児救急センター

- 児童の急病に対応するため、平日は20時から翌朝の6時まで、土曜日の18時から翌朝の6時まで、日曜日・祝日の9時から翌朝6時まで小児救急センターにおいて診療を行う。

保健医療課

3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

1 中学校子育てサロン（再掲）

○中学校内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会を作り、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施する。

生涯学習文化財課／学校教育課

2 男女共同参画推進の講演会、セミナー等の開催

○家庭や地域でこどもに関わる周囲の大人に対して、無意識の偏見や性別役割分担意識を解消するような講演会やセミナー等を開催する。

○YouTube動画を作製するなど、集まるだけではない啓発の方法を引き続き工夫していく。

男女共同参画課

3 職場体験活動

○こどもたちが自分の夢である職業、興味のある職業について調べ、体験学習を行う。

学校教育課

(2) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

1 スクールカウンセラー事業

○児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するカウンセラー¹を配置し、小学校におけるカウンセリング機能を充実させる。中学校においては県の事業で実施。

⇒ヤングケアラーへの支援

学校教育課

2 スクールソーシャルワーカーの配置

○問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築、支援を行う。

○県事業として実施しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー²の活用を充実させる。

⇒ヤングケアラーへの支援

生涯学習文化財課

1 スクールカウンセラー：児童・生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う心理の専門職。

2 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決に関わる専門職。

3	心の教育 ○道徳および全教育活動の中で、道徳的心情や道徳的实践を行う。 ○「ふれあい道徳」（年に1回は保護者や地域の方が道徳の授業に参加して学ぶ取り組み）を充実させる。	学校教育課
4	健康・レクリエーションスポーツの推進 ○市民スポーツ大会、地域スポーツ大会等の開催、スポーツ推進委員によるスポーツ教室等を開催する。 ○スポーツ推進委員を各種研修会へ派遣し、地域における指導者の育成を進める。 ○さらなる普及や成長につながる事業ができないか検討していく。	スポーツ振興課
5	ふれあい活動 ○お年寄りや専門知識を身につけた地域人材を活用し、ふれあい活動等を実施する。	学校教育課
6	フリー参観 ○設定された授業参観日だけでなく、いつでも参観できる環境を整える。 ○「唐津市教育の日」の授業参観の継続とともに、学校はいつでも自由に参観できる準備があることを地域、保護者へ啓発する。	学校教育課
7	学校評議員制度 ○学校、家庭および地域が連携協力しながら一体となって、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校評議員を置く。	学校教育課
8	幼保小の連携教育 ○児童期の指導上の問題や保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を行うため、保育所・認定こども園等・小学校が連携していく。 ○幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教諭や保育士の資質向上を目的に合同研修会を実施する。	学校教育課
9	施設整備の推進と有効利用 ○学校体育施設の開放、施設の利用状況の情報提供を行う。 ○年次的な改修計画を立て、社会体育施設の改修を行う。	教育総務課／スポーツ振興課
10	教育支援室「スマイル」 ○不登校児童・生徒に対して、指導員が学校と連携しながら教育支援を行う。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上**1 いきいき学ぶからっ子育成事業**

○地域人材を活用した体験活動などを通じ、各学校や地域の実情に応じて地域と連携し、豊かな心で自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を図る。

○活動内容は積極的にプレスリリースを行い、家庭や地域に発信を行うとともに、リーフレットを作成するなど活動内容や事業効果をアピールしていく。

学校教育課

2 家庭教育の充実

○家庭教育講座（読書活動等）を通じ、家庭教育力の向上を目指す。また、学校やPTAが中心となり講演会を開催し、家庭教育力の必要性を啓発する。

学校教育課／生涯学習文化財課

3 本が育む親子の絆事業（ブックスタート事業・絵本とこんにちは事業）

○生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期に絵本をプレゼントし、こどもに読書の習慣を定着させることで今後の人生を豊かなものとする。

○こどもたちを対象にしたイベントを開催し、本への興味を促してこどもの読書活動の推進を図る。

近代図書館

4 文化芸術活動の推進

○学校や地域において文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実する。

観光文化課

5 たくましいからっ子育成事業

○家庭・学校・地域が連携し、青少年の思いやりの心や社会性、主体性、創造性など心豊かな人格形成に貢献するため、自然体験、社会活動体験、郷土学習、世代間交流等の活動を実施する。

生涯学習文化財課

6 地域資源の有効活用

○公民館、自治公民館等を家庭教育および地域教育の場として活用する。

○地域活動の中心となる各公民館において実施している家庭教育事業および地域教育事業について周知する。

生涯学習文化財課

7 農業体験・漁業体験等の実施

○小学校および地域において、各種体験等を実施する。地域およびJA等の協力を得て、地域一体となった本物に触れる体験活動等を実施する。

○いきいき学ぶからっ子育成事業を活用して、多くの小学校で農業・漁業体験等を実施する。

学校教育課

8 奉仕活動・体験活動推進事業

○奉仕活動を通し、地域活動の活性化を目指しつつ人との関わりを学習する。地域の人が協力、参加しやすい活動となるように努める。

○いきいき学ばからつ子育て事業を活用して、多くの小中学校でボランティア活動の実施を推進する。

学校教育課

9 多文化共生の理解推進

○多文化共生や国際交流に関するワークショップ等を開催し、多様性の理解を深め、多文化共生の意識醸成を図る。

地域づくり課

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

1 有害環境の浄化活動

○青少年の健全育成および非行を防止するため、犯罪発生箇所、たまり場等の重点地域の巡回および相談・補導等の活動を行う。

○地域を含めた見守り活動を実施する。

生涯学習文化財課

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅および居住環境の確保

1 公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の検討

○公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を目的とする。多子世帯向け優先入居となる特定目的の住宅はないが、多子世帯については、入居者の選考に際し公開抽選における当選率の優遇措置を行う。

建築住宅課

2 市営住宅等についての情報提供

○市営住宅の入居補欠者募集（定期：毎年6月）や、空き家等が発生した場合の随時募集について、市報掲載による情報提供のほか、ホームページや行政放送でも情報提供を行う。

○県営住宅の入居補欠者募集についても同様に、市報掲載およびホームページや行政放送でも情報提供を行う。

建築住宅課

3 シックハウス対策の推進

○設計時点で、ホルムアルデヒド発散レベルの最も低いフォースター以上の建材を選定し対応する。

建築住宅課

(2) 安全な道路交通環境の整備

1 こどもやこども連れ等の交通弱者に配慮した道路環境づくり

○防護柵や道路反射鏡など、交通安全施設の整備を行う。

○唐津市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道等のバリアフリー化を進める。

○唐津市通学路安全推進プログラムに基づき、小学校の通学路の点検と対策を行い、こどもやこども連れにも配慮した道路環境づくりを進める。

道路河川管理課／学校支援課

(3) 身近な生活圏における公園の整備

1 こどもが安心して利用できる公園づくり

○日常的に利用する身近な公園（児童公園、児童遊園など）については、公園の充足状況や利用状況等を考慮しながら、再配置を推進する。

○老朽化した遊具などの公園施設の更新や、適切な維持管理により、公園の利用環境を整備する。

都市計画課

(4) 安心して外出できる環境の整備

1 施設のバリアフリー化の推進

○公的施設等において、段差解消、自動ドア、エレベーターの設置やこども連れに配慮した多目的トイレ、授乳室の設置など、バリアフリー化を推進する。

関係各課

2 公共施設等におけるユニバーサルデザイン化

○施設の改修・更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮するなど、市民のニーズも考慮し、機能性の向上に努める。

関係各課

3 関係機関・団体と連携したパトロール活動

○PTAや地域団体と連携して、登下校時間帯や夜間にこどもを見守る防犯活動を行う。

学校教育課

4 こども110番の家

○こども110番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

○こどもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪被害発生の防止につなげる。

生涯学習文化財課

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等

1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発

- 労働者の勤務時間の調整や有給休暇および育児休業の取得などについて、事業所等に対して啓発を行い、男女を問わず子育てに取り組める環境づくりを進める。
- ポスターやチラシ等の配布をはじめ、広く機会を捉え啓発を行う。

商工振興課

2 男女共同参画と女性活躍推進の講演会、セミナー等の開催

- 男女がともに働きやすい職場環境づくりのため、企業の経営者や管理職に対して、意識啓発を促す講演会やセミナー等を開催する。
- 講演会やセミナー以外でも、より効果的な啓発の方法を引き続き検討する。

男女共同参画課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

1 延長保育事業（再掲）

- 保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。

⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)

こども家庭課

2 病児・病後児保育（再掲）

- 病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。
- 病後児対応型と体調不良児対応型を行う。
- 当該事業実施施設の周知を行う。

⇒P87 地域子ども・子育て支援事業(12)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

3 ファミリー・サポート・センター事業（ラビットくん）（再掲）

- 子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

- 子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。

⇒P88 地域子ども・子育て支援事業(13)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

4 事業所内託児所への支援

- 労働者を多数雇用する事業所において様々な就労形態に応じた保育を提供している事業所内託児所に対し、必要に応じて立入調査等を行い、安全な保育を確保するための助言等を行う。

こども家庭課

6 こども等の安全の確保

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

1 園児の交通安全教室

○園児に向けて交通安全教室を行い、交通安全教育を進める。

道路河川管理課

2 児童・生徒の交通安全教室

○児童・生徒に対する交通安全教育を実施する。

○新1年生の新学期の事故をはじめ、低学年の事故が多発していることから、引き続き交通安全教室等を通して交通安全教育を充実させる。

学校教育課

3 交通安全運動の実施

○年4回の交通安全県民運動時に警察および交通安全指導員会等と連携し、啓発活動を行い、交通安全思想の普及と交通事故の防止を進める。

○高齢者に特化した普及活動については、免許返納後の支援サービスの周知を行う等、高齢者支援課と連携し進めていく。

道路河川管理課

(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

1 学校関係者や関係団体等との情報交換

○青少年育成協議会や民生委員、駐在員、警察との定期的な情報交換の場を設定する。

学校教育課

2 関係機関・団体や地域住民への犯罪等に関する情報の提供

○情報提供の手段として、「家庭連絡ツール」を有効活用し、声かけ事案等を学校や保護者等と共有し、個人情報に留意しながら注意喚起を行う。

学校教育課

3 こどもを対象とした防犯指導

○不審者侵入や不審者の声かけに対する防犯教室を実施する。

学校教育課

4 こども110番の家（再掲）

○こども110番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

○こどもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪被害発生の防止につなげる。

生涯学習文化財課

(3) 虐待被害に遭ったこどもの保護の推進

1 要保護児童対策地域協議会

○要保護児童対策地域協議会¹において、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。

○こども家庭相談室が事務局となり、要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携強化に努める。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

1 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関や児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成される協議会。

7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

1 母子保健事業による虐待防止の推進

○こどもの人権が守られるよう、妊娠・出産期から母子と接する家庭訪問、各種健診等の母子保健事業を活用し、児童虐待のリスクの早期発見、関係機関の連携による早期の対応につなげる。

保健医療課

2 育児相談機能の強化

○こども家庭センターおよび子育て支援センターで相談、情報提供等を行う。各相談機関の周知を行い、気軽に相談できる体制を整える。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課／こども家庭相談室／保健医療課

3 育児サークル等の機会の提供

○保護者の地域での孤立化を防ぐため、乳幼児相談や家庭訪問時に育児サークル参加を呼びかける。

○乳幼児相談や幼児健診時に情報の提供を継続して行う。

保健医療課

4 要保護児童対策地域協議会（再掲）

○要保護児童対策地域協議会において、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。

○こども家庭相談室が事務局となり、要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携強化に努める。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

5 児童相談所の周知と連携

○佐賀県北部児童相談所¹（唐津保健福祉事務所内）は、児童虐待などの養護相談だけでなく、非行相談やこどもの発育・発達などこどもに関する悩みや心配ごとの相談機関であることを市民に周知する。

○児童虐待発生時は、佐賀県北部児童相談所と連携し、迅速・的確な対応につなげる。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

1 児童相談所：児童福祉法に基づき設置された児童福祉の専門機関のこと。18歳未満のこどもに関する相談や助言、問題児童の指導、一時保護など広範な業務・役割を担っている。佐賀県北部児童相談所は唐津保健福祉事務所内にある。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進**1 児童扶養手当**

○母子家庭、父子家庭等の生活の安定と自立を促進するため、一定の所得を超えない児童の母親等に児童扶養手当を支給する。

こども家庭課

2 ひとり親家庭等医療費助成

○母子家庭、父子家庭および父母がいない児童等に対して、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目指す。

こども家庭課

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

○母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦の生活安定や扶養しているこどもの福祉増進のため、各種資金の貸付を行う。

こども家庭相談室／佐賀県

4 母子生活支援施設

○18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母親が、生活上の様々な事情により、こどもの養育が十分できない場合に、こどもと一緒に入居できる施設であり、生活相談や援助を進めながら自立を支援する。

こども家庭相談室

5 母子・父子自立支援員

○母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦に対し、就業等に関する支援を行い、関係機関との連携を図り相談支援を充実させ、自立の促進を図る。

こども家庭相談室

6 鉄道（JR）運賃の割引

○児童扶養手当を受けている母子家庭等が通勤にJRを利用する場合に運賃を割引する。
○制度周知を行い、適切に事業を実施する。

こども家庭課

7 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

○認定を受けた資格取得を目的とする養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母親および父子家庭の父親に対して、給付金を支給し生活負担の軽減を図る。

こども家庭相談室

8 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

○認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母親および父子家庭の父親に対して、給付金を支給し自立促進を図る。

こども家庭相談室

(3) 経済的に困窮する妊産婦への支援

1 助産施設

○経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に対し、入院助産ができるように支援する。

こども家庭相談室

(4) 障がい児施策の充実

1 障がいのあるこどもがいる家庭への経済的援助事業

- 特別児童扶養手当を支給する。
- 障害児福祉手当を支給する。
- 重度心身障害者医療費助成事業を実施する。

障がい者支援課

2 児童発達支援

- 発育・発達に不安のある小学校就学前のこどもや障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
- 一部の事業所で、こどもとその保護者が一緒に通所し、必要な療育を受けることができるよう支援する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

3 放課後等デイサービス

- 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのあるこどもに、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練などを行う。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

4 日中一時支援事業

- 在宅の障がいのあるこどもやその家族に対する支援として、日中を限度とした一時見守りを実施する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

5 居宅介護（ホームヘルプサービス）

- 在宅の障がいのあるこどもに対する支援として、身体介護等の居宅介護（ホームヘルプサービス）を実施する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

6 短期入所（ショートステイ）

- 強度行動障害等、特性の強いこどもが利用希望に至る場合が多い。必要に応じて北部地域障がい者相談支援センターと連携し社会資源不足による課題に取り組んでいく。

⇒ヤングケアラーへの支援

⇒ヤングケアラーへの支援

7	放課後児童クラブへの障がいのあるこどもの受け入れ	○障がいのあるこどもの受け入れを進めるため、引き続き各種研修の案内を事業所に周知していく。	こども家庭課
8	自立支援医療（育成医療）	○身体に障がいのあるこども、またはそのまま放置すると将来、障がいが生ずると認められる疾患があるこどもで治療効果が期待できる場合、指定医療機関において医療の給付を受けることができる。	障がい者支援課
9	障がいのあるこどもの保護者に対する育児相談の充実	○北部地域障がい者相談支援センターにて、障がいのあるこどもや障がいのある可能性のあるこども、またそのこどもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行う。	障がい者支援課
10	教育支援委員会による教育支援	○児童・生徒の就学について、適正な教育支援、特別支援教育の充実および地域社会への啓発を行う。	学校教育課
11	特別支援学級の実環境づくり	○小中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを進める。	学校教育課
12	教職員の資質向上	○全教職員が障がいの有無にかかわらず、こどもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育を充実させる。	学校教育課
13	保育士等の確保・資質向上	○引き続き、保育士等への障がい児への支援に関する知識・技術の向上を図るため、各種研修会の情報提供を行い、参加を促す。	こども家庭課
14	母子保健事業と療育事業の連携強化	○市関係各課や唐津保健福祉事務所等と情報を共有し連携を行う。 ○唐津保健福祉事務所での「ことばの相談」等に情報共有、連携を行う。 ○各児童発達支援事業所との連携を行う。	保健医療課

15	障がいのあるこどもの受け入れの促進	○障害児福祉サービス事業所と連携し、保育所等訪問支援の支給決定を行う。 ○医療的ケア児の受け入れについて継続的に児童を支援していくため、定期的にケース会議を実施し、適切なケアが行えるよう支援する。	こども家庭課／障がい者支援課
16	特別支援教育就学奨励費	○特別支援学級等で学ぶ障がいのある児童・生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、給食費や学用品費等の援助を行う。	学校支援課
17	学校における進路指導の充実	○障がいのあるこどもの有する可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について関係機関に働きかける。	学校教育課
18	学校教育施設のバリアフリー化の推進	○学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置を充実させるとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化を進める。	教育総務課

（５）社会的養護が必要なこどもへの施策

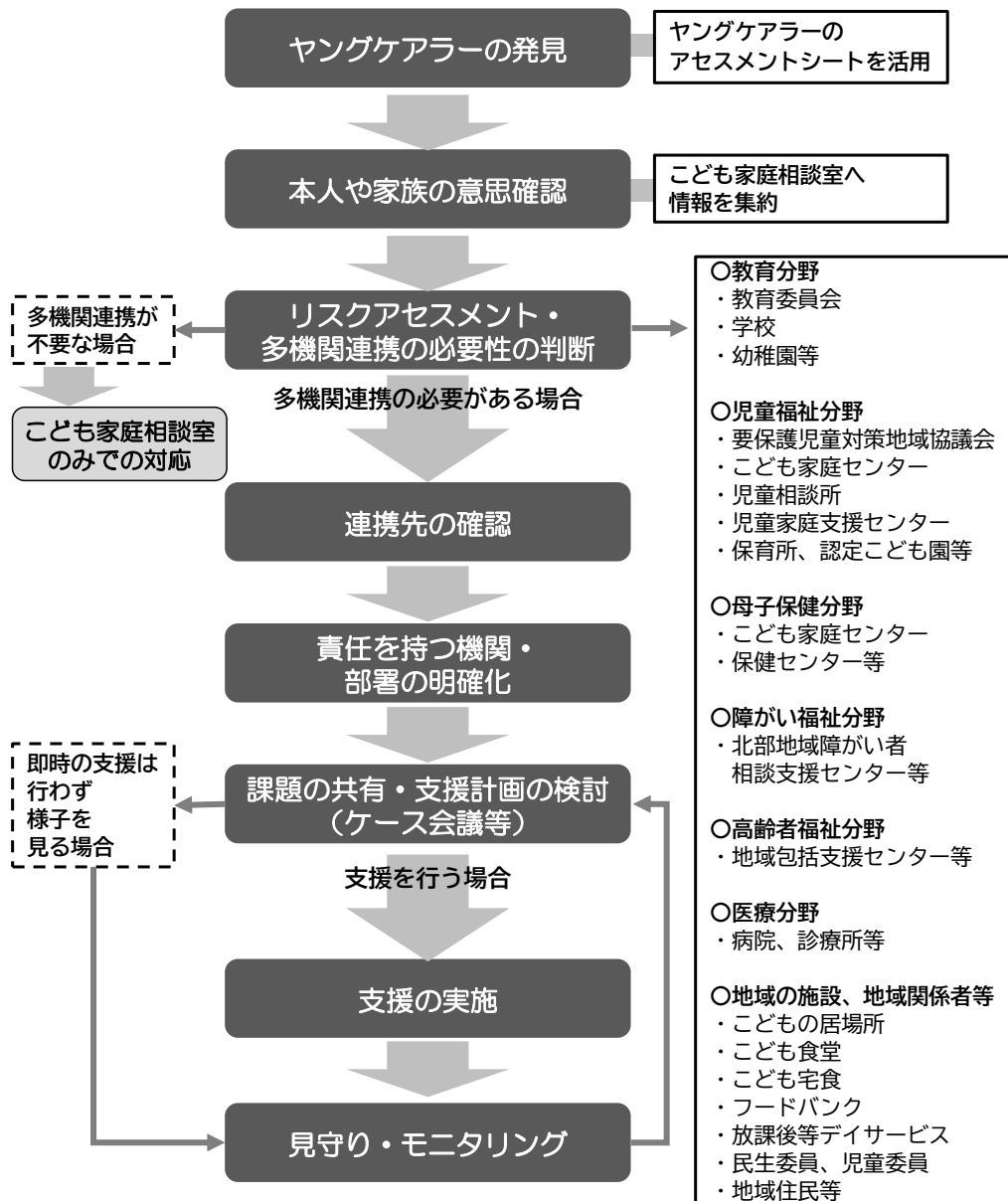
1	里親制度	○保護者の障がい、死亡、貧困、虐待などにより自分の家庭で暮らすことができないこどもを、児童福祉法に基づいて登録された里親が養育する制度。	佐賀県
---	-------------	---	-----

（６）ヤングケアラーへの支援

1	ヤングケアラーへの支援	○教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。 ⇒ヤングケアラーへの支援	こども家庭相談室および関係各課
---	--------------------	--	-----------------

ヤングケアラー（18歳未満）支援の流れ

ヤングケアラー支援の基盤づくり



- 1 支援体制・連携体制の構築、整備
- 2 個別ケースの多機関連携による支援体制づくり
- 3 支援機関・支援関係者・地域住民向け人材育成、研修
- 4 地域住民・児童生徒向け周知啓発

第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こども大綱に示されるこどもの貧困対策

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

同法により、令和5年12月には、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、こども施策に関する重要事項のうちライフステージを通じた重要事項の中に「こどもの貧困対策」をあげ、それまでの「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策が踏襲され、以下の進めるべき施策が記載されています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援
- (5) その他

2 本計画による取り組み

こども大綱において、「こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題」、「こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある」、「地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める」とされています。

唐津市におけるこどもの貧困対策も、現在経済的な困窮状態にある家庭やその家庭に属するこどものみではなく、唐津市の全てのこどもと子育て家庭を念頭において、多様な施策が総合的に展開されるべきものです。

そのため、本計画の第5章に掲げた取り組み等の各所に、関連する施策が存在します。

前述の、こども大綱による施策の整理に沿うかたちで、唐津市におけるこどもの貧困の解消に向けた対策を整理すると、以下の表のとおりとなります。

(1) 教育の支援

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P96	小学校就学援助・中学校就学援助	学校支援課
第5章 P96	唐津市奨学金	学校支援課

(2) 生活の支援

保護者の生活支援

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P107	公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の検討	建築住宅課
第5章 P107	市営住宅等についての情報提供	建築住宅課
第5章 P109	多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等	商工振興課
第5章 P113	母子生活支援施設	こども家庭相談室
第5章 P113	鉄道（JR）運賃の割引	こども家庭課

保護者の生活支援（保育等の確保）

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第4章 P69～P71 第5章 P94	通常保育事業	こども家庭課
第4章 P69～P71 第5章 P94	認可外保育施設	こども家庭課
第4章 P74 第5章 P94	延長保育事業	こども家庭課
第4章 P74 第5章 P94	時間外預かり保育	こども家庭課
第4章 P75～P81 第5章 P92	放課後児童クラブ	こども家庭課
第4章 P86 第5章 P92	一時預かり事業	こども家庭課
第4章 P88 第5章 P92	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課
第4章 P90 第5章 P95	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園支援事業）	こども家庭課

こどもの生活支援（食育の推進）

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P101	食生活改善推進員の養成	保健医療課
第5章 P101	保育所・認定こども園等や学校における食育推進	保健医療課／学校教育課／こども家庭課／学校給食課

こどもの居場所づくり

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P94	こどもの居場所等支援コーディネート事業	こども家庭課
第5章 P95	放課後子ども教室	生涯学習文化財課
第5章 P104	健康・レクリエーションスポーツの推進	スポーツ振興課

（３）保護者に対する就労の支援

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P93	就労支援事業	こども家庭相談室
第5章 P113	母子・父子自立支援員	こども家庭相談室
第5章 P113	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	こども家庭相談室
第5章 P113	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭相談室

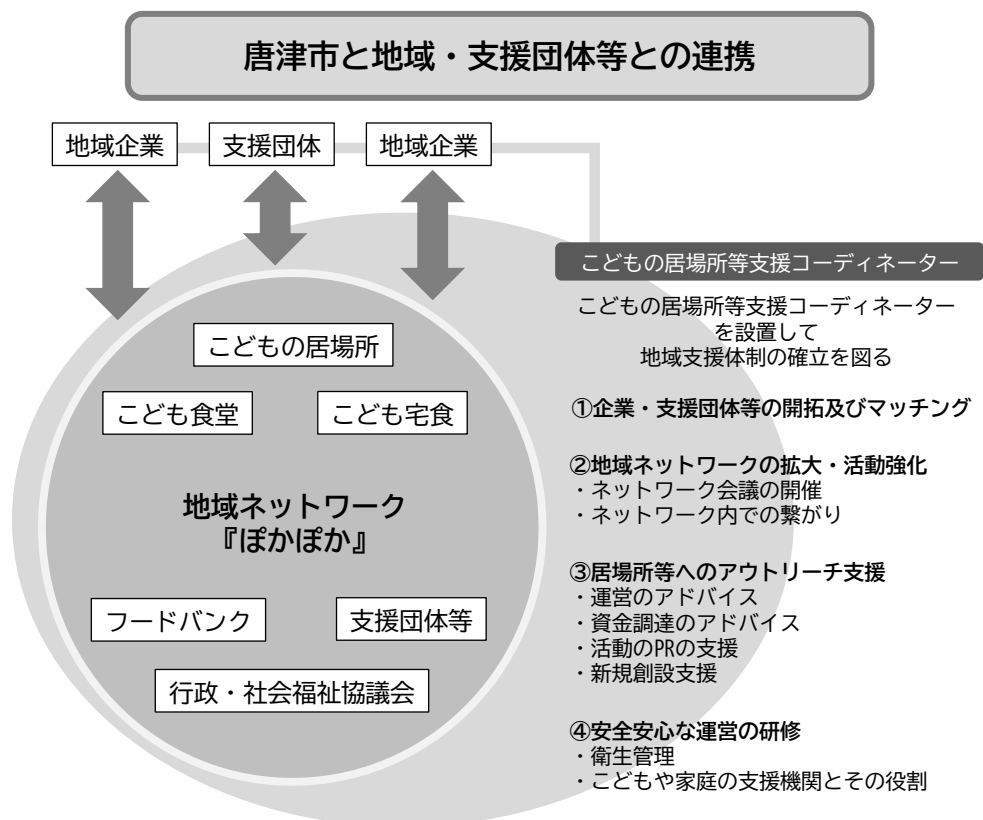
（４）経済的支援

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第5章 P96	子どもの医療費助成制度	こども家庭課
第5章 P96	保育料の軽減	こども家庭課
第5章 P113	児童扶養手当	こども家庭課
第5章 P113	ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課

第5章 P113	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭相談室／佐賀県
第5章 P114	障がいのあるこどもがいる家庭への経済的援助事業	障がい者支援課

(5) その他(相談、早期把握)

記載ページ	事業・取り組み	担当課
第4章 P72 第5章 P93	利用者支援事業 (P93: こども家庭センター、子育て支援センター)	こども家庭課／保健医療課 ／こども家庭相談室
第4章 P82 第5章 P98	乳児家庭全戸訪問事業	保健医療課
第4章 P83 第5章 P98	養育支援訪問事業	保健医療課
第4章 P85 第5章 P95	地域子育て支援拠点事業	こども家庭課
第4章 P89 第5章 P97	産後ケア事業	保健医療課
第5章 P103	スクールカウンセラー事業	学校教育課
第5章 P103	スクールソーシャルワーカーの配置	生涯学習文化財課



第7章 計画の推進体制と進管理

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、こどもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。こども・子育て支援を基本に、様々な取り組みを総合的に推進するための計画であることから、各施策を効果的に、また確実に進めていくため、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化に努めます。

また、行政だけでなく、地域における様々な主体の理解と関わりが重要であることから、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域活動団体等との連携・協働を図り、計画の推進に取り組みます。

2 こどもの意見聴取

こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

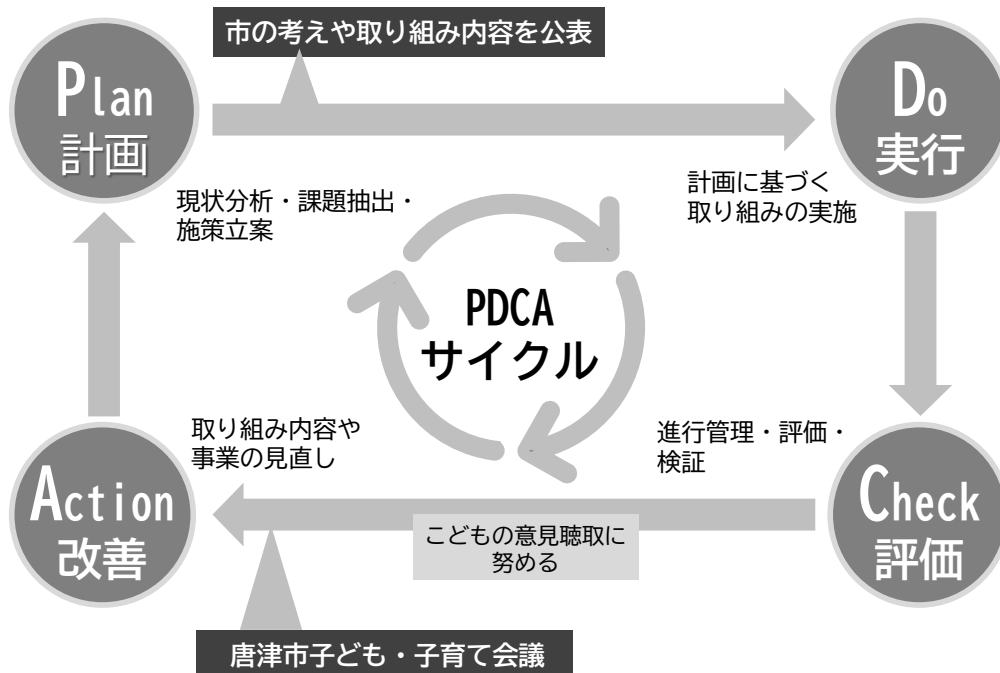
本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもたちの意見を聴く機会や場を設けることに努め、取り組みの実行や必要に応じた見直し等にも反映させるよう努めていきます。

3 計画の進管理

本計画は、市のホームページや広報紙等において、市の考えや取り組み内容を公表していくことで、市民の理解と協力を得られるように努めます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取り組みの進捗状況についての点検・評価を適宜庁内で点検するとともに、唐津市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ 計画の点検・評価と進行管理における PDCA サイクルのイメージ



資料編

計画策定の経過

年 月 日	会議・内容等
令和6年2月15日 ～2月29日	○こどもの生活アンケートの実施 ・市内小学5年生の保護者 1,089 名（回収率 83.7%） ・市内小学5年生児童 1,089 名（回収率 88.0%） ・市内中学2年生の保護者 1,107 名（回収率 72.4%） ・市内中学2年生生徒 1,107 名（回収率 72.4%）
令和6年2月28日 ～3月22日	○子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 ・就学前児童（0～5歳）の保護者 2,000 名（回収率 50.9%） ・小学生（1～6年生）の保護者 2,000 名（回収率 49.1%）
令和6年3月	○こどもの生活（ヤングケアラー）についてのアンケートの実施 ・市内小・中学校の小5・中2担任・副担任教諭および養護教諭
令和6年3月22日	○第15回唐津市子ども・子育て会議 ・「こどもの生活アンケート」および「ニーズ調査」実施内容について ・「唐津市子ども・子育て支援事業計画」次期（第三期）計画策定へ向けたスケジュールについて
令和6年6月27日	○第16回唐津市子ども・子育て会議 ・各種調査結果報告について ・第三期計画策定にかかる現状と課題の把握 ・計画骨子案について ・今後のスケジュールについて
令和6年10月15日	○第17回唐津市子ども・子育て会議 ・「第三期子ども・子育て支援事業計画」における提供区域設定について ・「第三期子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み（案）について ・子ども・子育て支援事業計画（素案）第1章・第2章 ・こどもの意見聴取について
令和6年12月20日	○第18回唐津市子ども・子育て会議 ・第三期子ども子育て支援事業計画素案について ・こどもの意見聴取の実施内容等について
令和6年12月26日	○唐津市こども・若者ヒアリング～からっつ子 VOICE～の実施 ・市内在住の高校生によるグループトーク
令和7年1月6日 ～1月31日	○パブリックコメントの実施 ・第三期子ども・子育て支援事業計画素案
令和7年2月21日	○第19回唐津市子ども・子育て会議 ・第三期子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・第三期子ども・子育て支援事業計画の承認について

唐津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、唐津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令 5 条例 25・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

(令 5 条例 25・一部改正)

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

唐津市子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和6年11月1日から2年間)

	区分	団体等	団体名称	(団体役職)	委員名
1	子どもの 保護者	保育所	保育所保護者会 (なごや保育園 保護者会)	会長	大久保 知子
2		幼稚園	幼稚園保護者会 (昭和幼稚園・なかよし保育園)	会長	小宮 弘武
3		小中学校	唐津地区PTA連合会	会長	本吉 佳子
4	事業 従事者	保育所	唐津市保育会 (なごや保育園)	会長 (園長)	齊藤 隆沙
5		幼稚園	佐賀県 私立幼稚園連合会 唐津支部 (昭和幼稚園・なかよし保育園)	支部長 (園長)	中村 恭子
6		認可外 保育施設	あかみず保育園	事務局	谷口 直哉
7		放課後 児童クラブ	唐津市社会福祉協議会 放課後児童クラブ	支援員	鈴木 恭子
8		子育て支援 事業者	NPO法人唐津市子育て支援 情報センター	センター長	山口 ひろみ
9	学識 経験者	大学 関係者	西九州大学 子ども学部	准教授	新井 馨
10		小中学校	唐津地区小中学校 校長会 (唐津市立湊小学校)	校長	浦元 奈美
11	市長が 適当と 認める者	地域 関係者	唐津市 民生・児童委員連絡協議会	唐津市主任 児童委員部会 部会長	岸本 辰也
12		企業 関係者	唐津商工会議所 (唐津信用金庫)	主任	保利 未来
13		母子保健 関係者	佐賀県 母子保健推進協議会唐津支部	支部長	石田 恵子

第三期 唐津市 子ども・子育て支援事業計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

発行年月：令和 7 年 3 月

発 行：唐津市保健福祉部こども家庭課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号

電 話：0955-72-9151

こども
まんなか



Karatsu